資料３９

府中市学校施設
改築・長寿命化改修計画改定素案
（答申）（案）

令和６年７月

府中市学校施設老朽化対策推進協議会

はじめに（改定版）

本改訂版は、令和２年２月に策定した「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」について、その後の社会的状況の変化を踏まえ、限られた財源の中で老朽化対策を継続的に実施するために、、、（修正中）

第一期改築実施校である、府中第八小学校、府中第一中学校の改築事業においても建設費高騰の影響を受け、、、（修正中）

目　次

第１章　本計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　　１．背景　４
　　２．目的　５
第２章　本計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　　１．本計画の位置付け　８
　　２．学校施設に関連する計画　９
第３章　学校施設の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
　　１．学校施設の役割とこれまでの整備の概要　１４
　　２．学校施設の保有状況　１６
　　３．学校施設の老朽化における現状と課題　２０
　　４．児童・生徒の教育環境における現状と課題　２５
　　５．新たな教育ニーズへの取組と課題　４０
　　６．地域拠点としての学校施設の現状と課題　４７
第４章　本市の老朽化対策の検討に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・　５７
　　１．老朽化対策の検討に当たって　５８
　　２．本市の老朽化対策の考え方　６３
第５章　本市の老朽化対策の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６７
　　１．老朽化対策の基本的な在り方について　６８
　　①学校施設の老朽化状況を踏まえた老朽化対策について　６９
　　②教育環境の充実を図ることについて　７４
　　③地域と連携し、地域の拠点となる学校について　７６
　　④将来の児童・生徒数の増減への対応について　７９
　　２．学校施設の整備スケジュール　８１
　　３．学校施設の整備費用　８２
第６章　各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針・・・・・・　８５
　　１．本市が目指すべき学校施設　８６
　　２．学校施設の全体整備方針　８７
　　３．学校施設における建物の整備方針及び配置方針　８８
　　４．学校施設における各諸室の整備方針　９０
第７章　継続的運用方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２１
　　１．本計画の見直しの考え方　１２２
　　２．今後の各学校における老朽化対策の進め方　１２４
資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２９

第１章

本計画策定の背景と目的

1.背景

本市の学校施設は、昭和３０年代に既存の木造校舎を鉄筋コンクリート造へ建て替えるとともに、高度経済成長に伴う人口増加などにより、児童・生徒数が急激に増加したことで、昭和３０年代から５０年代にかけて、新しい学校の建設や校舎の増築を集中的に行うなど、他の公共施設に先駆け、施設の整備が進められてきました。現在、これらの学校施設は建築後５０年以上が経過し、一斉に老朽化していることから、児童・生徒が安全・安心に学校生活を送るために、老朽化対策が重要かつ喫緊の課題となっています。

また、国全体においても、平成２４年１２月に発生した笹子トンネルの崩落事故などを受け、今後老朽化するインフラや公共施設などを国民が安全・安心に利用できるよう、中長期的な視点に立った計画的な維持管理や更新などの必要性が強く求められることとなりました。このことを踏まえ、国土交通省は平成２５年１１月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、各省庁及び地方公共団体に対し、インフラ及び公共施設の行動計画を策定することを求めました。

これを受けて、本市では、平成２８年度に本市のインフラ及び公共施設の行動計画として、「府中市公共施設等総合管理計画」を策定し、令和４年１月に改訂しました。

また、文部科学省では、各省庁の行動計画として、平成２７年３月に「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定するとともに、地方公共団体が所管する文教施設に対して、各地方公共団体の公共施設等総合管理計画を踏まえ、令和２年度までに、具体的な対応方針を定める、個別施設計画を策定するよう求めていました。

このことに加え、本市の学校施設は、本市の他の公共施設と比べ、老朽化が進行しており、さらに公共施設全体の延べ床面積のうち、４３％を占める施設でもあることから、学校施設の老朽化対策を実施することは、今後、学校施設と同様に老朽化を迎える他の公共施設の老朽化対策や本市の財政運営にも大きな影響を及ぼすことが見込まれます。このことから、学校施設には、学校施設の老朽化対策に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、中長期的な見通しを示し、計画的に老朽化対策を実施することが求められています。

2.目的

（１）目的

府中市学校施設改築・長寿命化改修計画改定（以下「本計画改定」という。）は、学校施設の老朽化対策に関する中長期的なスケジュールや費用を示すとともに、学校施設の老朽化対策を進める上での基本的な考え方を示すことにより、学校施設の老朽化対策を着実かつ計画的に実施できるよう定めるものです。

また、学校施設の整備に当たっては、公立学校として、できる限り公平な教育環境を確保することを目指すとともに、学校施設が地域から求められる様々な役割や機能を果たすことができるよう、各学校の施設整備に係る具体的な整備方針を定めるものです。

（2）計画期間と更新サイクル

本計画改定は、当初の計画を見直した結果、令和２年度から、第５章で示す全ての市立小・中学校の老朽化対策が完了する令和３７年度までの３６年間を計画期間とします。

ただし、この計画期間は長期にわたることから、計画期間内で、児童・生徒数の増減や建築コストの変動などの社会情勢の変化、教育ニーズの変化、学校建築に係る技術革新、本市の財政状況の変化など様々な変動が発生することが見込まれます。これらの変動に対応した計画としていくため、計画期間内で定期的に計画の見直しを行うこととします。最初の見直しとして、第一期改築実施校（八小・一中）の整備状況を反映するため令和５～６年度を改定期間とし、それ以降は、学習指導要領や府中市学校教育プランなどの関連計画や、改築事業を実施した学校の状況を見ながら、必要に応じて見直しを行います。

（3）対象施設

本計画の対象施設は、本市が所管する学校施設（小学校２２校、中学校１１校）を対象とします。（図表１）

【図表１　本市が所管する学校施設】

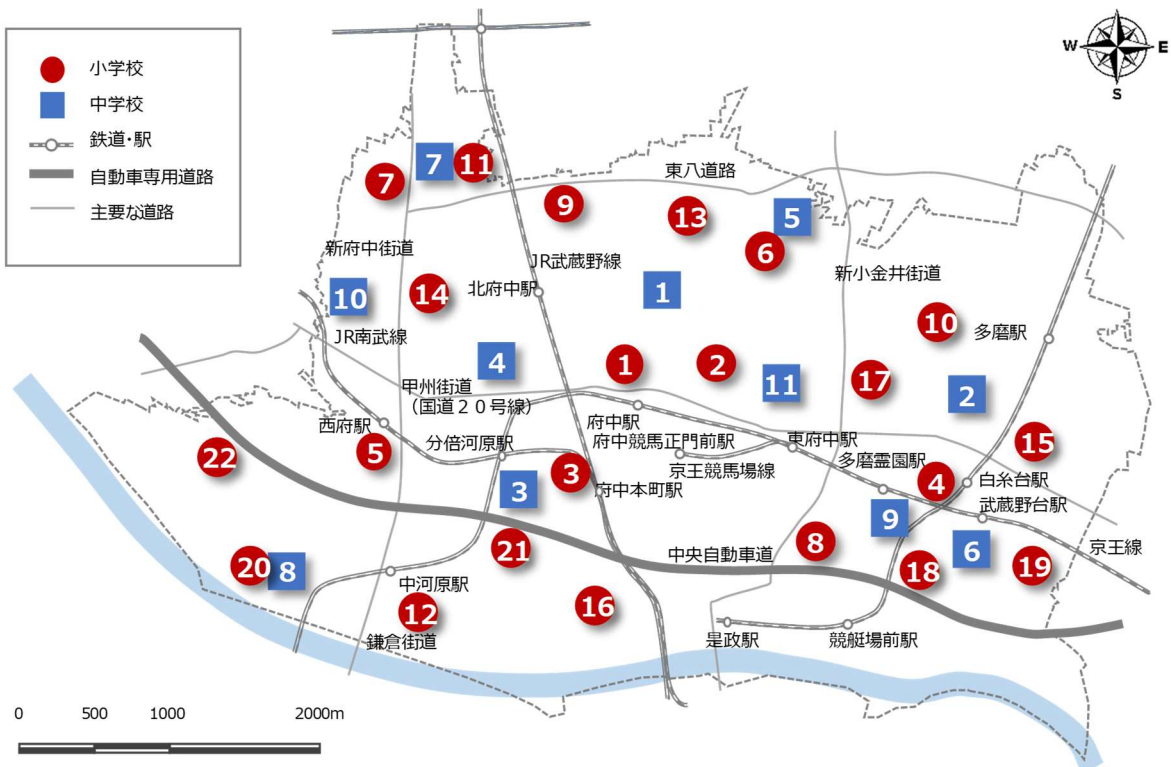

小学校名			中学校名		
1	府中市立府中第一小学校	(一小)	1	府中市立府中第一中学校	(一中)
2	府中市立府中第二小学校	(二小)	2	府中市立府中第二中学校	(二中)
3	府中市立府中第三小学校	(三小)	3	府中市立府中第三中学校	(三中)
4	府中市立府中第四小学校	(四小)	4	府中市立府中第四中学校	(四中)
5	府中市立府中第五小学校	(五小)	5	府中市立府中第五中学校	(五中)
6	府中市立府中第六小学校	(六小)	6	府中市立府中第六中学校	(六中)
7	府中市立府中第七小学校	(七小)	7	府中市立府中第七中学校	(七中)
8	府中市立府中第八小学校	(八小)	8	府中市立府中第八中学校	(八中)
9	府中市立府中第九小学校	(九小)	9	府中市立府中第九中学校	(九中)
10	府中市立府中第十小学校	(十小)	10	府中市立府中第十中学校	(十中)
11	府中市立武蔵台小学校	(武蔵台小)	11	府中市立浅間中学校	(浅間中)
12	府中市立住吉小学校	(住吉小)			
13	府中市立新町小学校	(新町小)			
14	府中市立本宿小学校	(本宿小)			
15	府中市立白糸台小学校	(白糸台小)			
16	府中市立矢崎小学校	(矢崎小)			
17	府中市立若松小学校	(若松小)			
18	府中市立小柳小学校	(小柳小)			
19	府中市立南白糸台小学校	(南白糸台小)			
20	府中市立四谷小学校	(四谷小)			
21	府中市立南町小学校	(南町小)			
22	府中市立日新小学校	(日新小)			

第２章

本計画の位置付け

1.本計画の位置付け

本市では、「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画として、「府中市公共施設等総合管理計画」を定めています。

本計画は、文部科学省の要請に基づき、府中市公共施設等総合管理計画を踏まえ、市立小・中学校の具体的な整備方針を定める個別施設計画として策定するものです。

図表２に本計画と学校施設に関連する計画との体系図を示します。

【図表２　本計画と関連計画の関係性】

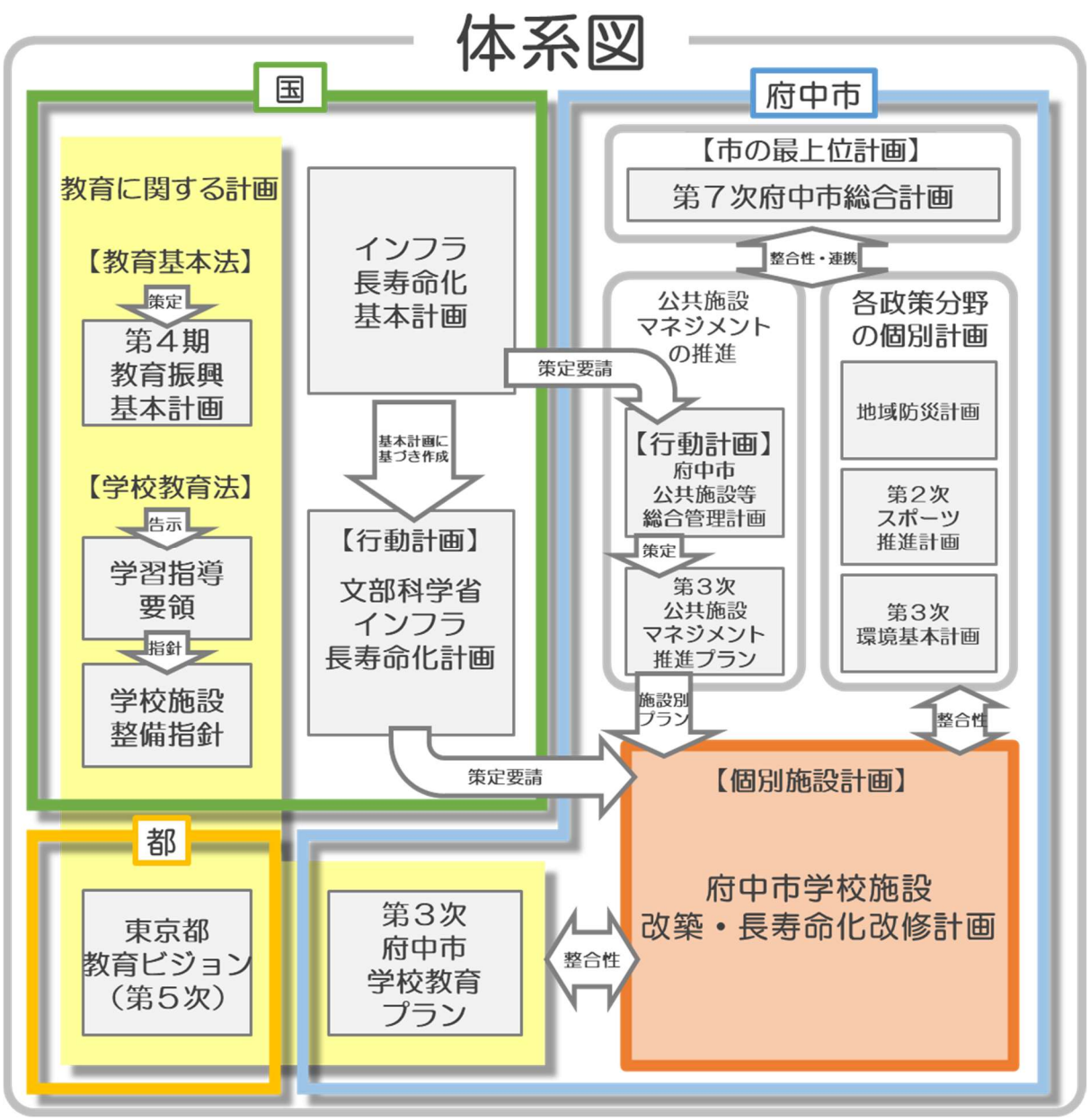

2.学校施設に関連する計画

本計画は、次に掲げる「教育に関する計画」やスポーツや防災などの「他の分野で関連する計画」、「公共施設マネジメントに関連する計画」などの学校施設に関連する計画との整合性を図っていきます。

（１）教育に関する計画

文部科学省では、教育基本法第１７条第１項に基づき、教育基本法に示された理念の実現と、学校教育を含めた我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図ることを目的として、「第４期教育振興基本計画」を策定しています。

学校教育については、教育基本法に基づいて、学校制度の基本を定める学校教育法があり、同法施行規則の規定に基づき、小・中学校などの教育課程や教科内容とその取扱いなどを示した、「学習指導要領」が告示されています。

これらに基づき、文部科学省は学校教育を進める上で安全上、保健衛生上、指導上などにおいて学校教育の場として適切な環境を確保できるよう、学校施設の整備に当たっての必要な留意事項を定めた「学校施設整備指針」を示しています。

これらに加え、令和６年３月に東京都では、教育基本法第１７条第２項に基づく、都における「教育振興基本計画」として、今後の５年間で都が取り組むべき基本的な方針とその達成に向けた施策展開の方向性を示した、「東京都教育ビジョン（第５次）」を策定しています。

本市においては、令和４年３月に、国の各種審議会の答申や報告、「学習指導要領」、「東京都教育ビジョン（第３次）」との整合性に配慮しながら、「第３次府中市学校教育プラン」を策定しています。この中で、本市の目指す子供像を「心豊かでたくましい子供」とし、「生きる力」を身に付けた児童・生徒を育むため、「確かな学力を育てる」、「豊かな心を育む」、「健やかな体をつくる」、「教育環境を充実する」、「家庭との連携を深める」、「地域の教育力を活用する」、「府中を愛する心を醸成する」の７つを柱とした、主要な学校教育の方向性を示しています。

本計画は、現行の文部科学省が定める「学習指導要領」や「学校施設整備指針」、「東京都教育ビジョン（第５次）」、「第３次府中市学校教育プラン」などとの整合性を図るとともに、平成２９・３０・３１年度に改定され、今後実施される次期学習指導要領などの動向にも注視し策定します。

また、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」などの文部科学省や各種審議会などが作成する学校施設の整備に関連する報告書や事例集などにも配慮しながら策定します。

（２）他の分野で関連する計画

本市では、「第７次府中市総合計画」を、市の最上位計画として、将来の長期的な展望の下に、市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針を定めており、各政策分野の個別計画などの諸施策の方向付けを行うものであると同時に、施策間の整合性や連携を図るための指針として、位置付けています。

本計画においても、「第７次府中市総合計画」との整合性を図るとともに、各政策分野の個別計画などにおける学校施設の役割や位置付けについても整合性を図るものとします。

（ア）地域防災計画

「地域防災計画」は、災害対策基本法の規定に基づき、災害の発生時に市民の生命・身体・財産などを保護するとともに、市内の被害を最小限にし、都市機能を維持していくことを目的とした、本市の総合的な防災対策の方針を示した計画です。

この中で、学校施設は指定避難場所及び一次避難所として位置付けられており、避難所の運営を円滑に実施するための具体的な行動計画として、「府中市避難所管理運営マニュアル策定ガイドライン」が示されています。

本計画については、これらの計画との整合性を図ることに努めることとします。

（イ）スポーツ推進計画

「第２次スポーツ推進計画」は、市民一人一人が、それぞれの立場で自主的・継続的にスポーツ活動に参加できるよう、その機会の提供と環境の整備を更に進めるなど、市のスポーツ施策の方向性を示した計画です。

この中で、「市民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備」の一つとして、市立小・中学校の体育館と校庭を学校教育上支障のない範囲で地域開放することにより、学校施設を身近にあるスポーツ活動の場として位置付けていることから、本計画はこの計画との整合性を図ることに努めることとします。

（ウ）環境基本計画

「第３次環境基本計画」は、市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営む上で必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくため、本市の各種計画及び施策の環境に関連する分野を立案・実施するに当たっての基本的な考え方を示した計画です。

この中で学校施設については、地球温暖化防止の観点から、２０５０年ゼロカーボンシティの実現を目指すため、新築や大規模改修を行う学校施設について、省エネルギー化及びＺＥＢ化・再生可能エネルギーの導入推進に取り組むとしています

また、文部科学省においても、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、それを教材として活用することで、児童・生徒の環境教育や地域の環境教育の発信拠点としても先導的な役割を果たすために、エコスクールを推進していることから、本計画はこれらの計画などとの整合性を図ることに努めることとします。

（３）公共施設マネジメントに関連する計画

本市では、市民共有の財産である公共施設を適切な規模で、かつ良好な状態で将来に引き継いでいくため、令和４年１月に「公共施設マネジメント基本方針」を改定し、「総量抑制・圧縮」、「機能に着目した施設の有効活用」、「質の確保」、「施設情報の活用」、「施設の維持・運用に係るコストの見直し」、「跡地等の有効な活用」及び「市民等との相互理解による取組の推進」の７つの方策を掲げるなど、公共施設マネジメントの取組の基本的な方向性を定めています。この基本方針に基づく実行計画として、「公共施設マネジメント推進プラン」を策定しており、計画的に取組を進めています。

学校施設に係る具体的な取組として、平成２９年１月には、公共施設マネジメントの取組の推進力を高めるモデル事業として、「学校施設の更なる活用と地域プールの見直しに係る基本方針」を定めており、学校施設の更なる活用に向けて、「既存の学校施設の更なる開放」、「老朽化に伴う学校施設の更新に併せた複合化等」を検討していくことのほか、地域プールの見直しに向けた「屋外公共プールの集約化」の方針が示されました。

また、現在は新たなモデル事業として、「地域対応施設の機能連携と複合化」に取り組んでおり、学校を含む地域対応施設（地域ごとに同様の機能を有し、地域住民の生活に密接に関わる施設）を対象に、機能面、施設面の双方から連携の可能性について、検討しています。

本計画の実施に当たっては、公共施設マネジメント推進プランなどとの整合性を図るとともに、学校施設の更なる活用に向けて、公共施設マネジメントの担当課や施設所管課などの市長部局と教育委員会の双方の関係課が、

共に施設が抱える課題や取組の趣旨を理解し、情報を共有する体制構築を含めて、連携を図ります。

第３章

学校施設の現状と課題

1.学校施設の役割とこれまでの整備の概要

（１）学校施設の役割

学校施設は、子供たちの学びの場として、子供たちが一日の中でも多くの時間を過ごす場所であることから、「安全・安心に生活が送れる施設であること」、また、新しい教育ニーズや教育方法などに対応し、「教育環境の充実を図っていくこと」が最も重要なこととなります。

また、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設として、日頃は生涯学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される地域コミュニティの拠点であり、災害時には、地域の防災拠点としても重要な役割を担っています。

（２）これまでの学校施設の整備状況

本市の学校施設は、図表３に示すとおり、昭和３０年代に既存の木造校舎を鉄筋コンクリート造へ建て替えるとともに、昭和３０年代から５０年代にかけて、高度経済成長に伴う人口増加などにより、児童・生徒数が急激に増加したことで、新しい学校の建設や校舎の増改築を集中的に行いました。

また、災害時の児童・生徒の安全を確保するため、阪神淡路大震災後の平成９年度以降に、小・中学校の耐震改修を重点的に実施するとともに、十小、三中、五中で改築事業を実施しました。さらに、東日本大震災での屋内運動場の天井落下などの被害状況を受け、平成２７年度に体育館・武道場の非構造部材耐震改修を行うとともに、平成２８年度から、窓ガラスの飛散防止フィルム設置を行うなど、学校施設の更なる安全確保に努めてきました。

この他に、トイレの洋式化や普通教室・特別教室への空気調和設備の設置、照明器具のＬＥＤ化などを行い、教育環境の充実を図ってきました。

令和元年度からは第一期改築実施校として、八小、一中で改築事業を実施、令和３年度からは第二期改築実施校として、三小、六小の改築事業を進めています。

【図表３　学校施設のこれまでの整備状況】

年度	内容
昭和３０年代	既存の木造校舎を鉄筋コンクリート造へ建替え
昭和３５年度～５６年度	小・中学校の開校に伴う新築工事／既存の学校における増改築事業
平成２年度～１０年度	中学校の武道場・重層体育館の整備　※九中は平成１５年度
平成９年度～１６年度	小・中学校の体育館の耐震改修
平成１５年度～１９年度	三中の改築事業
平成１８年度～２５年度	小・中学校の校舎の耐震改修
平成１９年度・２０年度	小・中学校のトイレの洋式化
平成２０年度～２４年度	五中の改築事業
平成２１年度～２５年度	十小の改築事業
平成２２年度・２３年度	小・中学校の普通教室への空気調和設備の設置
平成２６年度・２７年度	小・中学校の照明器具のＬＥＤ化
平成２７年度	小・中学校の体育館・武道場の非構造部材の耐震改修
平成２８年度	小・中学校の特別教室への空気調和設備の設置
平成２８年度・３０年度	小学校の体育器具・遊具の改修
平成２８年度～令和元年度	小・中学校の窓ガラス飛散防止フィルム設置
令和元年度	小学校の体育館への空気調和設備の設置
令和元年度～令和５年度	八小・一中の改築事業
令和２年度	中学校の武道場への空気調和設備の設置
令和３年度	中学校の体育館への空気調和設備の設置
令和３年度～令和６年度	小・中学校の校舎のトイレ改修
令和３年度～	三小・六小の改築事業

2.学校施設の保有状況

ここでは、本市が保有する小・中学校の基礎情報を示します。これらの基礎情報に基づき、第３章の「学校施設の現状と課題」、第４章の「本市の老朽化対策の検討に当たって」、第５章の「本市の老朽化対策の進め方」及び第６章の「各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針」を取りまとめています。

（１）各学校施設の基礎情報

図表４及び図表５に示すとおり、各学校施設の現状の基礎情報（令和６年度）として、学校ごとに以下に示すアからカを整理しました。

ア.校地の基礎情報

(ア) 校地の中にある校舎等の棟数
(イ) 面積
(ウ) １人当たり面積

イ.校舎の基礎情報

(ア) 最も古い校舎の築年数
(イ) 配置（校地内における校舎の位置）
(ウ) 階数
(エ) 構造形式
(オ) 面積
(カ) １人当たり面積

ウ.運動場の基礎情報

(ア) 配置（校地内における運動場の位置）
(イ) 面積
(ウ) １人当たり面積

エ.体育館･武道場の基礎情報

※武道場は中学校のみ

(ア) 築年数
(イ) 配置（体育館がある階数）
(ウ) 面積

オ.プールの基礎情報

(ア) 築年数
(イ) 配置（プールがある位置）
(ウ) 小プールの有無

カ.校地の所有者

【図表４　本市が保有する小学校の基礎情報】（修正中）

学校名	校地			校舎						運動場			体育館			プール			校地の所有者
	棟数	面積（㎡）	1人当たり面積（㎡/人）	築年数（年）	配置	階数	構造形式	面積（㎡）	1人当たり面積（㎡/人）	配置	面積（㎡）	1人当たり面積（㎡/人）	築年数（年）	配置	面積（㎡）	築年数（年）	配置	小プールの有無	
一小	11	17,031	17.9	48	北側	4	RC造	8,402	8.8	南側	9,369	9.9	41	地上	1,003	63	地上	あり	市
二小	9	15,796	14.3	36	南側	4	RC造	7,980	7.2	北側	8,897	8.1	60	地上	698	63	地上	あり	市
三小	17	26,017	33.0	61	北側	4	RC造	7,171	9.1	南側	16,394	20.8	60	地上	723	67	地上	あり	市
四小	14	12,805	28.1	62	北側	4	RC造	4,850	10.7	南側	9,072	19.9	60	地上	698	63	地上	あり	一部民
五小	18	19,442	28.6	62	南側	3	RC造	6,102	9.0	北側	13,156	19.3	60	地上	698	17	地上	あり	市
六小	15	18,029	24.1	62	北側	4	RC造	6,193	8.3	南側	8,635	11.5	60	地上	702	63	地上	あり	市
七小	14	21,543	60.0	63	北側	3	RC造	4,906	13.7	南側	15,917	44.3	58	地上	698	66	地上	あり	市
八小	4	16,319	19.1	1	北側	4	RC造	8,666	10.1	南側	7,301	8.5	1	地上	1,497	1	地上	あり	市
九小	13	15,216	33.8	60	北側	4	RC造	6,719	14.9	南側	5,156	11.5	58	地上	698	65	地上	あり	市
十小	7	19,330	27.6	13	東側	4	RC造	6,983	10.0	西側	9,074	13.0	13	地上	967	14	地上	あり	市
武蔵台小	15	12,155	38.6	59	北側	4	RC造	5,337	16.9	南側	6,174	19.6	57	地上	676	60	地上	あり	市
住吉小	10	15,194	24.7	58	西側	4	RC造	6,594	10.7	東側	8,293	13.5	58	地上	710	60	地上	あり	市
新町小	8	12,895	39.2	57	北側	3	RC造	4,377	13.3	南側	5,228	15.9	56	2階	724	59	地上	あり	市
本宿小	12	16,405	21.5	56	北側	4	RC造	5,741	7.5	南側	10,824	14.2	55	地上	689	57	地上	あり	市
白糸台小	12	14,408	29.0	56	北側	4	RC造	4,384	8.8	南側	7,801	15.7	55	地上	703	57	地上	あり	市
矢崎小	13	11,881	31.9	56	北側	4	RC造	4,257	11.4	南側	6,878	18.4	54	3階	820	57	地上	あり	一部民
若松小	12	11,164	15.5	53	南側	4	RC造	5,800	8.1	北側	6,072	8.4	53	3階	832	55	地上	あり	一部民
小柳小	11	14,796	22.8	53	北側	4	RC造	6,443	9.9	南側	8,461	13.0	52	地上	692	55	地上	あり	市
南白糸台小	17	17,247	26.2	52	北側	4	RC造	5,880	8.9	南側	8,262	12.5	52	地上	786	55	地上	あり	市
四谷小	10	17,993	28.9	52	東側	4	RC造	5,644	9.1	西側	11,893	19.1	51	3階	886	54	地上	あり	市
南町小	12	13,601	27.1	51	東側	3	RC造	5,609	11.2	西側	6,407	12.8	50	地上	808	37	地上	あり	市
日新小	11	17,256	34.1	48	南側	4	RC造	5,499	10.9	北側	7,926	15.7	47	地上	787	50	地上	あり	市

※　築年数・校地・校舎・運動場・体育館面積（１人当たり面積含む）は令和６年度施設台帳データに基づく
※　プール築年数は、大プールと小プールがある場合は大プールの築年数とし、改築・移設があった場合はその年をしゅん工年度とする
※　三小プールは改築のため令和５年度から解体。令和５年度施設台帳データに基づく。
※　六小校舎は改築のため令和４年度から既存校舎は解体。令和４年度施設台帳データに基づく。

【図表５　本市が保有する中学校の基礎情報】（修正中）

学校名	校地			校舎						運動場			体育館			武道場			プール			校地の所有者
	棟数	面積（㎡）	1人当たり面積（㎡/人）	築年数（年）	配置	階数	構造形式	面積（㎡）	1人当たり面積（㎡/人）	配置	面積（㎡）	1人当たり面積（㎡/人）	築年数（年）	配置	面積（㎡）	築年数（年）	配置	面積（㎡）	築年数（年）	配置	小プール	
一 中	8	25,634	42.9	1	北側	5	RC造	10,163	17.0	南側	15,365	25.7	1	地上	1,483	31	地下	1,678	33	屋上	なし	市
二 中	11	19,242	29.3	59	北側	4	RC造	8,080	12.3	南側	8,655	13.2	35	地下	2,416	35	地上	1,100	37	屋上	なし	市
三 中	4	21,771	35.8	18	北側	3	RC造	8,945	14.7	南側	10,351	17.0	35	地下	2,453	35	地上	1,156	37	屋上	なし	一部民
四 中	15	18,153	31.4	56	北側	4	RC造	8,244	14.3	南側	9,142	15.8	34	地下	2,527	34	地上	1,214	36	屋上	なし	市
五 中	6	19,780	42.7	49	北側	3	RC造	8,559	18.5	南側	9,343	20.2	34	地下	2,725	34	地上	1,153	36	屋上	なし	市
六 中	21	19,703	34.1	60	西側	4	RC造	7,281	12.6	東側	10,063	17.4	34	地下	2,629	34	地上	1,185	36	屋上	なし	市
七 中	7	12,262	50.3	58	北側	5	RC造	5,284	21.7	南側	6,748	27.7	32	地下	2,927	32	地上	1,169	34	屋上	なし	市
八 中	13	17,417	24.6	52	西側	4	RC造	6,786	9.6	東側	8,960	12.6	52	地上	1,129	32	地上	1,573	34	屋上	なし	市
九 中	14	19,711	43.4	49	西側	4	RC造	6,200	13.7	東側	8,818	19.4	49	地上	1,147	22	地上	1,475	51	地上	なし	市
十 中	7	16,680	55.0	46	南側	4	RC造	5,667	18.7	北側	9,026	29.8	45	2階	1,240	29	地上	1,241	10	地上	なし	市
浅間中	9	20,050	37.9	44	北側	4	RC造	6,139	11.6	南側	10,736	20.3	43	2階	1,256	27	地上	1,364	46	地上	なし	市

※　築年数・校地・校舎・運動場・体育館面積（１人当たり面積含む）は令和6年度施設台帳データに基づく
※　プール築年数は、大プールと小プールがある場合は大プールの築年数とし、改築・移設があった場合はその年をしゅん工年度とする

（２）公共施設全体における学校施設

図表６に示すとおり、学校施設は本市の公共施設全体の面積に占める割合が４３．２％と最も大きくなっています。

【図表６　本市の公共施設全体に占める学校教育系施設の割合】

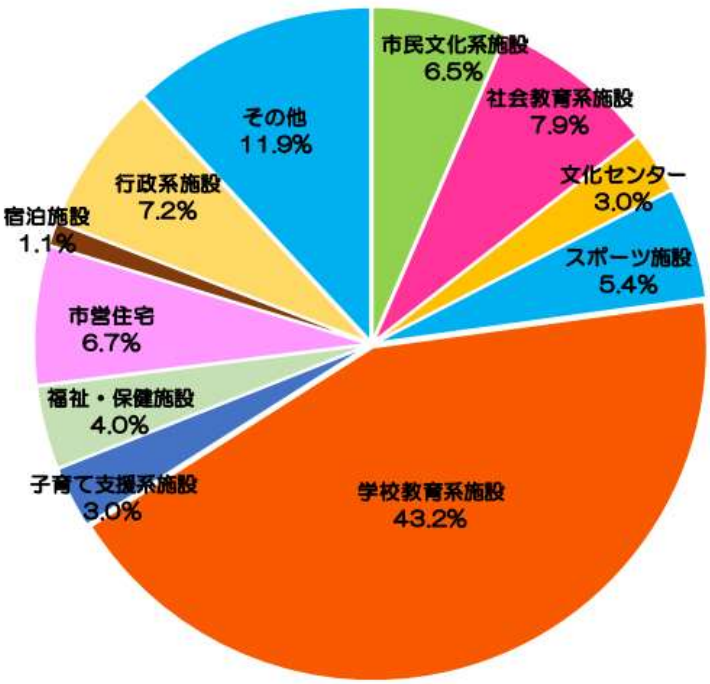

令和３年３月３１日現在

区分	主な施設
市民文化系施設	市民会館、府中の森芸術劇場
社会教育系施設	図書館、美術館、生涯学習センター
文化センター	
スポーツ施設	体育館、プール、野球場
学校教育系施設	小・中学校、学校給食センター
子育て支援系施設	保育所、幼稚園、学童クラブ
福祉・保健施設	特別養護老人ホーム、保健センター
市営住宅	
宿泊施設	市民保養所「やちほ」、八ケ岳府中山荘
行政系施設	庁舎、リサイクルプラザ
その他	府中の森市民聖苑、駐車場、自転車駐車場

出典：第３次府中市公共施設マネジメント推進プラン（令和４年度版）

また、図表７に示すとおり、昭和３０年代から５０年代にかけて、校舎の増築や新しい学校の建設を集中的に行うなど、他の公共施設に先駆け、施設の整備が進められてきました。

【図表７　本市の公共施設の建設時期】

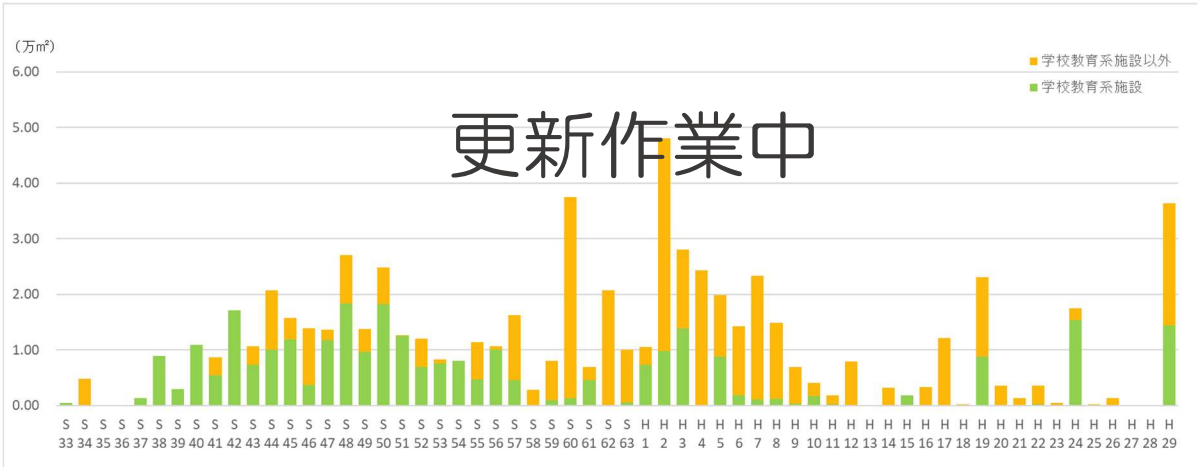

出典：第２次府中市公共施設マネジメント推進プラン（平成２９年度版）

3.学校施設の老朽化における現状と課題

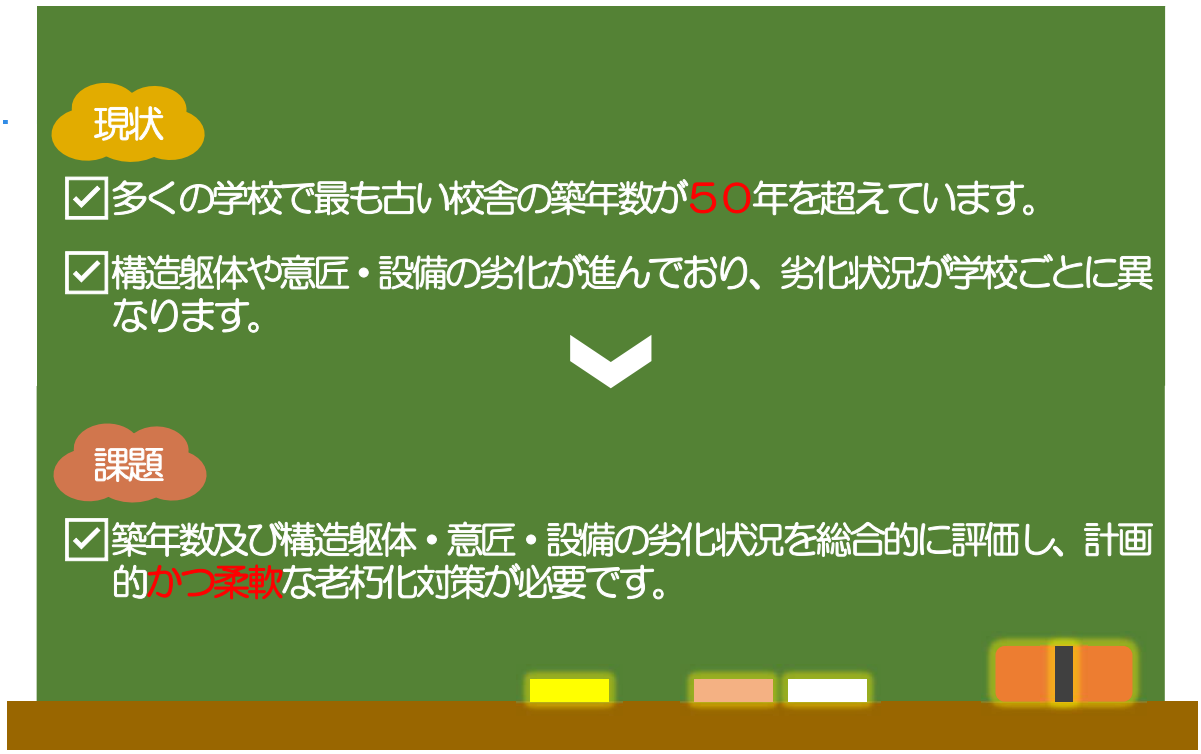

（１）学校施設の老朽化について

ア.現状

(ア)学校施設の築年数

図表８で示すとおり、多くの学校では最も古い校舎の築年数が、令和６年度末時点で５０年を超えており、一部の学校が築６０年を超えています。

なお、築６０年を超えている学校のうち、三小、六小については、令和３年度から改築工事を進めている状況です。

図表４で示したとおり、小学校の体育館については、多くの学校で築５０年を超えていますが、近年改築工事を行った八小、十小については、築年数が浅い状況です。

また、図表５で示したとおり、中学校の武道場又は体育館と武道場を一体とした重層体育館を整備している学校、近年改築工事を行った一中の体育館については、比較的築年数が浅い状況です。

【図表８ 各学校施設の最も古い校舎の築年数　（令和６年度末時点）】

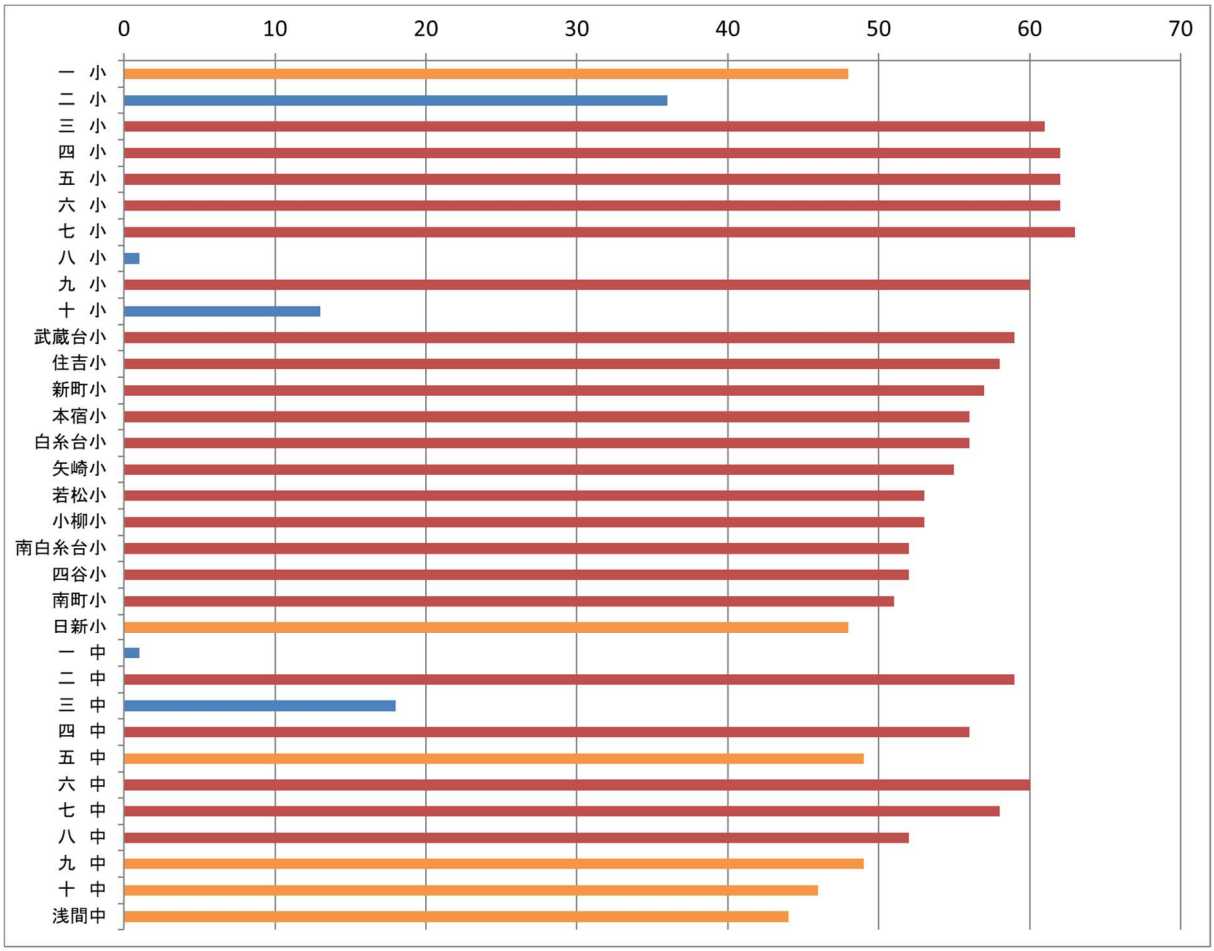

※　令和６年度末での築年数を掲載しています
※　六小は、改築事業により既存校舎解体済み（令和６年度末現在）

(イ) 学校施設の劣化状況

本市では、現状の学校施設の劣化状況を把握することを目的とし、平成２６年度から平成２８年度までの３年間にわたり、校舎などの老朽化対策調査を行いました。

学校施設の劣化状況に関わる主な調査項目は「構造躯体調査（コンクリートの圧縮強度・コンクリートの中性化の深さ）」及び「意匠・設備の劣化状況調査（仕上材、機械設備、電気設備などの劣化状況）」とし、コンクリートの圧縮強度及び中性化の深さについては、コンクリートコアの採取により定量的な評価を行い、仕上材、機械設備、電気設備などの劣化状況については、改修履歴の確認や目視の外観調査を行い、劣化状況を評価しています。

a.コンクリートの圧縮強度調査結果

図表９のとおり、文部科学省が作成した「学校施設の長寿命化改修の手引」において、コンクリートの強度不足により長寿命化改修に適さないとされる強度（１３．５N/mm^{2}以上）は、ほとんどの建物で確保されていましたが、一部の建物で１３．５N/mm^{2}以下の強度となっている状況が見受けられました。

【図表９　コンクリートの圧縮強度調査結果の概要】

コンクリートの圧縮強度	棟数	割合
１３.5N/㎟以下	４棟	２．０%
１３.5N/㎟～１８N/㎟	３４棟	１７．２%
１８N/㎟以上	１５９棟	８０．８%

b.コンクリートの中性化の深さの調査結果

図表１０のとおり、ほとんどの建物で、風雨の影響を受け、鉄筋錆につながる建物の外側において、一般的な鉄筋のコンクリートかぶり厚さを超える３ｃｍ以上の中性化の深さは見られませんでした。

【図表１０　コンクリートの中性化の深さ調査結果の概要】

コンクリートの中性化の深さ	棟数	割合
３cm未満	１９５棟	９９．０%
３cm以上	２棟	１．０%

c.意匠・設備の劣化状況調査結果

意匠・設備については、「屋根・屋上」、「外壁」、「内部仕上」、「電気設備」及び「機械設備」の５つの部位について、老朽化調査を行っています。

また、調査においては、過去の改修履歴の確認を行うとともに、意匠については、内外仕上げ材料調査や外観調査、設備については、外観調査を行い、それぞれの部位について、「Ａ：概ね良好」、「Ｂ：部分的に劣化」、「Ｃ：全体的に経年劣化」及び「Ｄ：早急に対応する必要がある」の４段

階で評価を行っています。意匠、設備の劣化状況調査の結果については、図表１１のとおりです。

【図表１１　意匠・設備の劣化状況調査結果の概要】

評価	屋根･屋上		外壁		内部仕上	
	棟数	割合	棟数	割合	棟数	割合
A	１７棟	８．６%	１７棟	８．６%	１３棟	６．６%
B	９３棟	４７．２%	９３棟	４７．２%	１１１棟	５６．３%
C	７３棟	３７．１%	７３棟	３７．１%	６１棟	３１．０%
D	１１棟	５．６%	１１棟	５．６%	６棟	３．０%

※　棟数については、調査対象外とした建物があり、全対象建物の１９７棟と合致しません。割合については、母数を１９７棟で算出したため、合計が１００%となりません。

d.老朽化対策調査結果のまとめ

以上の老朽化対策調査結果のまとめについては、図表１２のとおりです。

【図表１２　老朽化対策調査結果のまとめ】

項目	内容	方法	結果
構造躯体	１.コンクリートの圧縮強度	コンクリートコアの採取	ほとんどの建物で一定以上の強度は確保されていたが、一部の建物で１３.５N/mm^{2}以下の強度（文部科学省が作成した「学校施設の長寿命化改修の手引」において、コンクリートの強度不足により長寿命化改修に適さないとされる強度）となっている状況が見受けられた。
	２.コンクリートの中性化の深さ		ほとんどの建物で建物外部の中性化は見られなかったが、一部の建物で中性化の深さが３cm 以上進行している状況が見受けられた。
意匠設備	３.仕上材、機械設備、電気設備などの劣化状況	改修履歴の確認及び目視による外観調査	屋上、外壁及び内装は、改修の有無などにより状況は異なるが、半数程度の建物で経年による劣化が見受けられた。また、給排水などの機械設備は、大規模な改修が未実施であることから、多くの学校で経年による劣化が見受けられた。

イ．課題

本市では、多くの学校で築年数が５０年を超えており、早急な老朽化対策が必要ですが、築年数の最も古い学校が、必ずしも劣化状況が最も進行しているとは限らないことから、本市では、学校施設ごとの構造躯体や意匠・設備の劣化状況なども含めて総合的な評価を行い、学校ごとに老朽化対策の優先順位を付け、計画的かつ柔軟な老朽化対策を実施する必要があります。

4.児童・生徒の教育環境における現状と課題

現状

- ☑本市の児童・生徒数は将来的に、緩やかに減少する見込みとなっています。
- ☑都内の他区市町村に比べ、１校当たりの平均の児童・生徒数が多くなっています。
- ☑学校間の児童・生徒数の差が拡大しており、大規模化している学校がある一方、小規模化している学校があります。
- ☑学校ごとに普通教室等の大きさや各諸室の種類、室数などに違いがあります。

課題

- ☑児童・生徒数の増減に対して、柔軟に対応できる学校施設の整備を行う必要があります。
- ☑適正規模・適正配置の考え方を整理した上で、大規模化や小規模化が進んだ場合に、学校規模の適正化を図る必要があります。
- ☑公立学校としての性質を鑑み、できる限り公平な教育環境を整える必要があります。

（１）児童･生徒数及び学級数について

ア．現状

（ア）本市全体の児童･生徒数及び学級数

図表１３で示すとおり、東京都や本市のような都市部では、５歳～１４歳人口は短期的には増加するものの、将来的には、緩やかに減少していく見込みです。一方、全国の５歳～１４歳人口では、既に減少傾向に転じており、令和４２年度には現在の６割程度まで減少する見込みとなっています。

また、図表１４及び１５に示すとおり、１校当たりの平均の児童・生徒数で比較すると、小学校では６０２人、中学校では５４７人となり、東京都や全国の平均より多くなっています。

また、児童・生徒１人当たりの平均の校舎面積では、小学校では９．６m^2、中学校では１３．４m^2となり、東京都や全国の平均より小さくなっています。

なお、児童・生徒１人当たりの平均の校地面積については、東京都内の他自治体と同様の値となっています。

【図表１３　５歳から１４歳の将来人口推計】

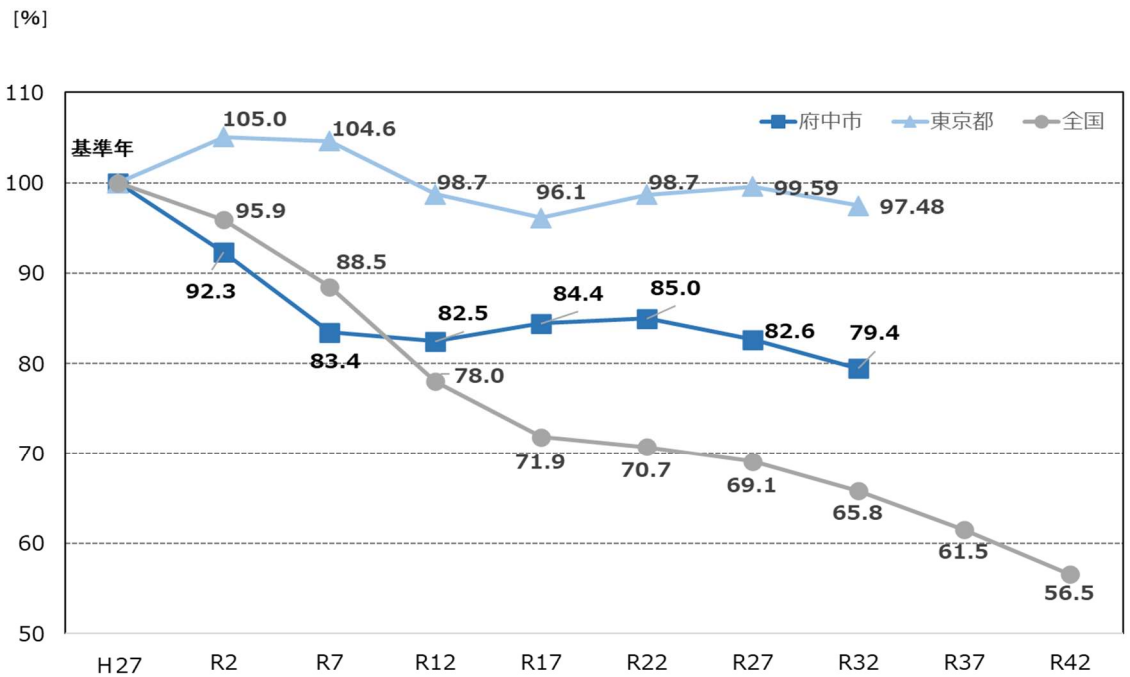

出典：全　国＝「日本の将来推計人口(令和５年推計)」（国立社会保障・人口問題研究所）
東京都＝「東京都男女年齢（５歳階級）別人口の予測（令和５年度）」（東京都）
府中市＝「日本の地域（府中市）別将来推計人口（令和５年度）」（国立社会保障・人口問題研究所）

【図表１４　学校数・学級数・児童数における本市と他自治体との比較（小学校）】

区市町村名	学校数	学級数	児童数	1校あたりの児童数	校舎㎡				校地㎡			
					面　積	平　均　面　積			面　積	平　均　面　積		
						1校当たり	1学級当たり	児童1人当たり		1校当たり	1学級当たり	児童1人当たり
	校	学級	人									
千代田区	8	118	3,301	413	44,256	5,532.0	375.1	13.4	40,917	5,114.6	346.8	12.4
中央区	16	298	8,796	550	113,155	7,072.2	379.7	12.9	91,652	5,728.3	307.6	10.4
港区	19	358	10,773	567	120,601	6,347.4	336.9	11.2	130,346	6,860.3	364.1	12.1
新宿区	29	377	10,019	346	122,504	4,224.3	324.9	12.2	200,574	6,916.3	532.0	20.0
文京区	20	379	10,980	549	108,590	5,429.5	286.5	9.9	128,700	6,435.0	339.6	11.7
台東区	19	254	7,078	373	87,902	4,626.4	346.1	12.4	84,636	4,454.5	333.2	12.0
墨田区	25	381	10,404	417	114,167	4,566.7	299.7	11.0	162,158	6,486.3	425.6	15.6
江東区	45	836	24,665	549	268,675	5,970.6	321.4	10.9	376,011	8,355.8	449.8	15.2
品川区	31	488	14,178	458	168,638	5,439.9	345.6	11.9	229,254	7,395.3	469.8	16.2
目黒区	22	357	10,181	463	112,930	5,133.2	316.3	11.1	197,266	8,966.6	552.6	19.4
大田区	59	1,014	29,497	500	308,461	5,228.2	304.2	10.5	523,740	8,876.9	516.5	17.8
世田谷区	61	1,276	38,302	628	364,161	5,969.9	285.4	9.5	660,760	10,832.1	517.8	17.3
渋谷区	18	269	7,488	416	83,292	4,627.3	309.6	11.1	131,021	7,278.9	487.1	17.5
中野区	21	376	10,882	519	125,331	5,968.1	333.3	11.5	205,121	9,767.7	545.5	18.8
杉並区	40	779	22,321	559	219,791	5,494.8	282.1	9.8	399,131	9,978.3	512.4	17.9
豊島区	22	329	9,262	421	101,783	4,626.5	309.4	11.0	167,678	7,621.7	509.7	18.1
北区	34	512	13,981	412	158,923	4,674.2	310.4	11.4	291,253	8,566.3	568.9	20.8
荒川区	24	327	9,072	378	120,021	5,000.9	367.0	13.2	156,381	6,515.9	478.2	17.2
板橋区	51	820	23,627	464	249,705	4,896.2	304.5	10.6	513,235	10,063.4	625.9	21.7
練馬区	65	1,161	33,503	516	330,534	5,085.1	284.7	9.9	802,900	12,352.3	691.6	24.0
足立区	67	1,054	29,727	444	383,594	5,725.3	363.9	12.9	692,239	10,331.9	656.8	23.3
葛飾区	49	740	20,351	416	220,818	4,506.5	298.4	10.9	469,789	9,587.5	634.9	23.1
江戸川区	66	1,125	32,637	495	304,939	4,620.3	271.1	9.3	656,925	9,953.4	583.9	20.1
区計	**811**	**13,628**	**391,025**	**483**	**4,232,771**	**5,219**	**310.6**	**10.8**	**7,311,687**	**9,015.6**	**536.5**	**18.7**
八王子市	69	949	24,288	352	331,396	4,802.8	349.2	13.6	1,251,953	18,144.2	1,319.2	51.5
立川市	19	313	8,586	452	110,649	5,823.6	353.5	12.9	275,309	18,144.2	879.6	32.1
武蔵野市	12	218	6,526	544	77,086	6,423.8	353.6	11.8	140,569	11,714.1	644.8	21.5
三鷹市	15	317	9,478	632	80,932	5,395.5	255.3	8.5	166,902	11,126.8	526.5	17.6
青梅市	17	227	5,367	316	92,89	5,464.2	409.2	17.3	283,013	16,647.8	1,246.8	52.7
府中市	**22**	**433**	**13,227**	**602**	**126,705**	**5,759.3**	**286.0**	**9.6**	**356,523**	**16,205.6**	**804.8**	**27.0**
昭島市	13	209	5,649	435	58,724	4,517.2	281.0	10.4	210,177	16,167.5	1,005.6	37.2
調布市	20	385	11,579	579	109,539	5,477.0	284.5	9.5	248,798	12,439.9	646.2	21.5
町田市	42	742	20,484	488	250,280	5,959.0	337.3	12.2	708,074	16,858.9	954.3	34.6
小金井市	9	200	6,132	682	50,230	5,581.1	251.2	8.2	117,980	13,108.9	589.9	19.2
小平市	19	358	10,360	546	100,443	5,286.5	280.6	9.7	280,586	14,767.7	783.8	27.1
日野市	17	329	9,376	552	93,785	5,516.8	285.1	10.0	291,912	17,171.3	887.3	31.1
東村山市	15	245	6,941	463	81,091	5,406.1	331.0	11.7	236,765	15,784.3	966.4	34.1
国分寺市	10	211	6,157	616	47,929	4,792.9	227.2	7.8	118,146	11,814.6	559.9	19.2
国立市	8	129	3,302	413	37,771	4,721.4	292.8	11.4	99,038	12,379.8	767.7	30.0
福生市	7	92	2,220	318	31,576	4,510.9	343.2	14.2	93,568	13,366.9	1,017.0	42.1
狛江市	6	133	3,924	654	31,533	5,255.5	237.1	8.0	72,357	12,059.5	544.0	18.4
東大和市	10	154	4,262	427	46,910	4,691.0	304.6	11.0	141,718	14,171.8	920.2	33.3
清瀬市	9	137	3,554	395	40,597	4,510.8	296.3	11.4	127,431	14,159.0	930.2	35.9
東久留米市	12	209	5,699	475	61,464	5,122.0	294.1	10.8	168,947	14,078.9	808.4	29.6
武蔵村山市	9	140	3,760	418	45,240	5,026.7	323.1	12.0	118,102	13,122.4	843.6	31.4
多摩市	17	252	6,609	389	87,699	5,158.8	348.0	13.3	388,696	22,864.5	1,542.4	58.8
稲城市	12	192	5,391	450	61,611	5,134.3	320.9	11.4	215,225	17,935.4	1,121.0	39.9
羽村市	7	101	2,583	369	31,828	4,546.9	315.1	12.3	94,376	13,482.3	934.4	36.5
あきる野市	10	143	3,817	382	40,078	4,007.8	280.3	10.5	169,139	16,913.9	1,182.8	44.3
西東京市	18	350	10,006	556	100,062	5,559.0	285.9	10.0	242,431	13,468.4	692.7	24.2
市計	**424**	**7,178**	**199,277**	**470**	**2,228,049**	**5,254.8**	**310.4**	**11.2**	**6,617,735**	**15,607.9**	**921.9**	**33.2**
瑞穂町	5	60	1,461	293	20,463	4,092.6	341.1	14.0	80,523	16,104.6	1,342.1	55.1
日の出町	3	40	990	330	14,885	4,961.7	372.1	15.0	49,134	16,378.0	1,228.4	49.6
檜原村	1	7	60	60	2,333	2,333.0	333.3	38.9	6,778	6,778.0	968.3	113.0
奥多摩町	2	14	143	72	6,567	3,283.5	469.1	45.9	36,397	18,198.5	2,599.8	254.5
郡部計	11	121	2,654	242	44,248	4,022.5	365.7	16.7	172,832	15,712.0	1,428.4	60.5
大島町	3	19	299	100	9,392	3,130.7	494.3	31.4	47,704	15,901.3	2,510.7	159.5
利島村	1	4	19	19	546	546.0	136.5	28.7				
新島村	2	11	108	54	3,509	1,754.5	319.0	32.5	16,558	8,279.0	1,505.3	153.3
神津島村	1	7	124	124	2,193	2,193.0	313.3	17.7	11,647	11,647.0	1,663.9	93.9
三宅村	1	8	94	94	1,944	1,944.0	243.0	20.7	13,510	13,510.0	1,688.8	143.7
御蔵島村	1	5	27	27	1,212	1,212.0	242.4	44.9				
八丈町	3	20	328	110	9,022	3,007.3	451.1	27.5	35,441	11,813.7	1,772.1	108.1
青ヶ島村	1	3	5	5	1,118	1,118.0	372.7	223.6				
小笠原村	2	14	172	86	2,613	1,306.5	186.6	15.2	13,571	6,785.5	969.4	84.3
島部計	15	91	1,165	78	31,549	2,103.3	346.7	27.1	138,431	9,228.7	1,521.2	118.8
町村計	26	212	3,819	147	75,797	2,915.3	357.5	19.8	311,263	11,971.7	1,468.2	81.5
都計	**1261**	**21,018**	**594,121**	**472**	**6,536,617**	**5,183.7**	**311.0**	**11.0**	**14,240,685**	**11,293.2**	**677.5**	**24.0**
国計	**18,870**	**272,727**	**5,983,414**	**318**	**81,892,000**	**4,339.8**	**300.3**	**13.7**	**324,757,337**	**17,210.2**	**1,190.8**	**54.3**

※　各データは、令和５年５月１日現在
※　学級数・児童数は、特別支援学級を含む
出典：「令和５年度　東京都における小中学校施設の現状」（東京都）
　　「公立学校施設実態調査」（文部科学省）

【図表１５ 学校数・学級数・生徒数における本市と他自治体との比較（中学校）】

区市町村名	学校数	学級数	生徒数	1校あたりの生徒数	校舎㎡				校地㎡			
					面　積	平　均　面　積			面　積	平　均　面　積		
						1校当たり	1学級当たり	生徒1人当たり		1校当たり	1学級当たり	生徒1人当たり
	校	学級	人									
千代田区	2	20	717	359	16,115	8,057.5	700.7	22.5	15,054	7,527.0	654.5	21.0
中央区	4	53	1,705	427	34,135	8,533.8	644.1	20.0	26,079	6,519.8	492.1	15.3
港区	10	83	2,331	234	74,064	7,406.4	892.3	31.8	133,743	13,374.3	1,611.4	57.4
新宿区	10	94	2,877	288	57,335	5,733.5	609.9	19.9	102,017	10,201.7	1,085.3	35.5
文京区	10	85	2,353	236	53,637	5,363.7	631.0	22.8	85,593	8,559.3	1,007.0	36.4
台東区	7	72	2,232	319	36,931	5,275.9	512.9	16.5	42,533	6,076.1	590.7	19.1
墨田区	10	132	4,010	401	61,731	6,173.1	467.7	15.4	83,140	8,314.0	629.8	20.7
江東区	23	252	8,069	351	128,209	5,574.3	508.8	15.9	225,394	9,799.7	894.4	27.9
品川区	9	96	2,963	330	56,158	6,239.8	585.0	19.0	74,783	8,309.2	779.0	25.2
目黒区	9	93	2,833	315	49,846	5,538.4	536.0	17.6	110,186	12,242.9	1,184.8	38.9
大田区	28	355	11,060	395	172,510	6,161.1	485.9	15.6	362,350	12,941.1	1,020.7	32.8
世田谷区	29	375	11,899	411	181,258	6,250.3	483.4	15.2	433,176	14,937.1	1,155.1	36.4
渋谷区	8	65	1,951	244	44,210	5,526.3	680.2	22.7	87,306	10,913.3	1,343.2	44.7
中野区	9	109	3,548	395	58,461	6,495.7	536.3	16.5	106,049	11,783.2	972.9	29.9
杉並区	23	224	6,842	298	134,780	5,860.0	601.7	19.7	283,325	12,318.5	1,264.8	41.4
豊島区	8	89	2,795	350	49,444	6,180.5	555.6	17.7	82,459	10,307.4	926.5	29.5
北区	12	152	4,753	397	84,779	7,064.9	557.8	17.8	153,647	12,803.9	1,010.8	32.3
荒川区	10	117	3,403	341	60,002	6,000.2	512.8	17.6	83,468	8,346.8	713.4	24.5
板橋区	22	293	9,343	425	138,576	6,298.9	473.0	14.8	302,139	13,733.6	1,031.2	32.3
練馬区	33	423	13,482	409	187,907	5,694.2	444.2	13.9	527,607	15,988.1	1,247.3	39.1
足立区	35	433	13,593	389	218,682	6,248.1	505.0	16.1	454,792	12,994.1	1,050.3	33.5
葛飾区	24	284	8,678	362	135,218	5,634.1	476.1	15.6	273,250	11,385.4	962.1	31.5
江戸川区	32	463	14,930	467	190,671	5,958.5	411.8	12.8	424,265	13,258.3	916.3	28.4
区計	367	4,365	136,367	372	2,224,659	6,061.7	509.7	16.3	4,472,355	12,186.3	1,024.6	32.8
八王子市	37	411	12,388	335	207,374	5,604.7	504.6	16.7	855,601	23,124.4	2,081.8	69.1
立川市	9	120	3,783	421	64,432	7,159.1	536.9	17.0	175,244	19,471.6	1,460.4	46.3
武蔵野市	6	63	1,991	332	42,312	7,052.0	671.6	21.3	98,775	16,462.5	1,567.9	49.6
三鷹市	7	113	3,559	509	48,741	6,963.0	431.3	13.7	117,469	16,781.3	1,039.5	33.0
青梅市	11	112	2,975	271	65,888	5,989.8	588.3	22.1	199,945	18,176.8	1,785.2	67.2
府中市	**11**	**183**	**6,012**	**547**	**80,729**	**7,339.0**	**441.1**	**13.4**	**210,403**	**19,127.5**	**1,149.7**	**35.0**
昭島市	6	88	2,626	438	34,730	5,788.3	394.7	13.2	114,492	19,082.0	1,301.0	43.6
調布市	8	138	4,469	559	51,466	6,433.3	372.9	11.5	170,924	21,365.5	1,238.6	38.2
町田市	20	321	10,129	507	146,413	7,320.7	456.1	14.5	396,003	19,800.2	1,233.7	39.1
小金井市	5	71	2,272	455	32,177	6,435.4	453.2	14.2	89,323	17,864.6	1,258.1	39.3
小平市	8	137	4,324	541	55,005	6,875.6	401.5	12.7	143,395	17,924.4	1,046.7	33.2
日野市	8	139	4,313	540	55,097	6,887.1	396.4	12.8	162,522	20,315.3	1,169.2	37.7
東村山市	8	115	3,571	447	45,220	5,652.5	393.2	12.7	134,166	16,770.8	1,166.7	37.6
国分寺市	5	75	2,344	469	25,670	5,134.0	342.3	11.0	74,476	14,895.2	993.0	31.8
国立市	3	44	1,337	446	17,883	5,961.0	406.4	13.4	59,564	19,854.7	1,353.7	44.6
福生市	3	40	1,104	368	17,791	5,930.3	444.8	16.1	65,472	21,824.0	1,636.8	59.3
狛江市	4	48	1,393	349	21,106	5,276.5	439.7	15.2	60,492	15,123.0	1,260.3	43.4
東大和市	5	67	2,091	419	26,710	5,342.0	398.7	12.8	92,772	18,554.4	1,384.7	44.4
清瀬市	5	59	1,770	354	26,347	5,269.4	446.6	14.9	82,612	16,522.4	1,400.2	46.7
東久留米市	7	85	2,613	374	40,222	5,746.0	473.2	15.4	121,642	17,377.4	1,431.1	46.6
武蔵村山市	5	67	2,005	401	28,777	5,755.4	429.5	14.4	83,824	16,764.8	1,251.1	41.8
多摩市	9	111	3,108	346	52,970	5,885.6	477.2	17.0	262,379	29,153.2	2,363.8	84.4
稲城市	6	75	2,304	384	35,724	5,954.0	476.3	15.5	132,217	22,036.2	1,762.9	57.4
羽村市	3	46	1,398	466	21,576	7,192.0	469.0	15.4	61,218	20,406.0	1,330.8	43.8
あきる野市	6	69	2,096	350	31,160	5,193.3	451.6	14.9	125,796	20,966.0	1,823.1	60.0
西東京市	9	146	4,307	479	555,176	6,130.7	377.9	12.8	133,244	14,804.9	912.6	30.9
市計	214	2,943	90,282	422	1,330,696	6,218.2	452.2	14.7	4,223,970	19,738.2	1,435.3	46.8
瑞穂町	2	23	744	372	12,414	6,207.0	539.7	16.7	52,667	26,333.5	2,289.9	70.8
日の出町	2	19	509	255	10,947	5,473.5	576.2	21.5	49,820	24,910.0	2,622.1	97.9
檜原村	1	4	27	27	3,158	3,158.0	789.5	117.0	7,442	7,442.0	1,860.5	275.6
奥多摩町	1	5	64	64	3,514	3,514.0	702.8	54.9	15,364	15,364.0	3,072.8	240.1
郡部計	6	51	1,344	224	30,033	5,005.5	588.9	22.3	125,293	20,882.2	2,456.7	93.2
大島町	3	11	137	46	7,742	2,580.7	703.8	56.5	58,342	19,447.3	5,303.8	425.9
利島村	1	3	12	12	970	970.0	323.3	80.8	7,155	7,155.0	2,385.0	596.3
新島村	2	7	42	21	4,174	2,087.0	596.3	99.4	29,968	14,984.0	4,281.1	713.5
神津島村	1	3	40	40	2,110	2,110.0	703.3	52.8	11,037	11,037.0	3,679.0	275.9
三宅村	1	3	42	42	2,037	2,037.0	679.0	48.5	20,928	20,928.0	6,976.0	498.3
御蔵島村	1	2	8	8	1,398	1,398.0	699.0	174.8	9,084	9,084.0	4,542.0	1,135.5
八丈町	3	11	143	48	6,813	2,271.0	619.4	47.6	55,468	18,489.3	5,042.5	387.9
青ヶ島村	1	2	3	3	1,440	1,440.0	720.0	480.0	8,549	8,549.0	4,274.5	2,849.7
小笠原村	2	8	81	41	2,976	1,488.0	372.0	36.7	17,634	8,817.0	2,204.3	217.7
島部計	15	50	508	34	29,660	1,977.3	593.2	58.4	218,165	14,544.3	4,363.3	429.5
町村計	21	101	1,852	89	59,693	2,842.5	591.0	32.2	343,458	16,355.1	3,400.6	185.5
都　計	**602**	**7,409**	**228,501**	**380**	**3,615,048**	**6,005.1**	**487.9**	**15.8**	**9,039,783**	**15,016.3**	**1,220.1**	**39.6**
国　計	**9,331**	**112,841**	**2,938,059**	**315**	**48,385,000**	**5,185.4**	**428.8**	**16.5**	**234,929,084**	**25,177.3**	**2,081.9**	**80.0**

※　各データは、令和５年５月１日現在
※　学級数・生徒数は、特別支援学級を含む
出典：「令和５年度　東京都における小中学校施設の現状」（東京都）
　　「公立学校施設実態調査」（文部科学省）

（イ）学校ごとの児童・生徒数及び学級数

学校ごとの児童・生徒数（令和４年度）は、図表１６及び１７で示すとおり、小学校では二小が１，１１９人と最も多く、武蔵台小が２６０人と最も少ない状況で、中学校では八中が７５５人と最も多く、七中が２３１人と最も少ない状況です。図表１８及び１９に将来の学校ごとの児童・生徒数の推移を示していますが、本市の全域で児童・生徒数の減少が見込まれる一方で、一部の地域では、児童・生徒数の減少が更に見込まれる学校があるなど、学校ごとの児童・生徒数の差が拡大していくことも予想されます。

また、図表２０に示すとおり、児童・生徒数が増加することへの対応として、恒久的に増加している学校では、校舎を増築することで対応しており、大型マンションの建設などで一時的に増加する学校では、仮設校舎を建設することで対応しています。

学級数については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に学級編成の基準が示されており小学校は令和７年度にかけて順次３５人学級編成へ移行しています。さらに、本市では、東京都の学級編成基準に基づき、中学１年生についても、３５人学級編成としています。図表２１に示すとおり、本市の児童・生徒数は、小学校では昭和５５年、中学校では昭和６１年をピークに、現在は減少していますが、学級数については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」の学級編成の基準が少人数化してきたことから、１学校当たりの平均学級数は、児童・生徒数のピーク時と現在を比較した場合でも、大きな変動は見られていない状況です。

【図表１６　小学校の児童数・学級数の推移】

学校名	児童数（人）			学級数（学級）		
	R4 2022年	R10 2028年	今後6年 R10-R4	R4 2022年	R10 2028年	今後6年 R10-R4
一小	1,014	948	-66	30	30	0
二小	1,119	979	-140	32	31	-1
三小	774	731	-43	23	23	0
四小	500	499	-1	15	17	2
五小	802	707	-95	24	23	-1
六小	758	493	-265	23	17	-6
七小	364	303	-61	12	12	0
八小	715	558	-157	22	19	-3
九小	441	416	-25	14	13	-1
十小	699	582	-117	21	19	-2
武蔵台小	260	203	-57	10	10	0
住吉小	461	276	-185	14	11	-3
新町小	359	272	-87	13	11	-2
本宿小	708	572	-136	22	18	-4
白糸台小	554	405	-149	19	15	-4
矢崎小	418	355	-63	14	12	-2
若松小	646	566	-80	20	20	0
小柳小	638	544	-94	19	18	-1
南白糸台小	637	479	-158	19	18	-1
四谷小	698	617	-81	22	21	-1
南町小	445	345	-100	13	12	-1
日新小	495	289	-206	18	10	-8
計	13,505	11,139	-2,366	419	380	-39

※　令和１０年度は、令和４年度生まれの子供が小学校に入学する年度
※　令和１０年度までの推計値については、第５回府中市学校適正規模・適正配置検討協議会（令和５年５月１５日開催）資料の推計値を再掲
※　令和１６年度の推計値については、令和４年４月１日時点の住民基本台帳人口を基準にコーホート要因法を用いて推計

【図表１７　中学校の生徒数・学級数の推移】

学校名	生徒数（人）					学級数（学級）				
	R4 2022年	R10 2028年	今後6年 R10-R4	R16 2034年	今後12年 R16-R4	R4 2022年	R10 2028年	今後6年 R10-R4	R16 2034年	今後12年 R16-R4
一中	622	613	-9	526	-96	15	18	3	15	0
二中	670	666	-4	436	-234	19	17	-2	12	-7
三中	615	619	4	510	-105	17	17	0	15	-2
四中	632	696	64	569	-63	17	19	2	15	-2
五中	447	446	-1	254	-193	13	12	-1	8	-5
六中	628	588	-40	444	-184	18	16	-2	12	-6
七中	231	206	-25	160	-71	7	6	-1	6	-1
八中	755	678	-77	431	-324	21	18	-3	12	-9
九中	433	446	13	355	-78	12	12	0	10	-2
十中	346	348	2	270	-76	10	10	0	9	-1
浅間中	597	625	28	528	-69	17	17	0	15	-2
計	5,976	5,931	-45	4,483	-1,493	166	162	-4	129	-37

※　令和１６年度は、令和４年度生まれの子供が中学校に入学する年度
※　令和１０年度までの推計値については、第５回府中市学校適正規模・適正配置検討協議会（令和５年５月１５日開催）資料の推計値を再掲
※　令和１６年度の推計値については、令和４年４月１日時点の住民基本台帳人口を基準にコーホート要因法を用いて推計

【図表１８　小学校の児童数推計】

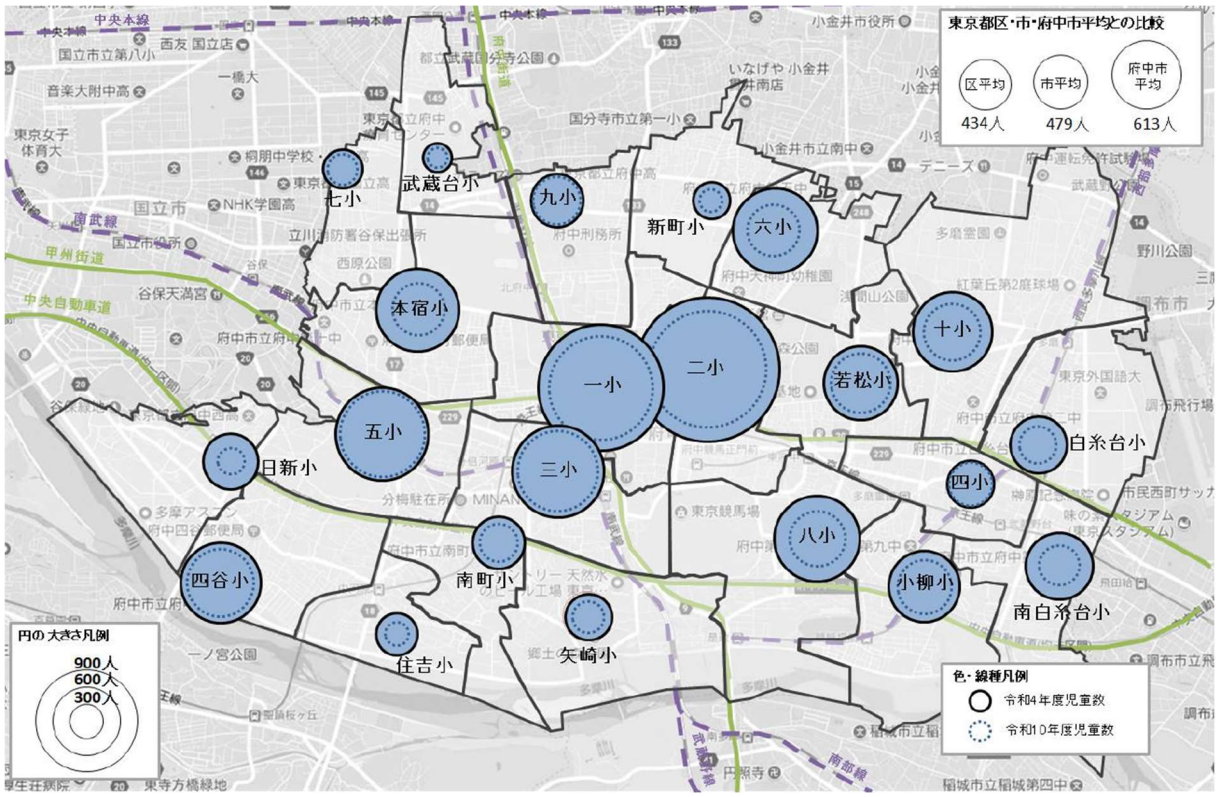

※　令和４年度の児童数は特別支援学級を含む５月１日現在の数、令和１０年度の児童数は推計値
※　東京都区・市・府中市平均との比較は東京都「東京都における小中学校施設の現状」文部科学省/「公立学校施設実態調査」より（令和４年５月１日現在）

【図表１９　中学校の生徒数推計】

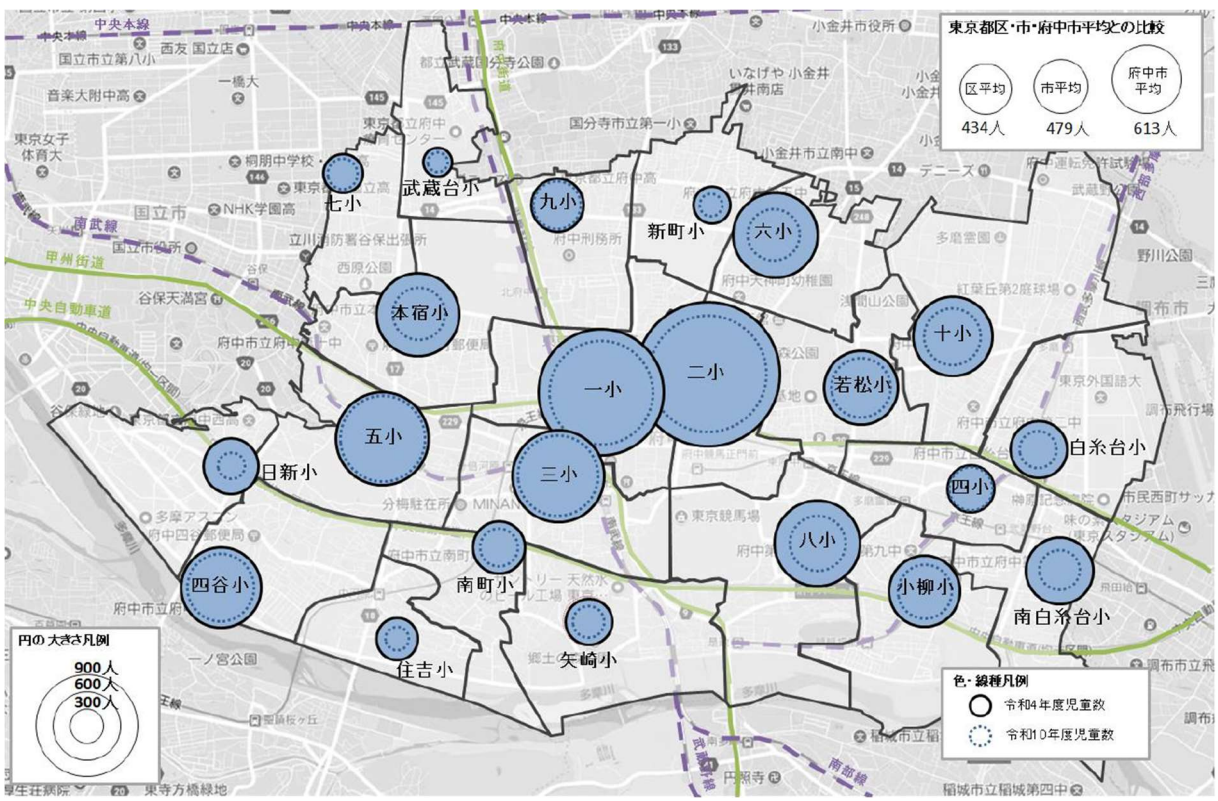

※　令和４年度の児童数は特別支援学級を含む５月１日現在の数、平成１０年度の児童数は推計値
※　東京都区・市・府中市平均との比較は東京都「東京都における小中学校施設の現状」文部科学省/「公立学校施設実態調査」より（令和４年５月１日現在）

【図表２０　増築及び仮設校舎の状況】

学校名	対応	設置期間	備考
本宿小	増築	平成２１年度～	
五小	増築	平成２８年度～	
二小	増築	令和元年度～	
若松小	仮設	平成１８年度～	平成２８年度に仮設校舎の建替え
本宿小	仮設	平成２１～２８年度	リース期間満了後、取壊し
日新小	仮設	平成２５年度～	平成３０年度に仮設校舎の建替え
浅間中	仮設	平成２１～２８年度	リース期間満了後、取壊し
八中	仮設	令和２年度～	

【図表２１　小・中学校の学級数推移及び児童・生徒数の推移】

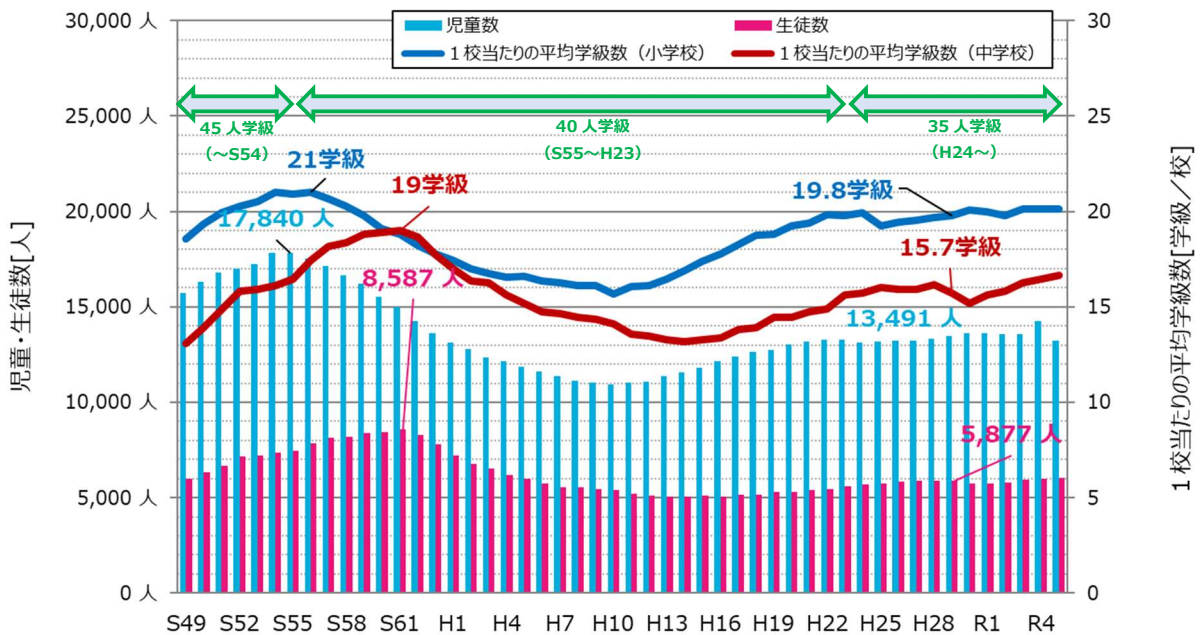

イ.課題

本市全体の児童・生徒数の現状より、５歳～１４歳人口は緩やかに減少していく見込みであることから、児童・生徒数の変動に対して、柔軟に対応できる学校施設の整備を行う必要があります。

図表１６及び１７に示すとおり、大規模校及び小規模校の差が生じると以下のような影響が考えられます。そのため、令和５年１２月の「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（答申）」において示された協議結果を踏まえて、各学校の適正規模・適正配置の具体的な方策を検討し、学校規模の適正化を図ることが必要になっています。

府中市が示す、学級規模の考え方は以下のとおりです。

	小学校	中学校
大規模校	25学級以上	19学級以上
標準規模校	12～24学級	12～18学級
小規模校	11学級以下	11学級以下

学級数が多くなると、以下の影響が考えられます。

- 学校行事などにおいて、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある。
- 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある。
- 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童・生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。
- 教員集団として、児童・生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある。
- 児童・生徒１人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある。

学級数が少なくなると、以下の影響が考えられます。

- クラス替えが全部又は一部の学年でできない場合がある。
- クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない場合がある。
- 教員を増員しないと、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態が取りにくい場合がある。
- クラブ活動や部活動の種類が限定される場合がある。
- 男女比の偏りが生じやすい場合がある。

出典：府中市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

（２）校地全体の配置や広さについて

ア.現状

図表４及び５で示したとおり、校舎及び運動場の配置については、校地内の北側に校舎があり南側に運動場がある学校や、校地内の南側に校舎があり北側に運動場がある学校、その他に校舎と運動場が東西方向に配置されている学校など、配置に違いがある状況です。また、プールについても、全ての学校に設置しており、配置については、地上に設置されている学校と屋上に設置されている学校があります。

校地の面積や、児童・生徒１人当たりの校舎面積、運動場及び体育館の面積についても学校ごとに違いがあります。

校地の面積については、小学校では三小が約２６，０００m^2と最も広く、若松小が約１１，２００m^2と最も狭い状況で、中学校では一中が約２５，６００m^2と最も広く、七中が約１２，３００ m^2と最も狭い状況です。

また、児童・生徒１人当たりの校舎面積については、小学校では九小が１４．９m^2/人と最も広く、二小が7．2m^2/人と最も狭い状況で、中学校では七中が２１．７m^2/人と最も広く、八中が9．6m^2/人で最も狭い状況です。

児童・生徒１人当たりの運動場及び体育館の面積についても、同様に学校ごとに差がある状況です。

イ.課題

学校ごとの建物配置によって、校舎内の教室の採光条件や温度環境及び児童・生徒１人当たりの校舎面積が異なっているため、学校ごとの教育環境に違いがあります。プールについては、全ての学校で屋外に設置されているため、猛暑による熱中症のリスクがあります。また、水泳授業を実施できる期間が６月から９月に限られ、施設の稼働率が低くなっています。教育環境の公平性を担保するために、これらの違いをできる限り平準化する取組が必要です。

（３）校舎内の諸室について

ア.現状

（ア）普通教室の面積

本市では、標準的な基準がない中で、学校ごとに学校施設の整備を進めてきたこともあり、普通教室及び共用部の大きさに違いがある状況です。近年の十小、三中、五中、八小、一中における改築前後の普通教室面積を例に示すと、図表２２のとおり、改築後は普通教室面積などが増加しています。

なお、普通教室面積が大きくなることや、共用部の面積比率が高くなること、校舎面積が大きくなる一因となっています。

【図表２２　近年改築した学校の校舎及び普通教室の改築前後の面積】

学校名	普通教室面積（改築前）	普通教室面積（改築後）	校舎面積（改築前）	校舎面積（改築後）	校舎面積の比較
十小	６３㎡	６４㎡	４，４２５㎡	６，９８３㎡	１．５８倍
三中	６３㎡	９０㎡	６，１０１㎡	８，９４５㎡	１．４７倍
五中	６３㎡	９０㎡	６，１４６㎡	８，５５９㎡	１．３９倍
八小	６３㎡	６８㎡	７，６０６㎡	８，６６６㎡	１．１４倍
一中	６３㎡	７６．５㎡	７，３２３㎡	９，８８５㎡	１．３５倍

出典：令和６年度施設台帳

（イ）諸室の種類及び室数

本市における、学校教育に必要な諸室の設置状況は図表２３及び２４に示していますが、現在、学校ごとに設置されている諸室については、種類や設置数に違いがある状況です。

図表２１に示したとおり、本市では昭和５０年代から平成の初めにかけて、児童・生徒数が減少したことに伴い、普通教室の数に余裕が生まれたことから、その空いた教室を活用し、教育方法の多様化などに対応する部屋として、多目的室やコンピュータ室、児童・生徒の交流の場としてランチルームなどの部屋を整備してきました。また、平成１６年度からは、児童・生徒の学習の習熟度に合わせ、少人数によるきめ細やかな指導を行うため、小学校では算数、中学校では数学と英語で、少人数・習熟度別指導を実施しており、そのために必要となる学習室を整備してきました。

その後、各学校の児童・生徒数の増減状況によって、空いた教室を活用して設置した多目的室やなどの諸室を、改めて普通教室へ戻したことにより、学校ごとに設置されている諸室の種類や室数について差が生じています。

なお、令和５年度には、文部科学省の方針に基づき、空き教室を利用して不登校の児童・生徒に対応するサポートルームを設置しています。

【図表２３　小学校の諸室構成】

	普通教室関係		特別教室関係																管理諸室関係													その他								
	普通教室	学習室	理科室	理科準備室	音楽室	音楽準備室（楽器庫）	家庭科室	家庭科準備室	視聴覚室	視聴覚準備室	コンピュータ室	コンピュータ準備室	図書室	図書準備室（司書室）	図工室	図工準備室	生活科室 ○	教育相談室	職員室	事務室	校長室	用務員室	保健室	印刷室	防災倉庫	職員更衣室（男女別）	放送室	会議室 ○	応接室	給湯室	配膳室	ランチルーム	オープンスペース	多目的室	郷土資料室 ○	和太鼓室	児童会室 ○	児童用更衣室 ○	放課後子ども教室 ○	PTA室
一　小	26	2	2	2	3	2	1	1			1	1	1	1	2	2		1	1	1	1	1	1	1		2	1	1	1	1	4	2	3							1
二　小	30	3	2	1	2	1	1				1		1	1	2	1		1	1	1	1		1	1		2	1	2		1	4									1
三　小	23	4	1	2	2	3	1	1			1	1	1	1	1	3		1	1	1	1		1	1	1	2	1	1		1	7								1	1
四　小	13	2	1	1	1	1	1	1			1		1	1	1	2			1	1	1	1	1	1		2	1			1	4	2		1			1			1
五　小	19	1	1	1	2	1	1	1			1		1	1	1	1		1	1	1	1		1	1		2	1			1	3								1	1
六　小	23	3	1	1	2	2	1	1			1		2	1	1	1		1	1	1	1		1	1		2	1			1	3			1	1				1	1
七　小	12	2	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1		1	2	1	1	1	1	1		1	1		2	1	1	1	1	6	1					1	1	1	1
八　小	27	2	1	1	2	1	1	1			1	1	2	1	1	1		1	1	1	1		1	1		2	1	1		1	6			1						1
九　小	13	2	1	1	2	2	1	1			1	1	1	1	1	2			1	1	1	1	1	1	2	2	1	1		1	7			3			1		1	1
十　小	22	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		2	1		1	1	4	1		3		1	1	2		1
武蔵台小	11	3	1	1	2	2	1	1			1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1	1		2	1				4	2		1			1		1	1
住　吉　小	19	1	1	1	2	1	1	1			1	1	1	1	1	1		1	1	1	1		1	1		2	1	1		1	4	1	1	1						1
新　町　小	12	2	1	1	1	1	1	1			1		1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1		2	1	1			4	1		1					1	1
本　宿　小	22	2	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1		1	1		2	1	1			4								1	1
白糸台小	16	1	1	1	1	1	1	1			1		1	2	1	1		1	1	1	1		1	1		2	1			1	4	1				1				1
矢　崎　小	12	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1		1	1	1	1		1	1		2	1			1	4	1		1						1
若　松　小	22	2	1	1	1	1	1	1			1		1	1	1	1			1	1	1		1	1		2	1		1	1	4	1		2					1	
小　柳　小	19	2	1	1	1	1	1	1			1		1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	3		1	4		1					1	1	1
南白糸台小	20	2	1	1	2	2	1	1			1		1	1	1	1		2	1	1	1		1	1		2	1	1		1	4		1				1		1	1
四　谷　小	19	1	1	2	2	2	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1		2	1	1		1	4		1		1			1		1
南　町　小	16	2	1	1	1	1	1	1			1		1		1	1		1	1	1	1		1	1		2	1			1	3		2	1					1	1
日　新　小	16	1	1	1	2	1	1	1			1	1	1	1	1	1			1	1	1		1	1		2	1	1	1	1	4	1	1						1	1
総　計	412	43	24	25	38	31	22	22	3	3	22	11	24	20	24	28	5	19	22	22	22	5	22	22	4	44	22	16	5	19	95	14	10	16	2	2	6	5	13	21

出典：平成２９年度公立学校施設台帳（府中市）

【図表２４　中学校の諸室構成】

	普通教室関係		特別教室関係																		管理諸室関係														その他			
	普通教室	学習室	理科室	理科準備室	音楽室	音楽準備室（楽器庫）	家庭科室	家庭科準備室	視聴覚室	視聴覚準備室	コンピュータ室	コンピュータ準備室	図書室	図書準備室（司書室）	美術室	美術準備室	技術室	技術準備室	教育相談室	進路資料・指導室	職員室	事務室	校長室	保健室	用務員室	印刷室 ○	防災倉庫	体育倉庫	職員更衣室（男女）	放送室	会議室 ○	応接室	給湯室	配膳室	多目的室	生徒会室 ○	和室 ○	PTA室
一　中	15	4	3	3	2	2	2	2			1		1	1	2	2	2	1	1		1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	3		1	1	1
二　中	18	5	3	2	2	3	2	2	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1		1	4		1	1	1
三　中	17	1	2	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1		2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1		1	3		1	1	1
四　中	16	3	3	3	2	3	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1		2		1	1	1	1		1	5		1		1
五　中	15	5	2	1	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1		1			1	1	1		1	3	2	1	1	1
六　中	17	3	2	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1					1	1	1		1	7		1		1
七　中	8	6	2	2	2	2	2	2	1	1	1		1	1	2	2	2	1	1		1	1	1	1		1			1	1			1	5	1	1	1	1
八　中	19	4	3	3	2	2	2	2	1		1	1	1	1	2	2	2	1	2		1	1	1	1		1			1	1	1		1	4		1	1	1
九　中	13	2	2	1	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1		1	1			1	4		1	1	1
十　中	10	2	2	2	2	2	2	2	1		1	1	1	2	1	1	2	1	1		1	1	1	1		1		1	1	1	2		1	4		1	1	1
浅　間　中	14	5	2	2	2	2	2	2			1		1	1	2	2	2	1	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1			1	4				1
総　計	162	40	26	21	23	23	22	22	10	8	11	8	11	11	21	19	23	12	12	6	11	11	11	11	5	12	3	3	11	11	9	1	11	46	3	10	8	11

出典：平成２９年度公立学校施設台帳（府中市）

更新作業中

更新作業中

必要諸室数の集計時の条件（図表２３・２４）

（小・中学校共通事項）

① 学校生活の基本となる校舎棟の諸室について整理を行っています。
② 体育館、武道場、プール、屋外倉庫などの諸室は含んでいません。
③ 特別支援関係の諸室は含んでいません。
④ 「○」表示は、普通教室の余裕が生じた際に転用・改修してきたものが多い諸室を示しています。
⑤ 「特別教室関係」の「準備室」について、本教室内に準備室機能（ブース）がある学校は数値化されていない場合があります。
⑥ 複数の用途で兼用されている諸室については、主たる目的で使用されている諸室に分類しています。

（小学校のみの事項）

① 「放課後子ども教室」専用諸室がない学校は、オープンスペース、ランチルーム、家庭科室、音楽室を活用しています。
② 「配膳室」は各階に配置されているため３～４室の学校が多いが、北校舎と南校舎の２棟が配置されている学校については６～７室となっています。
③ 「教育相談室」がない学校は、学習室、応接室、ランチルームを活用しています。
④ 「給湯室」がない学校は、事務室内の給湯スペースや電気ポットなどを活用しています。
⑤ 「ＰＴＡ室」がない学校は、給湯室内の会議スペースを活用しています。

（中学校のみの事項）

① 「生徒会室」がない学校は、普通教室やコンピュータ室を活用しています。

（ウ）諸室の設備

~~図表２５に空気調和設備の設置状況を示します。~~小・中学校共に全ての普通教室で設置が完了しています。また、その他諸室では、特別教室などの児童・生徒が日常的に活動している諸室への設置が完了しています。

なお、体育館については、令和元年度に全小学校、令和３年度に全中学校で設置を行い、武道場についても、令和２年度に全中学校で設置を行っています。

【図表２５　空気調和設備の設置室数（令和元年１０月１日時点）】

	普通教室	その他諸室	体育館	武道場
小学校	478	534	22	
中学校	193			11
合 計	**671**			11

削除予定

イ.課題

現状では、学校ごとに普通教室の大きさや共用部の面積比率、諸室の種類、室数などの教育環境に違いがあることから、公立学校としての性質に鑑み、できる限り公平な教育環境を整える必要があります。

（４）学校独自の教育について

ア.現状

本市では、学校ごとに地域の伝統や文化活動に根ざした学校独自の教育を進めています（図表２６参照）。図表２７に示すとおり、伝統・文化などの活動がある学校として、府中囃子に取り組んでいる小学校は１１校、中学校は１校、農業体験に取り組んでいる小学校は２０校、中学校は４校と、活動が盛んな状況です。

また、特色のある施設として、一小には郷土資料館、日新小、住吉小には相撲場のように、様々な用途で活動を行っている学校もあります（図表２６参照）。

【図表２６　学校独自の教育】

①伝統・文化等の活動

三中の和太鼓

本宿小の府中囃子

小柳小の読み聞かせ

三小の稲作体験

②特色のある施設

更新作業中

一小の郷土資料館

日新小の相撲場

白糸台小の校庭芝生化

小柳小の農園

一中の天体観測ドーム

五小の飼育小屋

八小のピロティ

【図表２７　伝統・文化等の活動がある学校（平成２５年度）】

活動内容	小学校	中学校
太鼓	９校	５校
府中[illegible]	[illegible]	[illegible]校
その他（琴[illegible]	[illegible]校	[illegible]校
農業体験	２０校	４校

削除予定

出典：第２次府中市学校教育プラン（平成２６年）
※その他・・・茶道室（三中など）、和太鼓室（十小）、楽焼小屋（二小など）

イ.課題

　地域の伝統や文化活動に根ざした学校独自の取組や特色のある施設は、全学校共通で定められるものではなく、学校ごとの整備を進める中で、学校や地域住民の意見を十分踏まえ、その取組に必要な施設整備を検討する必要があります。

5.新たな教育ニーズへの取組と課題

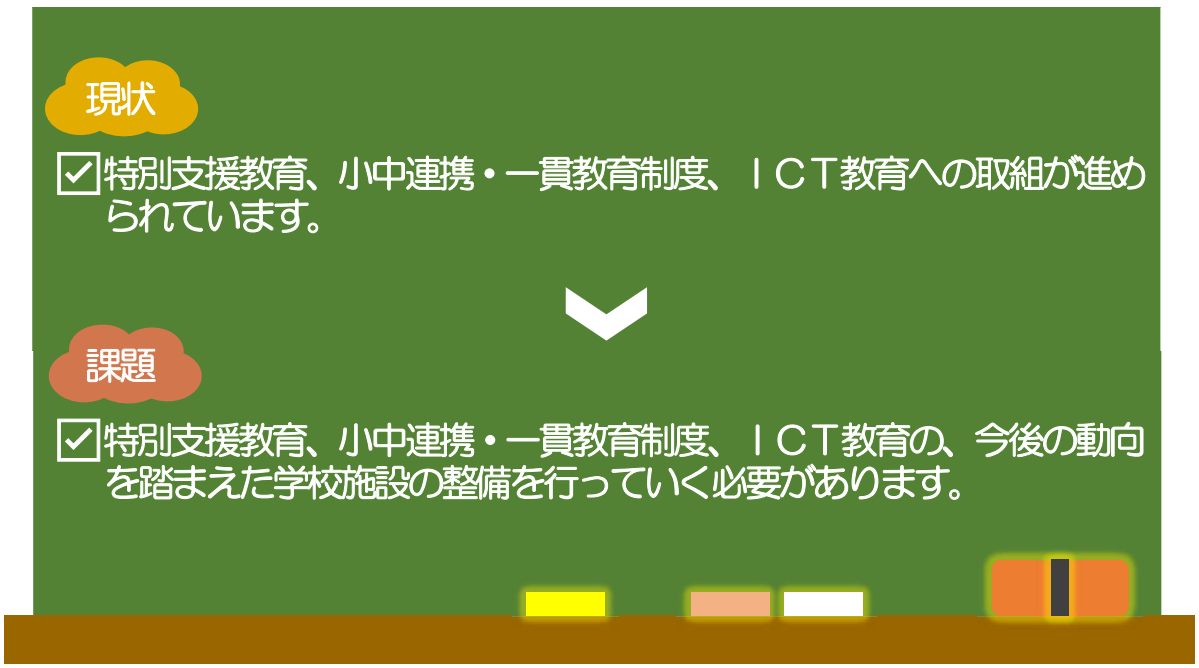

（１）特別支援教育への取組について

本市は、特別支援教育の取組として、通常の学級における特別支援教育の充実、特別支援学級、特別支援教室、通級指導学級の４つの取組を進めています。

ア.現状

（ア）通常の学級における特別支援教育の充実

通常の学級における特別支援教育の充実では、障害の有無にかかわらず、児童・生徒が可能な限り共に教育を受けられるよう、個々の実態に応じた授業づくりや安全・安心な学校生活が送れる学級づくりを行うなど、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を推進しています。

学校施設においては、平成１５年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」が改正され、それ以降に建設された学校施設では、学校施設内の移動の円滑化や誰もが利用しやすいトイレを設置するなど、ユニバーサルデザインの視点に基づいた教育環境を整備しており、通常の学級へ通学しやすい環境を整備しています。本

市の小・中学校における、ユニバーサルデザインの視点に立った教育環境の整備の状況は図表２８のとおりです。

【図表２８　本市のバリアフリーへの取組状況】

	小学校	中学校
エレベーター	4校 （八小、十小、本宿小、若松小）	7校 （一中、二中、三中、五中、 六中、七中、浅間中）
誰でもトイレ （車いす・オストメイト対応）	7校 （二小、五小、八小、十小、 本宿小、若松小、日新小）	6校 （一中、二中、三中、五中、十中、浅間中）

（イ）特別支援学級

特別支援学級については、知的障害の児童・生徒を対象にしており、特別支援学級に在籍する子供たちは、通常の学級に籍を置かず、知的障害の子供たちのための通常とは異なる特別の教育課程による教育を受けています。図表２９及び３０に示すとおり、特別支援学級の設置校は、小学校で６校、中学校で３校となります。また、例として、図表３１に二小の特別支援学級における諸室構成を示します。二小は、４学級設置されていますので、普通教室として通常の学級の半分の大きさの教室を４教室、通常の学級と同じ大きさのプレイルームとして１教室、職員室を１室設置しています。

（ウ）特別支援教室

特別支援教室は、通常の学級に在籍する自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害（以下「発達障害等」という。）のある児童・生徒を対象として、特別支援教室を担当する教員が各学校を巡回して指導することにより、特別な指導を児童・生徒が在籍校で受けられるようにするものです。

特別支援教室の対象となる児童・生徒は、「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」（平成 18 年 3 月 31 日付 17 文科初第 1178 号）により規定されているとおり、通常の学級に在籍し、知的障害がなく発達障害等があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒となります。

なお、府中市では、平成２９年度に府中第三小学校と巡回校３校において特別支援教室モデル事業を実施し、平成３０年度から全ての小学校に「特別支援教室」を設置しました。

中学校においては、令和元年度に府中第三中学校と巡回校２校において特別支援教室モデル事業を実施し、令和２年度から全ての中学校に「特別支援教室」を設置しました。

また、令和４年度に小学校５校、中学校２校を新たに拠点校として増設し、特別支援教室の拠点校は、小学校１０校、中学校４校となります。（図表３３参照）

（エ）難聴言語通級指導学級

通級指導学級については、図表２９及び３０に示すとおり、言語障害及び難聴障害の学級を市内小学校２校に設置しています。通級指導学級に通う子供は、通常の学級に在籍し、基本的に授業は通常の学級で受けます。障害の実態に応じ、週１時間から８時間、通級指導学級の設置校に移動し、特別な指導（自立活動）を受けます。

イ.課題

特別支援教育については、平成１９年度から、学校教育法を含め、障害者に関する法改正が行われ、子供たちの自立と社会参加を見据えて、一人１台端末等のＩＣＴ機器の活用や教室環境の改善を図るなど、児童・生徒の発達の特性に応じた多様な学びを提供し、個別最適な学びと協働的な学びを充実させるとともに、安全で安心した環境で学習が行えるよう、ユニバーサルデザインや合理的配慮の視点に立って学習環境を整備していくことが求められています。

【図表２９　本市の特別支援教育の設置校と在籍状況（小学校）】

	特別支援学級		通級指導学級				特別支援教室	
	知的障害		言語障害		難聴			
一小			3学級	４４人			巡回校	３３人
二小	4学級	２１人					巡回校	２５人
三小							拠点校	３２人
四小	4学級	２６人					巡回校	１４人
五小	6学級	４３人					巡回校	１４人
六小							巡回校	１５人
七小							巡回校	９人
八小							拠点校	１９人
九小	3学級	２２人					拠点校	４人
十小							巡回校	２１人
武蔵台小							巡回校	１３人
住吉小			3学級	４２人	1学級	5人	拠点校	１１人
新町小							巡回校	５人
本宿小							巡回校	１６人
白糸台小							巡回校	２０人
矢崎小							巡回校	９人
若松小							巡回校	２０人
小柳小	3学級	２４人					巡回校	１５人
南白糸台小							拠点校	２０人
四谷小							巡回校	１１人
南町小	3学級	２２人					巡回校	１７人
日新小							巡回校	９人
合計	**２３学級**	**１５８人**	**6学級**	**８６人**	**1学級**	**5人**	**拠点5校 巡回17校**	**３５２人**

更新作業中

※　学級数・児童数は令和元年５月１日現在

【図表３０　本市の特別支援教育の設置校と在籍状況（中学校）】

	特別支援学級		通級指導学級						特別支援教室	
	知的障害		言語障害		難聴		情緒障害等			
一中	5学級	３３人							巡回校	８人
二中	4学級	２５人							巡回校	６人
三中								３４人	拠点校	１３人
四中	4学級	３２人								
五中										
六中										
七中										
八中										
九中										
十中										
浅間中										
合計	**１３学級**	**９０人**						**３４人**	**拠点1校 巡回2校**	**２７人**

更新作業中

※　学級数・生徒数は令和元年５月１日現在

【図表３１　特別支援学級の諸室構成】

二小の特別支援学級

用途	大きさ	室数	備考
普通教室	約３２㎡（縦約４m×横７．８m）	4	通常の学級の半分の大きさ
プレイルーム	約６４㎡（縦約8m×横７．８m）	1	通常の学級と同じ大きさ
職員室	約３２㎡（縦約４m×横７．８m）	1	通常の学級の半分の大きさ

更新作業中

【図表３２　通級指導学級と特別支援教室の概要（小学校の場合）】

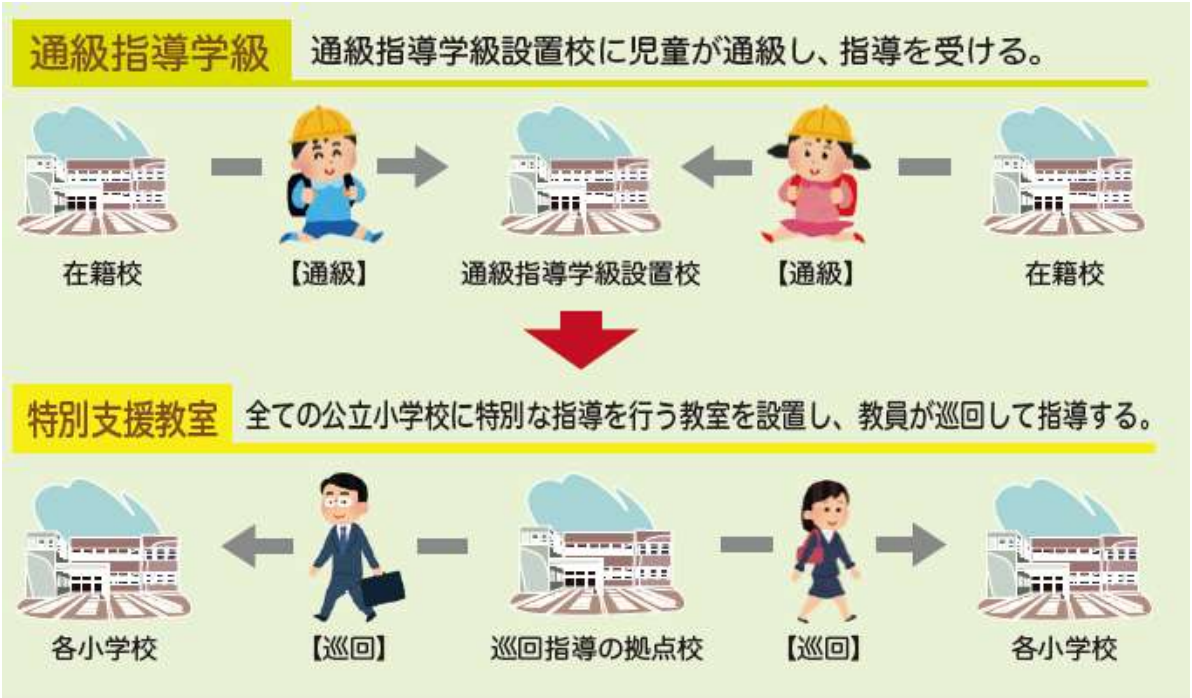

※　中学校も同様

【図表３３　特別支援教室の実施状況】

	小学校	中学校
平成２９年度	４校（一小、三小、五小、矢崎小）	—
平成３０年度	１８校（二小、四小、六小、七小、八小、九小、十小、武蔵台小、住吉小、新町小、本宿小、白糸台小、若松小、小柳小、南白糸台小、四谷小、南町小、日新小）	—
令和元年度	全校設置	３校（一中、二中、三中）
令和２年度	—	全校設置

（２）小中連携･一貫教育制度への取組の現状と課題

ア.現状

小中連携・一貫教育制度とは、小学１年生から中学３年生までの９年間を一貫した教育理念に基づき、指導を行っていくものです。小中連携・一貫教育制度の導入効果として、国の研究によると、組織的・継続的な教育活動の徹底による教育効果の向上（学力・学習意欲の向上）や、小学校から中学校への移行時に、新しい環境での学習や生活に適応できず、不登校などになることで、結果として、学力の低下につながってしまう、いわゆる「中１ギャップ」の解消が期待されています。

図表３４のとおり、小中連携・一貫教育制度は、小中連携教育と小中一貫教育の２つに分類されます。小中連携教育は、小・中学校の教員が情報交換や交流を通じて、児童・生徒の情報を共有し、小学校から中学校へ円滑に移行させる取組となります。一方で、小中一貫教育は、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、９年間を通じた教育課程を編成して教育を行うもので、小学校と中学校を一体化した施設を設置する場合もあります。

本市の小中連携・一貫教育制度としては、現在、小中連携教育を実施しており、小中一貫教育は実施していません。

【図表３４　小中連携・一貫教育制度の概要】

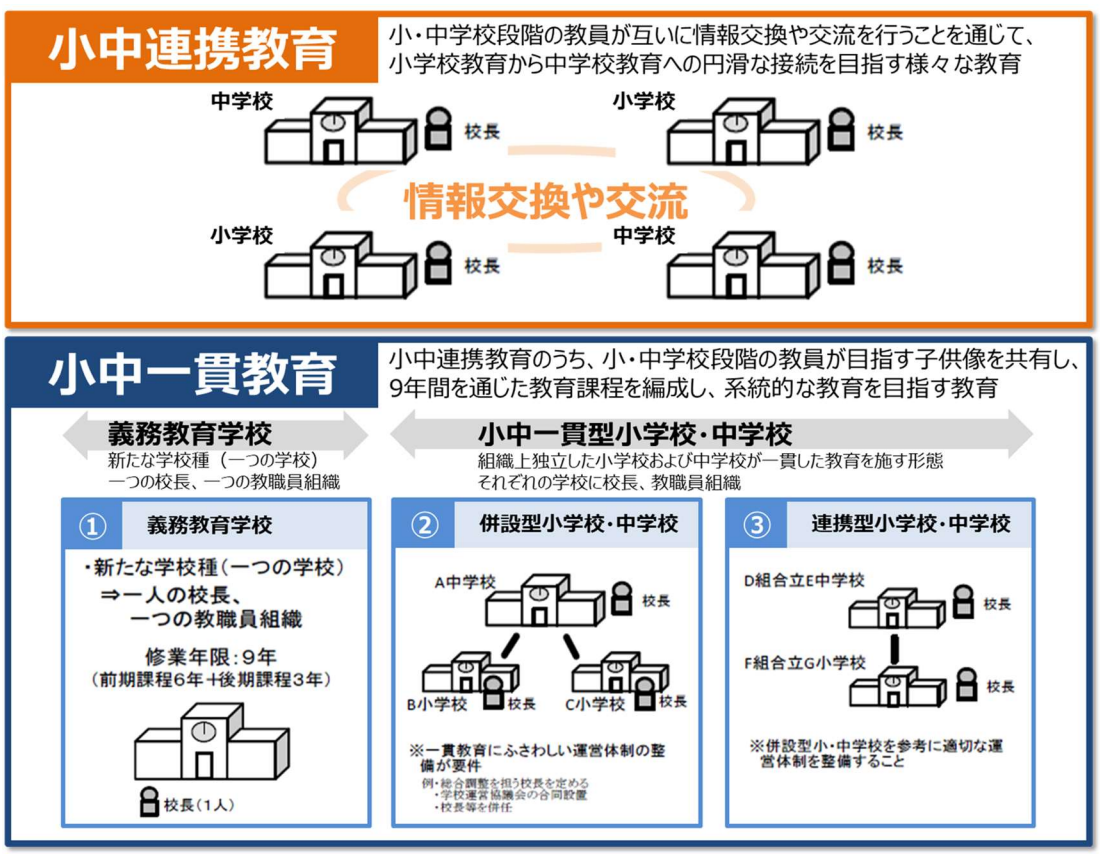

イ.課題

今後、本市の小中連携・一貫教育制度の方向性として、小中一貫教育制度の導入の検討が進められた場合には、学校施設として、適正規模・適正配置の議論も踏まえて施設の在り方などについて、検討する必要があります。

（３）ＩＣＴ教育への取組について

ア.現状

本市では、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、ＩＣＴ教育環境の整備を進めています。

図表３５に示すとおり、平成３０年度に三小、矢崎小、八中をモデル校とし、先行して大型提示装置を整備するとともに、４０台の児童・生徒用タブレットパソコン（充電機能付き保管庫を含む）を導入しています。

また、小学校では令和元年度に全ての学校に大型掲示装置を導入し、中学校では令和２年度に全ての学校に電子黒板機能付きプロジェクタを整備しています。令和２年度には、国が推進するＧＩＧＡスクール構想を踏まえ、全ての児童生徒に一人１台タブレット端末を導入しています。

【図表３５　ＩＣＴ教育に係る整備状況】

年度	内容	対象学校
平成３０年度	大型提示装置 及び児童･生徒用タブレット端末の導入	モデル校 （三小、矢崎小、八中）
令和元年度	① 大型掲示装置の導入 ② 教員用タブレット端末の導入	① 小学校２０校 ② 全校
令和３年度	① 電子黒板機能付きプロジェクタの導入 ② 児童･生徒用一人１台端末の導入	① 中学校１０校 ② 全校

イ.課題

ＩＣＴ機器等が目まぐるしく進歩していく中で、教育におけるＩＣＴ機器の活用が更に多様化することも見込まれることや、経年による機器更新時期を迎えていることから、今後のＩＣＴ教育の方向性を踏まえ、学校施設の整備を行っていく必要があります。

6.地域拠点としての学校施設の現状と課題

現状

- ☑府中市地域防災計画にて、学校施設は災害時の一次避難所としての役割を果たす必要があります。
- ☑一部の教室、校庭、体育館、武道場の地域開放を行っています。
- ☑学童クラブ及び放課後子ども教室については、一部の学校を除き学校敷地内で運営しています。

課題

- ☑一次避難所として、高齢者や配慮者への配慮、最低限のインフラ整備、避難所運営に配慮した施設を整備する必要があります。
- ☑更なる地域開放の拡充に向けて、地域開放範囲の拡大の検討を進めるとともに、門扉や校舎内のセキュリティ確保など防犯対策を考慮した施設を整備する必要があります。
- ☑放課後子ども教室の設置場所の確保や、学童クラブにおいては、国が放課後子ども教室との連携などを求めており、校地外の施設を校地内に取り込む必要があります。

（１）一次避難所としての学校施設について

ア.現状

「府中市地域防災計画」にて、図表３６に示すとおり、本市の震災時における諸条件が定められていますが、学校施設については、震災が発生した場合、学校施設は身の危険を及ぼす事象が収束されるまでの間、校庭については指定避難場所に位置付けられており、その後、自宅損壊等により一時的に生活場所の確保が困難な市民を受け入れ、保護するため、図表３７のとおり、学校施設の体育館が一次避難所に位置付けられています。

一次避難所となる学校施設の管理運営は学校、市、地域住民が連携して行い、学校は、児童・生徒在校時には、その保護・取引対応が最優先事項に位置付けられています。避難所の開設は主に市職員が対応します。

また、風水害における諸条件も定められており、学校施設は風水害時においても避難所として指定されていますが、浸水想定区域内に位置する三小、八小、住吉小、矢崎小、小柳小、南白糸台小、四谷小、南町小、日新小、三中、六中、八中及び九中については、風水害時の場合には、避難場所には指定されていません。

また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に位置する五小及び十小についても土砂災害時の場合には避難場所に指定されていません。なお、風水害時にも土砂災害の危険を伴うおそれがあるため、避難所の開設は行いません。

さらに、学校施設は、備蓄物資、寄託物資及び支援物資の配給場所としても活用されることとなります。

災害時に活用できる学校施設の主な設備は図表３８のとおりとなります。また、災害時に現在の学校施設を利用した場合には、以下のような現状が見込まれます。

災害時の利用を想定した場合の学校施設の現状

＜インフラに関すること＞

- 非常用発電設備は、小型の非常用発電機しか設置されていない。
- 体育館に洋便器や障害者用トイレが設置されていない。
- テレビアンテナなどの通信設備が整備されていない。

＜避難所運営に関すること＞

- 体育館の入り口に受付を設けるスペースがない。
- 防災倉庫と体育館が離れている。
- 体育館が２階や地下にある学校では、高齢者や足の不自由な方が移動しづらい。
- 温熱環境などに配慮した要配慮者向けの避難所スペースがない。
- 平常時と災害時で運営主体が異なる。

【図表３６　本市の震災時における諸条件】

最大震度	震度６強
避難者想定	最大で６万１,５００人
ライフライン回復目標	電気で７日間、通信で１４日間、上下水道が３０日間、ガスが６０日間、し尿収集車の収集・運搬が困難となるのが３日間
一次避難所開設期間	原則７日間
応急物資備蓄量	原則３日分

出典：府中市地域防災計画

【図表３７　一次避難所の状況】

【小学校】

収容施設名	収容可能面積(㎡)	一時収容(人)	長期収容(人)	体育館(㎡)
一小	735	891	445	735
二小	592	718	359	592
三小	593	719	359	593
四小	592	718	359	592
五小	592	718	359	592
六小	592	718	359	592
七小	592	718	359	592
八小	593	719	359	593
九小	592	718	359	592
十小	592	718	359	592
武蔵台小	585	709	355	585
住吉小	577	699	350	577
新町小	590	715	358	590
本宿小	590	715	358	590
白糸台小	579	702	351	579
矢崎小	607	736	368	607
若松小	617	748	374	617
小柳小	596	722	361	596
南白糸台小	586	710	355	586
四谷小	675	818	409	675
南町小	606	735	367	606
日新小	637	772	386	637

出典：府中市地域防災計画

【中学校】

収容施設名	収容可能面積(㎡)	一時収容(人)	長期収容(人)	体育館(㎡)
一中	1,672	2,027	1,013	1,672
二中	2,835	3,436	1,718	2,835
三中	2,789	3,381	1,690	2,789
四中	2,459	2,981	1,490	2,459
五中	2,956	3,583	1,792	2,956
六中	2,829	3,429	1,715	2,829
七中	2,806	3,401	1,701	2,806
八中	1,673	2,028	1,014	1,673
九中	1,101	1,335	667	1,101
十中	1,119	1,356	678	1,119
浅間中	1,127	1,366	683	1,127

更新作業中

【図表３８　災害時に活用できる主な設備】

設備名	学校名
ガスバルク	全小学校
災害用防火貯留槽	全中学校
太陽光発電設備	八小、十小、一中、三中、五中

イ.課題

一次避難所である学校施設の課題として、高齢者や要配慮者、妊娠をしている女性など、配慮が必要な人も避難してくることから、災害時に迅速に市民が校庭に避難できるよう門扉の管理、避難所の動線やスペース、温熱環境などに配慮した施設を整備する必要があります。

また、学校施設は平常時や災害時において運営主体が異なるため、その役割等を明確に定めておく必要があります。

インフラについては、「府中市地域防災計画」の被害想定やライフライン回復目標に基づき、避難所運営が円滑に行えるよう施設を整備する必要があります。学校施設として一律で整備する防災設備と各学校の敷地条件や避難場所の指定状況を考慮して追加で整備する防災設備の２つの視点から検討する必要があります。

なお、避難所としての機能を向上させるために整備する設備については、平常時の学校運営での使用の可否を費用対効果を踏まえて、十分に検証する必要があります。

（２）学校施設の地域開放について

ア.現状

学校施設の地域開放については、以下に示すとおり、各種法令によって、定められています。また、本市では、府中市立学校施設使用条例において、使用できる学校施設の範囲を定めています。

●教育基本法
第１２条の２
国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。
●学校教育法
第１３７条
学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。
●社会教育法
第４４条
学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。
●スポーツ基本法
第１３条
学校教育法第２条第２項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。
●府中市立学校施設使用条例
第２条
使用できる学校施設は、次に掲げるものとする。
（1）教室（府中市教育委員会が指定する教室に限る。）
（2）校庭
（3）体育室
（4）武道場

地域開放とは、学校教育上、支障のない範囲で、学校施設を地域住民に開放することであり、本市では児童・生徒が利用する教室・校庭・体育館・武道場を地域住民も利用しています。

また、「学校施設の更なる活用と地域プールの見直しに係る基本方針」では、地域プールについては市民総合プール及び美好水遊び広場への集約

化を進めていますが、地域プールへの市民ニーズの高まりを確認した場合には、学校プールの開放を検討することとされています。なお、平成３０年度から十小と十中の学校プールの地域開放を実施しています。

教室、校庭、体育館、武道場における地域開放の状況については、図表３９及び４０に示しています。

校庭や体育館、武道場については、小・中学校ともに、平日は学校が授業や部活動で使用していない夜間の時間帯で地域開放を行っています。休日は、小学校では終日、地域開放を行っていますが、中学校は部活動があるため地域開放を行える時間が限られています。

教室については、セキュリティ区画が設けられている教室がある一部の学校などでは、学校が授業等で使用していない時間帯で地域開放を行っていますが、ほとんどの学校で地域開放を行っていません。

また、校庭については、夜間照明を設置している日新小、一中、二中、七中の４校については、夜間の時間帯も地域開放を行っています。

【図表３９　本市の学校施設の開放状況（平日）】

		小学校	中学校
校庭	日中（8～17時）	×	×
	夜間（19～21時）	▲	▲
体育館		●（17～21時に開放）	●（19～21時に開放）
武道場（19～21時）		更新作業中	●
教室	音楽室	▲（教職員のいる時間のみ活用している学校がある）	▲（セキュリティ区画を設けている学校で開放している場合がある）
	和室	—	×
	家庭科室	▲（教職員のいる時間のみ活用している学校がある）	×
	楽焼小屋	×	×

平成３０度の学校施設の地域開放状況
●：全校で地域開放を実施　▲：一部の学校で地域開放を実施　×：地域開放をしていない

【図表４０　本市の学校施設の開放状況（休日）】

		小学校	中学校
校庭	日中（8～17時）	●	×
	夜間（19～21時）	▲	▲
体育館		●（8～21時に開放）	●（19～21時に開放）
武道場		—	●
教室	音楽室	更新作業中	▲（セキュリティ区画を設けている学校で開放している場合がある）
	和室	—	×
	家庭科室	▲（教職員のいる時間のみ活用している学校がある）	×
	楽焼小屋	▲（校舎と別棟のため開放している学校がある）	▲（校舎と別棟のため開放している学校がある）

平成３０年度の学校施設の地域開放状況
●：全校で地域開放を実施　▲：一部の学校で地域開放を実施　×：地域開放を未実施

イ.課題

学校施設の地域開放については、学校教育上支障のない範囲で地域コミュニティの核として、地域のニーズに対応した地域開放を検討し、学校施設を有効に活用する必要があります。

そのためには、児童・生徒の安全の確保や学校が所有する個人情報の保護など、セキュリティの確保と地域開放を行う場合の管理運営方法を踏まえた学校施設の整備を行っていく必要があります。

（３）学校施設の複合化について

ア.現状

学校施設の複合化とは、学校と同じ敷地内に、学校以外の別の施設や機能を設置することであり、児童・生徒が学校に通っている時間帯においても地域住民などがその施設を利用することができます。

文部科学省によると、学童クラブや放課後子ども教室及び防災倉庫などの施設を、学校の校地内や校舎内に設置することが、複合化とされています。

本市の学校施設では、防災倉庫については、全ての学校で校地内に設置されています。また、図表４１に示すとおり、令和元年度における学童クラブ及び放課後子ども教室の設置状況では、学童クラブについては一部の学校で校地の外に設置されており、放課後子ども教室については学校ごとに設置場所が異なっています。

なお、学童クラブ及び放課後子ども教室については、現在、文部科学省及び厚生労働省で、放課後対策を総合的に推進するため、「放課後子ども総合プラン」を策定し、「学校施設を徹底活用した実施促進」や「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施」などを推進することとしています。

第一期改築実施である八小においては、学童クラブと放課後子ども教室、防災倉庫を校舎と複合化し、一中においては防災倉庫を複合化しました。

【図表４１　学童クラブ、放課後子ども教室の現状（令和元年度）】

小学校	学童クラブの場所		放課後教室の場所	
	校地内	校地外	諸室名	階数
一小	○		オープンスペース	１Ｆ
二小	○		理科室	１Ｆ
三小	○		放課後子ども教室	２Ｆ
四小		○	ランチルーム	３Ｆ
五小	○		放課後子ども教室	３Ｆ
六小		○	放課後子ども教室	１Ｆ
七小	○		放課後子ども教室	２Ｆ
八小	○		放課後子ども教室	１Ｆ
九小	○		放課後子ども教室	１Ｆ
十小	○		ランチルーム	１Ｆ
武蔵台小	○		放課後子ども教室	２Ｆ
住吉小	○		オープンスペース	１Ｆ
新町小	○		放課後子ども教室	１Ｆ
本宿小	○		放課後子ども教室	１Ｆ
白糸台小	○		ランチルーム	３Ｆ
矢崎小	○		ランチルーム	１Ｆ
若松小		○	放課後子ども教室	１Ｆ（仮設）
小柳小	○		会議室	２Ｆ
南白糸台小		○	放課後子ども教室	１Ｆ
四谷小		○	音楽室	１Ｆ
南町小	○		多目的室	１Ｆ
日新小	○		放課後子ども教室	１Ｆ（仮設）
計	**１７校**	**５校**		

更新作業中

※　放課後子ども教室の諸室名は学校施設台帳から引用

イ.課題

学校施設の複合化の課題については、学童クラブでは、国が放課後子ども教室との一体的な、又は連携による実施や、学校施設の活用を求めていることから、校地外にある学童クラブをできる限り校地内に取り込むことが必要となっています。また、放課後子ども教室では安定的な事業運営を行うために、年度ごとの学校の各諸室の使用状況に左右されることがないよう、安定的に使用できる実施場所の確保が必要となっています。

さらに、学校エリアと学童クラブ及び放課後子ども教室とは、運営・管理主体が異なることも考慮して整備する必要があります。

現在の本市の学校施設については、１校当たりの児童・生徒数が多く、また、１人当たりの校舎面積が小さいことから、他の公共施設との複合化については難しい現状となっていますが、将来児童・生徒数が大きく減少

し、校地に余裕が見込まれる場合には、公共施設マネジメントの考え方を踏まえ、他の公共施設との複合化について検討していく必要があります。

第４章

本市の老朽化対策の検討に当たって

１.老朽化対策の検討に当たって

本市の老朽化対策の検討に当たって、鉄筋コンクリート造の耐用年数や老朽化対策の手法に関する一般的な考え方を整理しました。

（１）学校施設における鉄筋コンクリート造の耐用年数について

現在の本市の市立小・中学校に建築されているほとんどの校舎は、鉄筋コンクリート造となっています。

老朽化対策の実施に当たっては、既存校舎の老朽化対策の実施時期の目安として、鉄筋コンクリート造の耐用年数を設定することが必要となります。

鉄筋コンクリート造の耐用年数については、日本建築学会が「物理的耐用年数」、「目標耐用年数」という２つの耐用年数の考え方を示しています。

ア.物理的耐用年数

日本建築学会「建築標準工事標準仕様書・同解説ＪＡＳＳ５鉄筋コンクリート工事」では、設計時に定めたコンクリートの耐久設計基準強度に基づき、物理的な耐用年数を示しています。

図表４２のとおり、計画供用期間の級は、耐久設計基準強度が１８N/mm^{2}以上の場合は短期、２４N/mm^{2}以上の場合は標準と位置付けられます。

大規模補修不要予定期間は、「局部的で軽微な補修を超える大規模な補修を必要とすることなく鉄筋腐食やコンクリートの重大な劣化が生じないことが予定できる期間」を言い、１８N/mm^{2}では３０年、２４N/mm^{2}で６５年、３０N/mm^{2}で１００年とされています。また、供用限界期間は、「継続使用のためには骨組みの大規模な補修が必要となることが予想される期間」を言い、１８N/mm^{2}以上で６５年、２４N/mm^{2}以上で１００年とされています。

【図表４２　鉄筋コンクリート造の物理的耐用年数】

耐久設計基準強度	計画供用期間の級	大規模補修不要 予定期間	供用限界期間
３６N/mm^{2}以上	超長期	２００年	―
３０N/mm^{2}以上	長期	１００年	２００年
２４N/mm^{2}以上	標準	６５年	１００年
１８N/mm^{2}以上	短期	３０年	６５年

出典：建築物の耐久性計画に関する考え方（日本建築学会）

イ.目標耐用年数

日本建築学会「建築物の耐久性計画に関する考え方」では、建物の用途と構造により、等級を設定し、その等級に基づきコンクリートの目標耐用年数を示しています。

図表４３のとおり、用途が「学校」で、構造が「普通品質の鉄筋コンクリート造」の場合、等級が「$Y_0$６０以上」となります。

また、等級が「$Y_0$６０以上」の場合、図表４４のとおり、目標耐用年数の範囲は「５０～８０年」、代表値が「６０年」とされています。

【図表４３　建物全体の望ましい目標耐用年数の級】

構造／用途	鉄筋コンクリート造／鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄骨造			ブロック造／れんが造	木造
	高品質の場合	普通品質の場合	重量鉄骨 高品質の場合	重量鉄骨 普通品質の場合	軽量鉄骨		
学校	$Y_0$100 以上	$Y_0$60 以上	$Y_0$100 以上	$Y_0$60 以上	$Y_0$40 以上	$Y_0$60 以上	$Y_0$60 以上

出典：建築物の耐久性計画に関する考え方（日本建築学会）

【図表４４　建物全体の望ましい目標耐用年数の級の区分】

目標耐用年数／年数級（Y_0）	代表値	範囲	下限値
$Y_0$１００	１００年	８０～１２０年	８０年
$Y_0$６０	６０年	５０～８０年	５０年
$Y_0$４０	４０年	３０～５０年	３０年

出典：建築物の耐久性計画に関する考え方（日本建築学会）

（２）老朽化対策の手法について

老朽化対策の手法については、次のとおり、大きく分けて改築、長寿命化改修及び大規模改修の３つがあります。それぞれの手法の概要を図表４５に示します。

ア.改築

改築とは、既存建物の一部又は全てを新しい建物へ建て替える整備手法を言います。日本建築学会によると、鉄筋コンクリート造の学校施設の場合、建物の目標耐用年数は５０～８０年（代表値は６０年）とされていることから、築年数が５０年を超える学校では一般的には合理的な整備手法であると考えられます。

改築をすることにより、経年劣化した学校施設の機能や性能を原状回復するだけでなく、少人数・習熟度別指導などの教育内容の多様化やＩＣＴ教育などの新たな教育ニーズ、ユニバーサルデザインに配慮することなど、社会的に求められる機能や性能を満たした学校施設に建て替えることができます。

イ.長寿命化改修

長寿命化改修とは、老朽化した既存建物を将来にわたって長く使用するため、既存建物の骨組み等を残したまま、改築と同様に、経年劣化した学校施設の機能や性能を原状回復するとともに、少人数・習熟度別指導などの教育内容の多様化やＩＣＴ教育などの新たな教育ニーズ、ユニバーサルデザインに配慮することなど、社会的に求められる機能や性能を満たした学校施設に改修する整備手法をいいます。

文部科学省の「学校施設の長寿命化改修の手引」では、おおむね建築後４５年程度までに長寿命化改修を行うことで、改修後３０年以上、物理的な耐用年数を伸ばすことができるとされています。

ウ.大規模改修

大規模改修とは、屋上や外壁などの外装や建物内の床や壁などの内装、電気や給排水設備などの経年劣化や不具合に対し、機能や性能を建築時の状態へ回復する整備手法をいいます。

【図表４５　老朽化対策手法の概要】

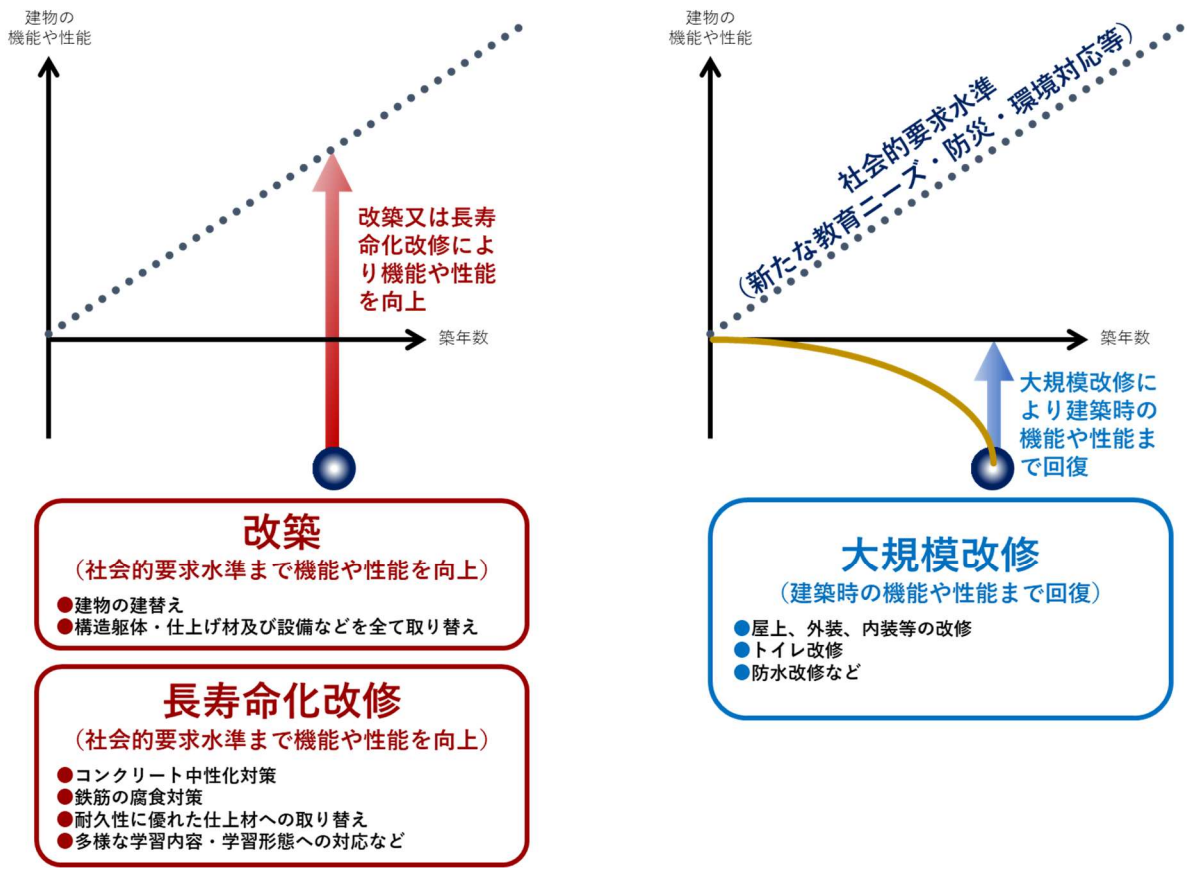

（3）老朽化対策の検討に当たっての注意事項

老朽化対策の手法については、先に示したとおり、３つの手法がありますが、経年劣化した学校施設の機能や性能を原状回復するだけでなく、少人数・習熟度別指導などの教育方法の多様化やＩＣＴ教育などの新たな教育ニーズ、ユニバーサルデザインへの配慮などの社会的に求められる機能や性能を満たした学校施設としていくことが求められています。

老朽化対策の検討を行うに当たり、これらを満たした学校施設を整備するためには、改築もしくは長寿命化改修のいずれかの手法を選択することとなりますが、それぞれの整備における注意事項を、以下に整理します。

ア.改築と長寿命化改修の特徴

改築と長寿命化改修については、図表４６のとおり、それぞれに特徴があるため、その特徴を理解し、様々な状況を総合的に判断し、老朽化対策の手法を決定していくことが必要です。

【図表４６　改築及び長寿命化改修の特徴】

改築の特徴	長寿命化改修の特徴
① 新たな建物を建設するため、設計や施工上の制約が少ない。 ② 長寿命化改修と比べ、整備費用がかかるため、直近の財政負担が大きい。 ③ 児童・生徒数の減少が見込まれず、建物を長期にわたって使用する場合は、長寿命化改修と比べ、トータルコストが抑制できる。	① 既存建物を活用するため、設計及び施工上の制約が多く工事が複雑化する。 ② 改築に比べ、整備費用が抑制できるため、直近の財政負担が小さい。 ③ 児童・生徒の減少が見込まれない場合は、改修後おおむね３０年程度で改築などの対応が必要となるため、改築と比べ、トータルコストが大きくなる。 ④ 児童・生徒数の減少が見込まれており、将来、建物を使用しなくなる場合の当面の延命措置としては、有効である。 ⑤ 既存建物の解体に伴う廃棄物の発生量が少ない。

イ.長寿命化改修の基本的事項

文部科学省より示されている「学校施設の長寿命化改修の手引」では、適切な時期（現在築３０～４０年の鉄筋コンクリート造の校舎で用いられているコンクリートの設計基準強度は１８N/mm^2～２１N/mm^{2}であることが多いため、コンクリート強度に応じた大規模補修不要予定期間（１８N/mm^2＝３０年、２４N/mm^2＝６５年）を勘案し、建築後４５年程度まで）に、劣化調査を行い、劣化の程度と原因に応じた適切な長寿命化改修を行うことで、改修後３０年以上、物理的な耐用年数を延ばすことができるとされています。ただし、劣化が進み鉄筋が腐食してコンクリートにひび割れやはく離が生じている場合は、長寿命化改修に適さないとされています。

また、文部科学省より示されている「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」では、長寿命化改修に当たっては、建物の躯体部分が長期間の使用に耐えうることが必要とされており、コンクリートの圧縮強度が１３.５N/mm^{2}以下の建物は、長寿命化改修に適さないとされています。

その他、基礎における鉄筋の腐食がある場合や既存建物が地滑りや崖崩れなどの自然災害に対して安全であることが確認できない場合は、これらの対策に多額の費用がかかるとされています。

　このことから、建物寿命は築年数だけで判断するのではなく、コンクリートの中性化や強度等の老朽化対策調査を行った上で、残りの耐用年数を算定し、劣化が著しい建物又は鉄筋コンクリート造で圧縮強度が１３．５N/mm^{2}以下の建物が老朽化対策を実施する場合などには、長寿命化改修ではなく、改築を実施する方が合理的と考えられます。

２.本市の老朽化対策の考え方

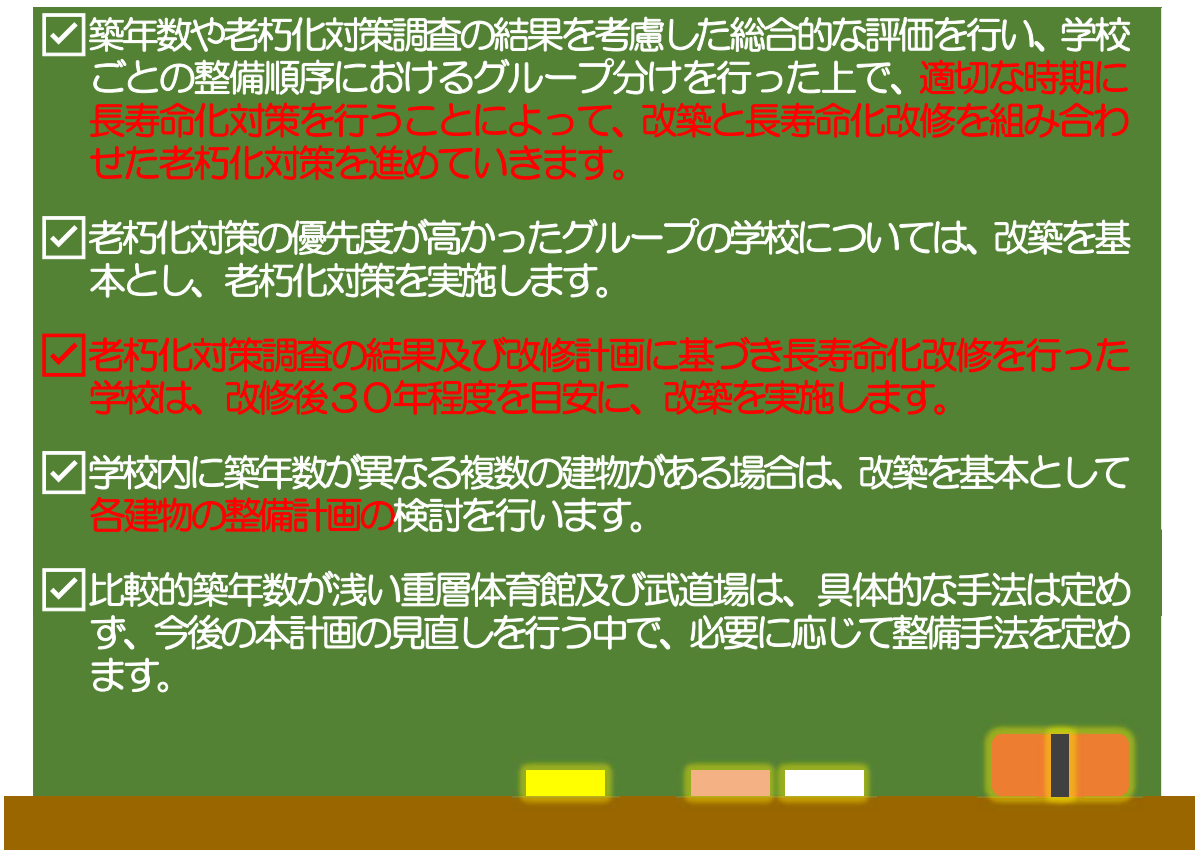

（１）既存校舎などの鉄筋コンクリート造の耐用年数について

本市の市立小・中学校における既存校舎などの鉄筋コンクリート造の耐用年数については、「１．老朽化対策の検討に当たって」で示したとおり、日本建築学会が示す鉄筋コンクリート造の物理的耐用年数６５年、学校施設の鉄筋コンクリート造の目標耐用年数６０年を参考にするとともに、老朽化対策調査により、コンクリートの中性化や強度等を調査し、おおむね築６０年から６５年を目安に学校施設の老朽化対策を実施することと、改修後３０年程度まで耐用年数を延伸できる長寿命化改修を組み合わせて実施します。

（２）本市における老朽化対策の手法について

本市の学校施設は、第３章で示したとおり、令和６年度末時点において、最も古い校舎の築年数が、多くの学校で５０年を超えており、一部の学校では築６０年を超えています。老朽化対策を進めていく段階で、ほとんどの学校で築年数が６０年を超えることが見込まれます。

そのため、本計画の策定時における老朽化対策については、築年数や老朽化対策調査の結果における校舎の構造躯体及び意匠・設備の状況を考慮した総合的な評価に基づき、築４５年を超過しない適切な時期に長寿命化改修の検討を行う学校と、鉄筋コンクリート造の耐用年数を考慮し、できる限り築６０年から６５年を超過することがないよう、計画的に改築を行う学校と、２通りの老朽化対策を組合せ、学校ごとの整備順序におけるグループ分けを行った上で老朽化対策を進めていきます。

グループ分けの結果において、改築の優先度が高かったグループの学校については、長寿命化改修に適さないとされる、築４５年以上、又はコンクリート強度が１３．５N/mm^{2}を下回る校舎を保有する学校とし、当面は改築を基本とし、老朽化対策を実施します。

優先度が高い学校から順次改築を進めていくことで、老朽化対策までに築６５年を超過する学校については、適切な時期に長寿命化改修を実施します。

また、それ以外の学校については、事業着手までに大きく期間が空くことから、その間に、児童・生徒数の増減や建築コストの変動などの社会情勢の変化、学校建築に係る技術革新、本市の上位計画や関連施策、財政状況の変化などが見込まれることから、今回の計画においては、老朽化対策の具体的な手法は定めず、老朽化対策調査に基づく長寿命化改修なども含めて、整備スケジュールを踏まえた整備手法を定めることとします。

（３）学校内に築年数が異なる複数の建物がある場合の取扱い

本市の学校施設は、昭和３０年代から５０年代にかけての児童・生徒数の急激な増加に対し、校舎を増築することで対応を行ってきました。このことから、各学校は築年数が異なる複数の建物によって構成されていますが、老朽化対策については、設計や施工上の制約が少なくなるよう、学校単位で実施します。

また、築年数が４５年以上、かつ鉄筋の腐食等の劣化が著しい建物と、そうでない建物が学校内に混在する場合には、築年数が４５年を経過していない建物や劣化が少ない建物について、長寿命化改修を実施することも考えられますが、同じ校地内で、改築と長寿命化改修を同時に実施した場合、校地内での建物配置が制約を受けたり、先行他市の事例では工事の複雑化や工期の長期化なども見受けられます。

このことから、改築を実施する学校において、築年数が比較的浅い建物がある場合についても、学校全体として改築を行うことを基本とし、各建物の柔軟な整備計画を検討します。

また、中学校においては、武道の授業を実施するため、平成２年度から平成１５年度にかけて、全ての学校で武道場又は体育館と武道場を一体と

した重層体育館を整備していますが、現時点では築年数が比較的浅いことから、基本的には老朽化対策の対象から外すこととし、今後、必要に応じて、長寿命化改修なども含めた整備手法の検討を行います。

（４）老朽化対策の手法の違いによる長期的なコストについて

図表４７は、築年数が４５年を経過していない建物が老朽化対策の手法として、改築と長寿命化改修のいずれかを選択した場合の長期的なコストについて、比較を行ったグラフとなります。

①の折れ線グラフは、「築６０年目で改築を行い、その２０年後、４０年後に大規模改修を行った場合」、②は「築４０年目で長寿命化改修を実施し、その２０年後に大規模改修を行い、４０年後に改築を行った場合」となります。

今後、学校の統廃合などを行わず、現在の学校数を維持する場合には、長寿命化改修を実施した学校においても、４０年後に更に改築を行う必要があることから、①と比べ、②の方が長期的なコストは高くなると想定されます。

【工事金額の試算条件】

下記の単価に面積を乗じて試算しています。

更新作業中

- 改築工事費：３０３,９００円/㎡
- 長寿命化改修工事費：２３７,３５０円/㎡
- 大規模改修工事費：１９０,３５０円/㎡

【修繕費の試算条件】

- 小学校２２施設のＨ２９年度修繕費の決算額　１５９,１３２千円
  １校当たりでは、7,２３３千円/(年･校)となるため、約７,２００千円/(年･校)で設定

【図表４７　改築整備と長寿命化整備の長期的な費用の見通し】

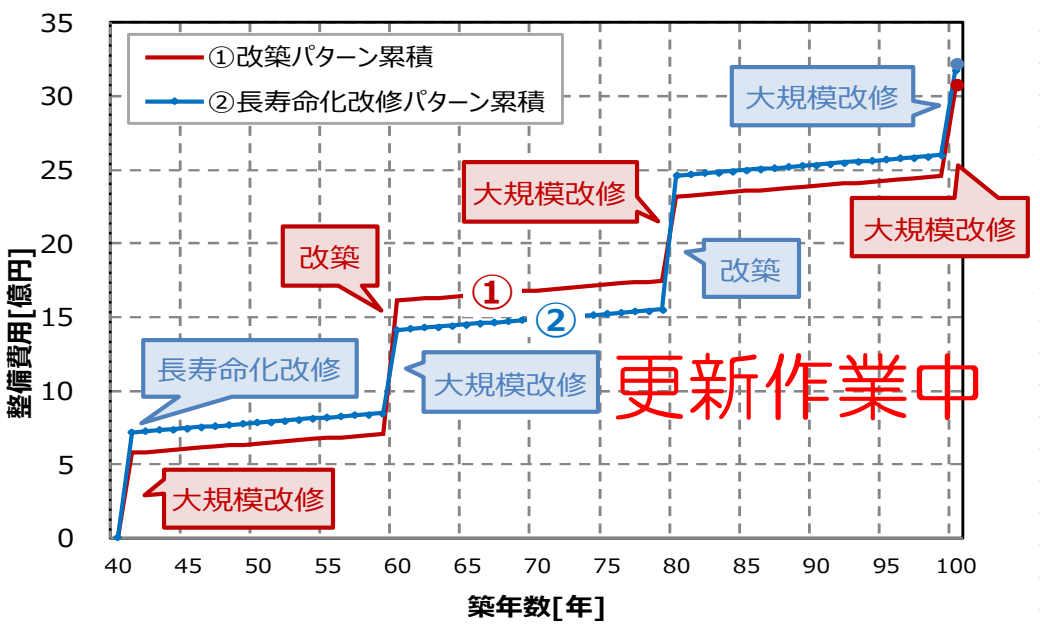

第５章

本市の老朽化対策の進め方

１.老朽化対策の基本的な在り方について

文部科学省が作成した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」では、学校施設の長寿命化改修計画を策定する主な目的は、「中長期的な維持管理などに係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保する」こととしています。

また、学校施設に求められる役割として、「子供たちの学習・生活の場」、「地域コミュニティや防災の拠点」の２つを挙げています。

このことを踏まえ、本市の老朽化対策を実施する上で重要となる項目として、「学校施設の老朽化状況を踏まえた老朽化対策について」、「教育環境の充実を図ることについて」、「地域と連携し、地域の拠点となる学校について」及び「将来の児童・生徒数の増減への対応について」の４項目とし、それぞれの項目に対する本市の老朽化対策の基本的な在り方を示します。

老朽化対策の基本的な在り方

①学校施設の老朽化状況を踏まえた老朽化対策について

学校施設の老朽化対策として、改築、長寿命化改修、大規模改修などの様々な手法がありますが、本市では改築と長寿命化改修を組み合わせた計画とします。

②教育環境の充実を図ることについて

各教室、各部屋などの市全体の整備方針を定め、より良好な教育環境を確保するとともに、新しい教育ニーズに対応した学校づくりを目指します。

③地域と連携し、地域の拠点となる学校について

学校施設の地域開放や他の公共施設との複合化、児童・生徒数の増減も視野に入れ、教室配置や改修などについて、柔軟かつ適切な対応ができる学校づくりを目指します。

④将来の児童・生徒数の増減への対応について

今後の学校の選定に向けて、複数の学校をグループとして捉えながら、学校の統合や学区再編を含め、学校規模や配置の適正化を見据えた学校づくりを目指します。

①学校施設の老朽化状況を踏まえた老朽化対策について

（１）学校施設の整備順序におけるグループ分けについて

☑学校施設の整備は、多くの人や費用が必要となることから、全学校の老朽化対策を同時に着手することはできません。このことから、前述した老朽化対策調査結果及び学校施設の築年数に基づき、学校ごとの整備順序におけるグループ分けを行いました。

ア.グループ分けの考え方

学校施設の整備順序におけるグループ分けの考え方を以下に示します。

（ア）各学校は、増築などにより複数の建物によって構成されていることから、学校単位で分類を行います。

（イ）老朽化対策調査の結果における校舎の構造躯体及び意匠・設備の状況に加え、校舎の建築年数や校地条件を考慮した総合的な評価を行い、第１グループ及び第２グループに分類します。

（ウ）老朽化対策の優先度は、第１グループ、第２グループの順となります。

（エ）改築までに築６５年を超過する学校は長寿命化対策実施の検討対象となります。

イ.各グループの条件

次のいずれかの条件に該当する校舎を保有する学校を第１グループとします。

また、第１グループの中で、校舎の建築年数や構造躯体及び意匠・設備の状況から「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（答申）」の内容を踏まえ、今後改築校を選定します。

ウ.グループ分けの結果

【第１グループの条件】

（ア）建築後の年数が、平成２８年度末時点で５０年以上経過している校舎を保有する学校

（イ）コンクリート圧縮強度が１３.５N/mm^{2}以下の校舎を保有する学校

（ウ）コンクリートの中性化が、建物の外側から３cm 以上進行している校舎を保有する学校

（ア）第１グループ

前述した「イ. 各グループの条件」のいずれかの条件に該当する校舎を保有する、小学校６校及び中学校２校を第１グループとします。なお、これまでに改築事業を実施又は着手している八小・一中及び三小・六小の４校は対象外とします。

第１グループの学校は、設計や工事などの業務及び学校や地域との調整などを効率的かつ一体的に実施するため、それ以降も、２年ごとに２校のペースで学校施設の整備を実施する予定としています。

その他の第１グループの学校については、今後、児童・生徒数の将来推計から大きく教育環境の変化が見込まれる学校もあることから、「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策（答申）」の内容を踏まえて、老朽化対策の結果や、児童・生徒数の将来推計等を踏まえ、総合的に判断した老朽化対策の優先度を示していきます。

【小学校：６校】

四小、五小、七小、九小、武蔵台小、矢崎小

【中学校：２校】

二中、六中

（イ）第２グループ

第１グループ以外の小学校１３校及び中学校８校を第２グループとします。また、改築までに築６５年を超過する学校を長寿命化改修の実施を検討します。

【小学校：１３校】

一小、二小、十小、住吉小、新町小、本宿小、白糸台小、

若松小、小柳小、南白糸台小、四谷小、南町小、日新小

【中学校：８校】

三中、四中、五中、七中、八中、九中、十中、浅間中

【図表４８　学校施設の整備順序におけるグループ分けの結果】

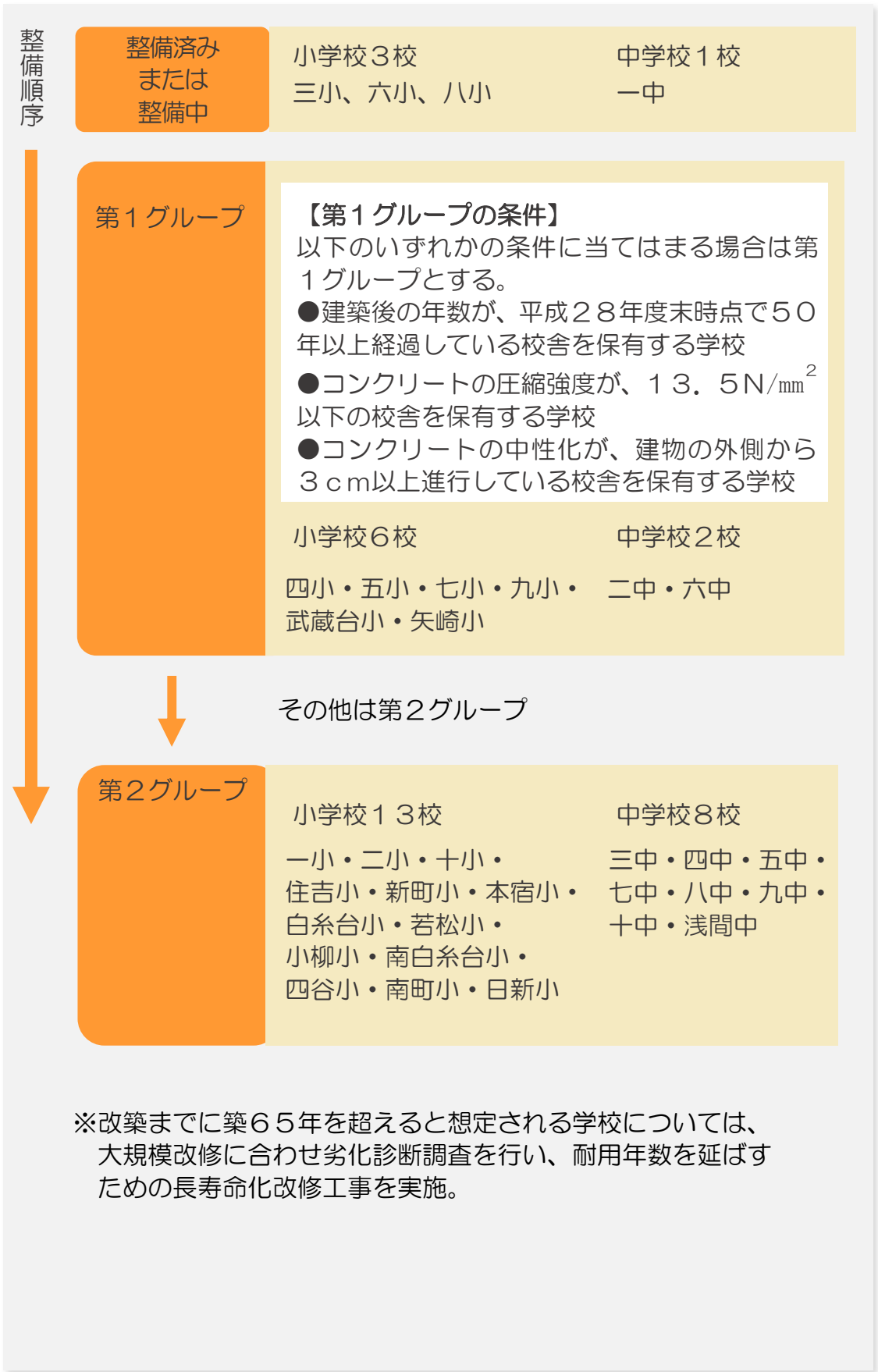

※改築までに築６５年を超えると想定される学校については、大規模改修に合わせ劣化診断調査を行い、耐用年数を延ばすための長寿命化改修工事を実施。

【図表４９　各学校の劣化状況（抜粋）】

八小　内装劣化状況

一中　屋上防水劣化状況

更新作業中

八小　壁のひび割れ

一中　柱のひび割れの状況

八小　設備劣化状況

一中　外装劣化状況

②教育環境の充実を図ることについて

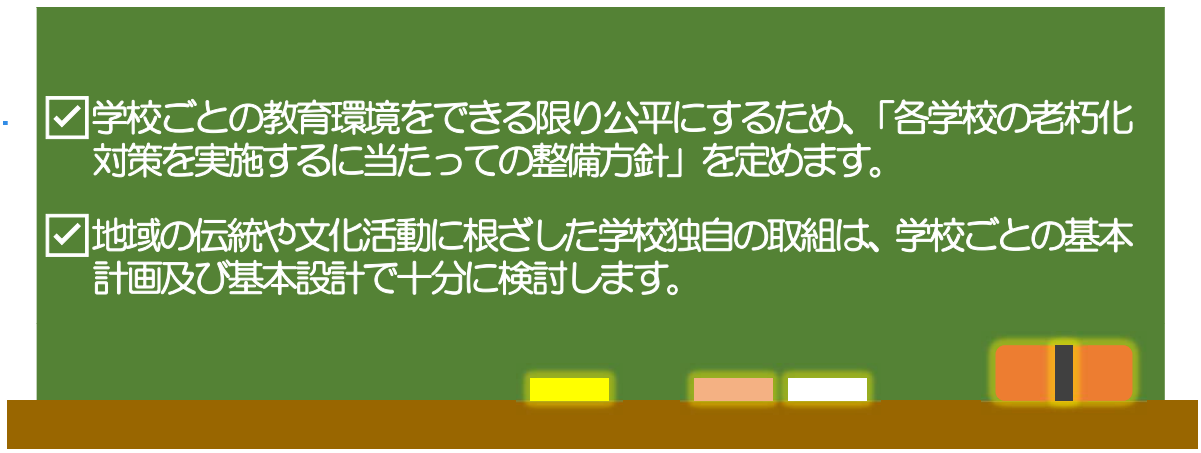

（１）公平な教育環境の確保に向けた進め方

第３章で示したとおり、本市では、学校ごとに普通教室の大きさや、諸室の種類・設置数などの教育環境に違いがあることから、公立学校としての性質に鑑み、できる限り公平な教育環境を整えることが課題となっています。

このことから、本計画では、できる限り公平な教育環境を確保できるよう、各学校を整備する上での、市としての統一的な基準として、本計画第６章で「各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針」を定めます。

（２）学校独自の教育に関する検討の進め方

地域の伝統や文化活動に根ざした特色のある教育や施設は、それぞれの学校で異なり、学校ごとに独自性を持っています。このことから、老朽化対策を実施したことによって、学校の独自性が失われることのないよう、学校関係者や地域住民の意見を踏まえるとともに、整備費用や維持管理費用等も考慮した上で、各学校の基本計画及び基本設計の段階で、検討を行います。

（３）特別支援教育について

特別支援教育については、平成１９年度から、学校教育法を含め、障害者に関する法改正が行われ、子供たちの自立と社会参加を見据えて、個別の教育的ニーズに対応した多様な教育の場を整えていくことが求められています。

今後は、全ての児童・生徒の自立と社会参加を見据えて、多様化する障害実態に応じたユニバーサルデザインの視点に基づいた教育環境の整備を行うとともに、障害のある子供とない子供、全ての学級の教職員が日常的に交流を図ることができる学校施設を整備します。

また、特別支援学級や特別支援教室などにおいては、対象となる障害の種類に応じた学びやすい教育環境や空間を整備します。

（４）小中連携･一貫教育制度について

本市の小中連携・一貫教育制度の方向性として、小中一貫教育制度の導入の検討が進められた場合には、学校施設として、施設の在り方などを検討します。

（５）ＩＣＴ教育について

ＩＣＴ教育については、ＩＣＴ機器などが目まぐるしく進歩していく中で、活用方法も更に多様化することから、各学校の基本計画及び基本設計の段階で、今後のＩＣＴ教育の動向を踏まえた学校施設を整備します。

③地域と連携し、地域の拠点となる学校について

☑一次避難所の利用を想定した整備については、整備に当たっての基本的な考え方を示した上で、一次避難所としての学校施設の整備方針を定めます。

☑学校施設の地域開放の拡充の範囲は、災害時の利用や地域ニーズを踏まえて、新たに多目的ルーム・家庭科室・会議室・和室等を開放します。

☑学校施設に複合化する施設は、学童クラブと放課後子ども教室を基本として、その他の公共施設についても、状況に応じて検討していきます。

（1）一次避難所の利用を想定した整備について

学校施設の一次避難所の利用を想定した整備については、高齢者や要配慮者などへの配慮や避難所運営を円滑に行うための施設を整備する必要があります。

これらを踏まえて、本市の一次避難所としての学校施設の整備に当たって、３つの基本的な考え方を以下に示します。

（ア）学校施設は学校教育を行う場であることから、災害時においても学校運営の再開を最優先に考える。

（イ）府中市避難所管理運営マニュアルに基づき、学校、市、地域住民の各主体が連携して避難所の開設及び運営を行う。自助・共助の考え方を基本とし、公助として、避難所運営及び避難生活に最低限必要な施設、設備、物資・備品を府中市が提供する。

（ウ）避難所としての機能を向上させるために整備する設備は、平常時の学校運営で使用できるものとし、使用できないものは費用対効果を十分検討する。

これらの基本的な考え方と、第３章で示した地域防災計画に定められた諸条件を踏まえて、本市では以下の整備を進めます。

【一次避難所としての学校施設の整備方針】

① 一次避難所として開放する範囲

- 災害時に避難所として開放する範囲は、体育館に加え、新たに多目的ルーム・家庭科室・会議室・和室を開放する。

② 避難所運営に関する整備方針

- 避難所運営に必要な非常用の電源・給水・ガス・トイレを確保する。
- 避難者の受付・管理を行うことができるスペースを設ける。
- 家庭科室は１階に配置し、炊き出しできるようにする。
- 多目的ルーム・会議室・和室は１階に配置し、災害時要援護者の避難所など、多目的に使えるようにする。
- 体育館から近い位置に、防災倉庫を設ける。

③ 施設の整備方針

- **平常時と災害時に関わらず、適切な生活や運営ができるようにする。**
- 校舎、体育館の耐震性を確保する。
- 天井・照明・備品などの落下・転倒対策を行う。
- 学校運営に支障がないよう、セキュリティに配慮する。

（2）学校施設の地域開放について

学校施設の地域開放については、学校施設を有効に活用していくため、学校教育上支障のない範囲で、更に拡充していく必要があります。そのためには、児童・生徒の安全の確保や学校が所有する個人情報の保護など、セキュリティを確保した学校施設の整備を行っていく必要があります。

また、学校運営時間の安全性を確保しつつ、地域開放時や災害時の利用を考慮して、敷地境界におけるセキュリティ計画を検討していく必要があります。

地域開放の拡充の範囲については、原則、災害時に避難所として開放することとした、多目的ルーム・家庭科室・会議室・和室とし、児童・生徒の安全が確保できるよう、それ以外の諸室とのセキュリティ区画や管理運営方法を考慮して整備することとします。

その他の諸室については、公共施設マネジメント推進プランの動向を踏まえるとともに、各学校の基本計画及び基本設計の段階で、学校や地域の意見を取り入れながら、地域の特色や必要性に応じて、地域の拠点として地域開放の範囲を拡充します。

（3）学校施設の複合化について

学校施設の複合化については、学童クラブでは国が放課後子ども教室との一体的な、又は連携による実施や、学校施設の活用を求めていることから、校地外にある学童クラブについてはできる限り校地内に設置することとします。

また、放課後子ども教室では安定的な事業運営を行うために、学校の各諸室の使用状況に左右されることがないよう、専用の実施場所を確保します。

他の公共施設との複合化については、現在の本市の学校施設では１校当たりの児童・生徒数が多く、また、１人当たりの校舎面積が小さいことから難しい現状となっていますが、将来、児童・生徒数が大きく減少し、校舎や校地に余裕が見込まれることなどが想定されることから、基本計画や基本設計段階において、建物の一部解体や減築などが行いやすい建築計画を検討するほか、公共施設マネジメントの考え方を踏まえ、学校施設内の空きスペースを活用した他の公共施設との複合化や仮設校舎としての活用について、他課と連携しながら、継続的に検討していきます。

学校プールについては、平成２９年に学校施設の更なる活用と地域プールの見直しに係る基本方針で、児童・生徒の安全や学校教育の機能を低下させることのないような配慮が必要とあり、今後、市内全体の施設配置や市民ニーズを十分考慮し、それぞれの地域や学校施設の状況に応じた対応を進めていく必要があります。

④将来の児童・生徒数の増減への対応について

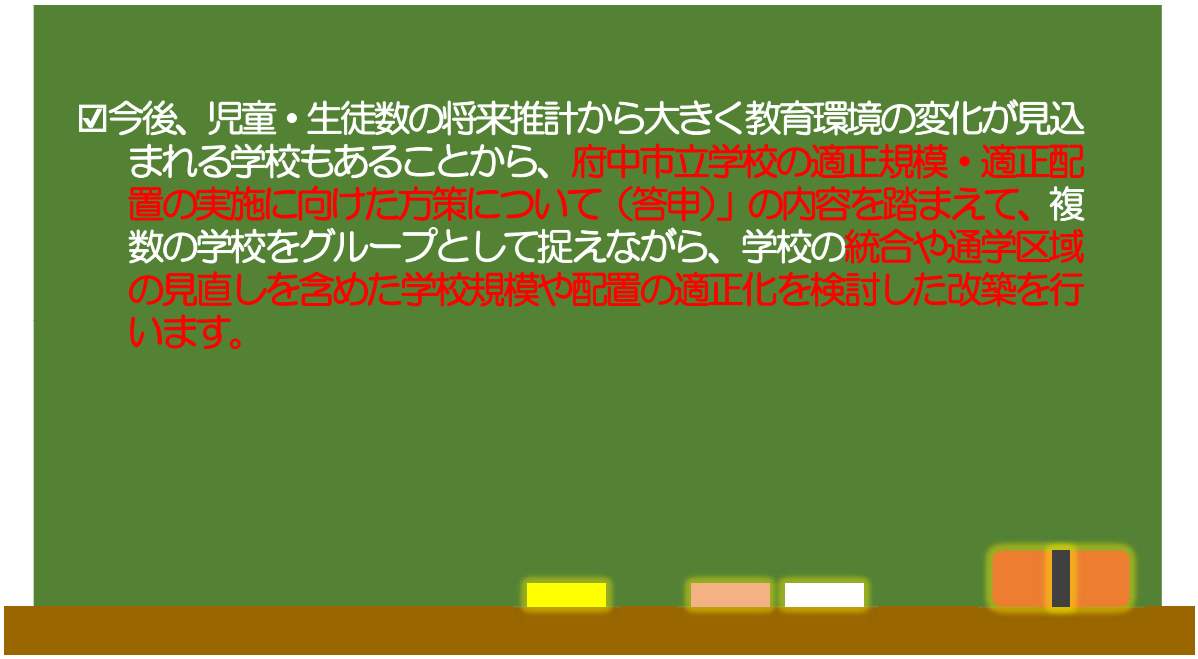

（１）当面の改築事業においての考え方

第３章で示したとおり、将来の児童・生徒数に関しては、市全体では、一時的に増加するが、その後、緩やかに減少する見込みとなっています。

改築時期が早い学校については、「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（答申）」の内容を踏まえて、できる限り近隣の学校の学校規模や児童・生徒数の状況を注視しつつ、現在の児童・生徒数に配慮した改築を行います。

また、改築事業を実施した学校において、将来的に、児童・生徒数の減少に伴う学校規模の縮小が見込まれる場合には、基本計画や基本設計段階において、建物の一部解体や減築などが行いやすい建築計画を検討するほか、必要に応じて、「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（答申）」の内容を基に、一部地域における「通学区域の見直し」や「学校選択制」についても検討できるようにします

（２）統合等を含めた学校規模や配置の適正化

第３章で示したとおり、学校規模については、大規模校や小規模校など、学校ごとに状況が異なります。

「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（答申）」で示された効果的な対応策を踏まえて、近隣で先行して改築を行った学校や、その後に改築が行われる学校と学校間で規模の調整を図るなど、複数の学校をグループとして捉えながら、学校の統合や通学区域の見直し等を含め、学校規模や配置の適正化に対応できるようにします。（図表５０参照）。

【図表５０　長期的な学校規模調整の考え方（イメージ）】

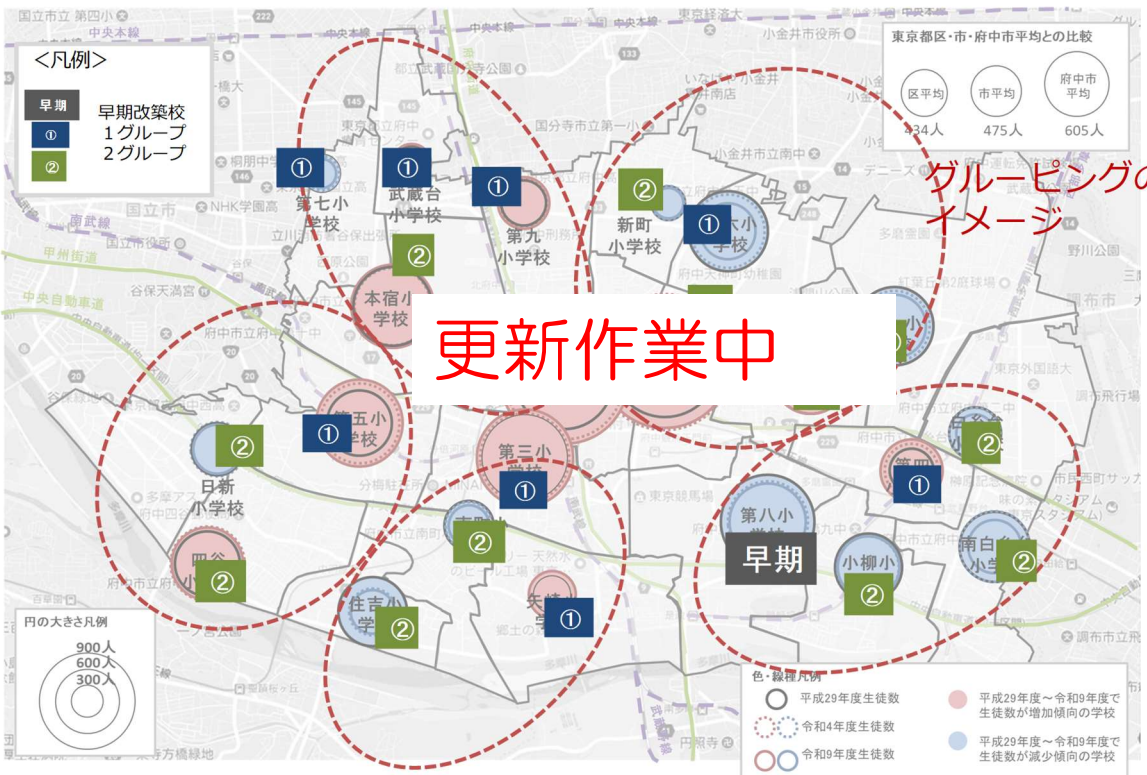

2.学校施設の整備スケジュール

八小・一中・三小・六小の整備スケジュールを踏まえ、学校施設全体の整備スケジュールの見直しを行ったものを図表５１に示します。２年ごとに２校のペースで、従来通りの方式で設計と施工を発注した場合、基本構想～設計で３年、工事期間は最大で５年かかると想定し、全体としては令和３７年度に整備が完了します。今後も社会情勢の変化や学習指導要領、府中市教育プランなどの関連計画や改築事業を実施した学校の状況を見ながら、必要に応じて見直しを行います。

【図表５１　学校施設の整備スケジュールについて】

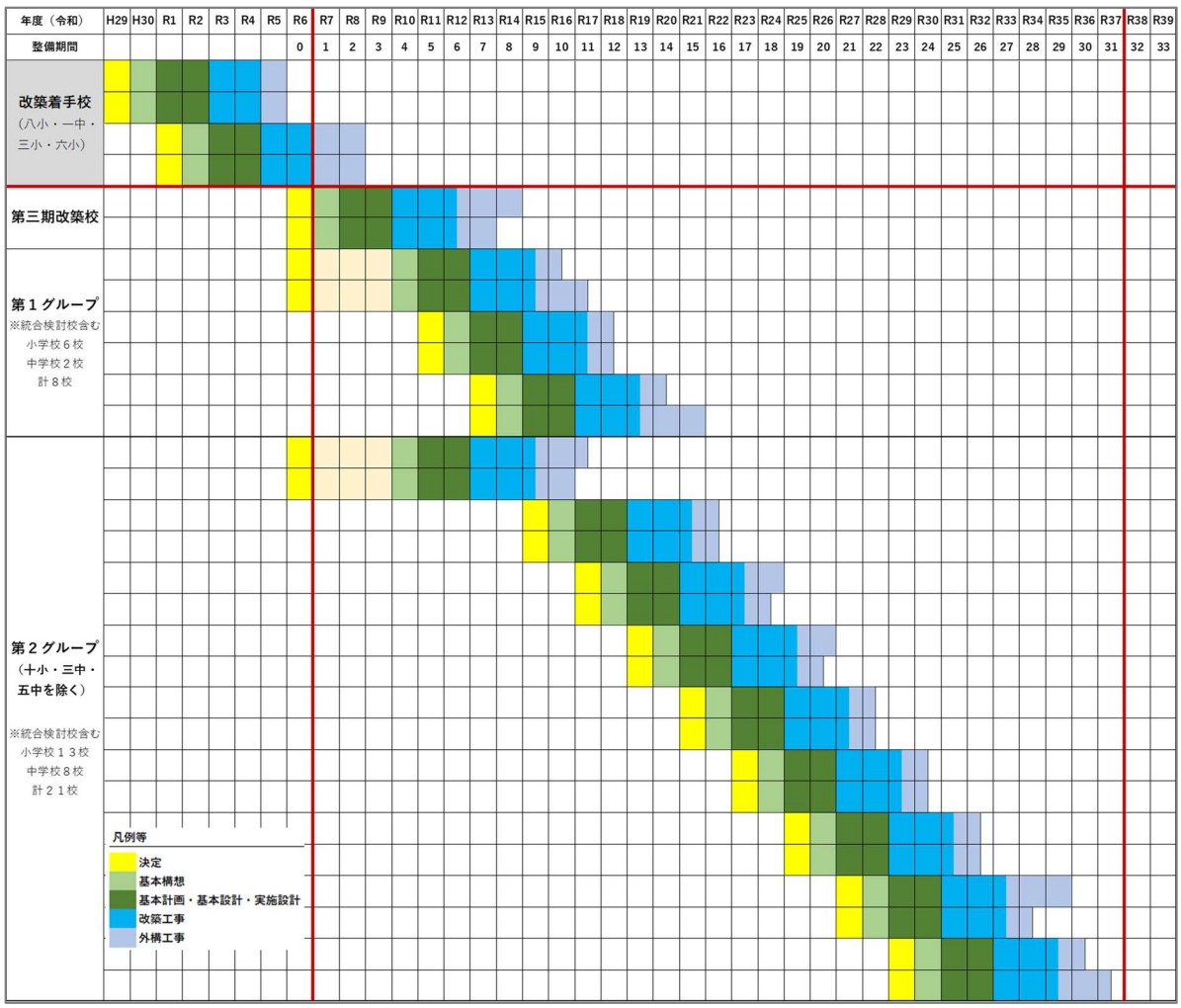

３.学校施設の整備費用

（１）今後の改築に係る費用の見通し

今後の学校施設の改築に係る費用の現状での見通しについては、図表５２に示すとおり、計画を策定した時点から学校に求められる機能として、教育的配慮・防災・環境配慮に関する付加価値が社会的に変化したことに加え、建設費の高騰により、全体整備費を〇〇億円に見直しました。

また、先行した改築校の実績を鑑みると、全体整備スケジュールが延伸となります。そのため、改築までに築６５年を超えると想定される学校については、大規模改修に合わせ劣化診断調査を行い、耐用年数を延ばすための長寿命化改修工事の費用も見込む必要があります。

施設整備を進めるにあたり、日々の清掃やメンテナンスのしやすさに配慮し、メンテナンス費用がなるべくかからない施設として検討を行います。

（２）今後の対応について

学校施設の整備は、多額の費用がかかることから、良好な教育環境を確保しつつ、改築費や改築後の維持管理費の縮減に努める必要があります。

そのため、第６章で示す「各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針」に基づき、できる限り公平な教育環境を確保した上で、改築費や維持管理費の縮減に努めるとともに、補助金などの財源の確保にも努めていくことが重要です。

また、学校施設の老朽化対策を長期にわたって実施することから、将来においては、今後見込まれる人口減少や他の公共施設の老朽化対策の状況を踏まえた施策を検討し、学校施設の改築費全体の縮減に努めるとともに、他の公共施設の老朽化対策費の縮減に寄与していきます。

【改築整備費用の試算条件】

① 各建物の試算に当たっては、直近で改築した十小の改築単価や他市の改築実績を参考とした平米当たりの単価に、新たな校舎の延床面積を乗じて算出しています。

② 改築整備費用の試算条件は、今後の改築を実施した学校の実工事費や建設物価の変動により変更することがあります。

更新作業中

③ 普通教室サイズを従来の６３m^2から、小学校は７２m^2、中学校は８０m^2を原則確保することを前提とし、校舎の改築対象面積は、小学校については既存校舎面積の１．１５倍、中学校については既存校舎面積の１．２５倍として試算しています。

④ 校舎の改築費について、十小の改築単価に建設物価の変動を考慮して試算しています。

⑤ 体育館の改築費について、他市の体育館改築費を参考に建設物価の変動を考慮して試算しています。

⑥ プールの改築費について、十小の改築事業費に建設物価の変動を考慮して試算しています。

⑦ 仮設校舎の建設費について、他市の仮設校舎建設費等を参考に建設物価の変動を考慮して試算しています。

⑧ 改築整備費用には設計費・工事監理費を含んでいます。

⑨ 五中については、普通教室棟が平成２４年度に改築したため、特別教室棟のみが改築対象となりますが、本改築整備費用には含んでいません。

⑩ 十小、三中は改築後の築年数が浅いため、本改築整備費用に含んでいません。

⑪ 重層体育館（二中、三中、四中、五中、六中、七中）と武道場（一中、八中、九中、十中、浅間中）は築年数が浅いため、本改築整備費用に含んでいません。参考として、各校の整備費用実績の平均は、重層体育館が約２１億円、武道場が約７．５億円となっています。

【図表５２　長期的な改築費用の見通し】

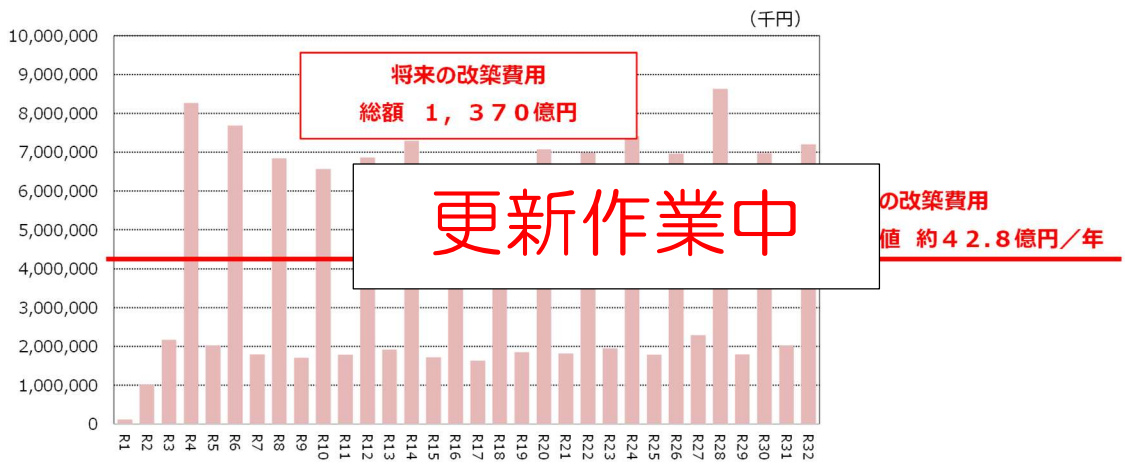

【図表５３　改築費用の内訳】

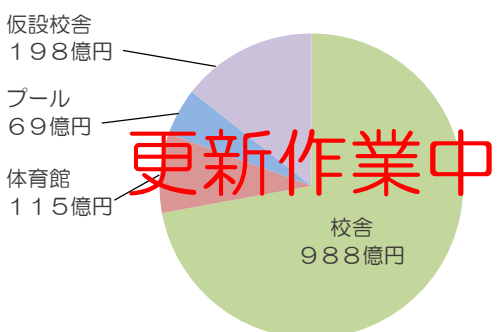

【図表５４　これまでの施設整備費用の内訳】

区分：小中学校

（単位：千円）

費目	年度									平均
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
改築費	769,793	1,220,200	4,156,919	387,633	0	0	0	0	0	727,394
大規模改修費	2,938,455	2,475,239	2,135,589	730,688	317,595	1,875,003	2,126,662	1,012,048	887,152	1,610,937
維持補修費	212,133	245,349	187,031	144,253	231,946	227,489	234,011	252,710	275,708	223,403
小計	3,920,381	3,940,788	6,491,539	1,262,574	549,541	2,102,492	2,360,673	1,264,758	1,162,860	2,561,734

更新作業中

※　改築費は、十小改築事業費及び五中改築事業費の合計
※　大規模改修費は、小学校費と中学校費の普通建設事業費から用地取得費及び改築費用を除いた金額の合計
※　維持補修費は、小学校費と中学校費の合計

出典：各年度の地方財政状況調査（府中市）

第６章

各学校の老朽化対策を
実施するに当たっての整備方針

1.本市が目指すべき学校施設

第４章で示したとおり、本市では築年数だけで判断するのではなく、社会的に求められる機能や教育環境の確保、コンクリートの中性化や強度等の老朽化対策調査を行った上で改築及び長寿命化改修を組み合わせた学校施設の整備を進めていきます。

改築及び長寿命化改修を組み合わせて学校施設の整備を進めていくに当たり、第２章において整理した上位計画や関連施策、第３章で整理した「学校施設の現状と課題」を踏まえ、以下のとおり、「本市が目指すべき学校施設」を定めます。

本市が目指すべき学校施設

１．子供たちが毎日を健康で安全・安心に、生活し学ぶことができる学校施設
（出典：学校施設整備指針（文部科学省）、第２次府中市学校教育プラン（府中市））

２．子供たちが生き生きと学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」を身に付けられる学校施設
（出典：教育振興基本計画（文部科学省）、第２次府中市学校教育プラン（府中市））

３．学校と地域が連携、活性化し、地域で子供たちを育てていくことができる学校施設
（出典：地域参画による学校づくりのすすめ（文部科学省）、第２次府中市学校教育プラン（府中市））

４．地域の方々の生涯学習・文化・スポーツ活動の場や災害時の避難所の役割を通じて、地域コミュニティの拠点となる学校施設
（出典：学校施設整備指針（文部科学省）、学校施設の長寿命化改修計画策定に係る手引（文部科学省）、第２次府中市生涯学習推進計画（府中市）、府中市地域防災計画（府中市））

５．公共施設の一つとして、施設の総量抑制や圧縮、財政バランスの維持に向けた手法の検討などの公共施設マネジメントの取組を実現できる学校施設
（出典：学校施設の長寿命化改修計画策定に係る手引（文部科学省）、府中市公共施設等総合管理計画（府中市））

2.学校施設の全体整備方針

本市の目指すべき学校施設を踏まえ、本市の学校施設の改築を進めるに当たっての「学校施設の全体整備方針」を以下のとおり定めます。

1	子供たちが毎日を健康で安全・安心に、生活し学ぶことができる学校施設	
	(1)安全・安心な学校	①子供たちの安全性に配慮した学校施設を整備します ②十分な防犯性を備えた安心な施設環境を確保します
	(2)健康で快適な学校	①採光、通風、換気、温度、遮音性等に配慮し、健康で快適な学習環境を整備します ②温かみのある、落ち着いた空間づくりに配慮します ③ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが使用しやすい環境を整備します
2	子供たちが生き生きと学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」を身に付けられる学校施設	
	(3)学習環境の充実	①一人一人に応じたきめ細やかな学習指導や複数の学級での学習・交流活動ができるよう、多様な学習形態に対応できる学校施設を整備します ②子供たちが主体的・対話的で深い学びができる学習環境を整備します ③子供たちの体力や運動技能の向上に資するよう、運動のしやすさに配慮した学校施設を整備します ④特別支援教育を推進し、一人一人の教育的ニーズに対応できる多様な学習環境を整備するとともに、誰もが相互に理解し学び合うことができる環境を整備します
3	学校と地域が連携、活性化し、地域で子供たちを育てていくことができる学校施設	
	(4)子供たちの成長を支える学校	①学校と家庭や地域との連携・協働が図れる環境を整備します ②各学校の地域の特色や独自性をいかし、愛着の持てる学校施設を整備します ③教職員がそれぞれの力を発揮し互いに連携し合える、働きやすい環境を整備します ④学校管理職がリーダーシップを発揮し、学校経営のしやすい環境を整備します
4	地域の方々が生涯学習・文化・スポーツ活動の場や災害時の避難所の役割を通じて、地域コミュニティの拠点となる学校施設	
	(5)地域コミュニティの拠点となる学校	①地域住民の生涯学習・文化・スポーツの拠点となるよう、学校施設の有効活用を図ります ②災害時の避難所運営を踏まえた施設の整備を行います
5	公共施設の一つとして、施設の総量抑制や圧縮、財政バランスの維持に向けた手法の検討などの公共施設マネジメントの取組を推進する学校施設	
	(6)持続可能な学校整備	①計画的かつ確実に老朽化対策を実施するため、長期的な財政見通しを考慮し、財政負担の軽減に努めた 学校施設を整備します ②改築を実施した学校の状況を点検・評価し、その結果を踏まえた学校施設を整備します ③施設環境の良好な維持と維持管理コストの低減が図れるよう、改築実施後のメンテナンスに配慮した学校施設を整備します
	(7)将来の人口動態などに柔軟に対応できる学校	①将来の人口動態などに応じて、各教室や建物などを他の用途に転用しやすい学校施設を整備します
6	府中市ゼロカーボンシティ実現に向け環境に配慮した学校	
	(8)環境に配慮した学校施設	①省エネルギー・省資源型の学校施設を整備します ②建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）で義務付けられている学校用途の一次エネルギー消費量基準（BEI）を下回ることを前提として、更なる低減を目指します

3.学校施設における建物の整備方針及び配置方針

今後、学校施設の改築を進めていくに当たり、「本市が目指すべき学校施設」及び「学校施設の全体整備方針」を踏まえ、学校施設全体の整備に関わる基本的な方針として「建物の整備方針」、学校施設の配置に関わる基本的な方針として「建物の配置方針」を以下のとおり定めます。

（１）建物の整備方針

- 校舎、体育館の耐震性を確保する。
- 建物は、日々の清掃やメンテナンスのしやすさに配慮し、維持管理がしやすいつくりとする。
- 陸屋根の利用状況も踏まえた上で、温熱環境や維持管理にも配慮し、勾配屋根を採用する計画を推進する。
- 自然換気、自然採光、外壁・屋根の高断熱化、高断熱・高遮熱ガラスの採用など、建築側の工夫により、学習環境向上及び環境負荷低減の導入を検討します。
- 太陽光発電設備など環境に配慮した設備は、環境教育の効果に加え、コスト面や災害時の使用を総合的に考慮し、導入を検討する。
- 学校施設全体で、夏季の高温対策を検討する。
- 校門から昇降口、校庭、体育館及びプールまでの動線が教職員の死角にならないようにするなど、不審者対策を考えたセキュリティ機能を備える。
- 車両が、校門から校庭に直接侵入できないように、上下式バリカーを設置するなどの対策を検討する。
- ユニバーサルデザインの視点に基づき、誰でも利用しやすいつくりとする。
- 児童・生徒数の状況に応じて、柔軟に対応できるよう、建物の解体や減築、他の用途への転用がしやすい構造や構法を採用する。
- 平常時と災害時に関わらず、生活、運営が行えるよう工夫する。
- 地域開放時や避難所運営時に、児童・生徒の安全確保や学校が保有する個人情報を保護できるようセキュリティに配慮する。
- 避難所運営に必要な非常用の電源・給水・ガス・トイレを確保する。

（２）建物の配置方針

- 校舎は、日照をできる限り採り入れられるよう、配慮する。

- 校庭は、避難所としての機能や地域開放時への対応を考慮し、地上に配置する。
- 体育館は、避難所としての機能や地域開放時への対応も考慮し、原則として地上に配置する。
- プールは、熱中症対策や利用率向上を考慮し、屋内化・集約化を検討する。
- プールの屋内化・集約化を検討する際は、プールを設置する拠点校の選定や地域の民間プール利用など幅広い視点で検討する。
- 地域開放時や災害時に避難所として開放する範囲は、多目的ルーム・家庭科室・会議室・和室とする。
- 地域特性など、必要に応じて、更なる開放範囲を検討する。
- 学校運営時間は、児童・生徒の安全を第一に校門等を施錠し、来訪者等にはインターホン等で遠隔対応ができ、地域開放時間は解錠できるようにするなど、不審者対策を考えたセキュリティ機能を備える。
- 敷地内に送迎バス等が入れるように配置計画及び外構計画を検討する。

（３）その他

- 樹木は、周辺環境への配慮や法令との整合性、維持管理のしやすさを踏まえ、樹木の種類や数量を設定し、植栽する。
- 遊具・体育器具は、体育活動や小学校低学年の利用などを踏まえ、器具の種類や数量を設定し、設置する。

4.学校施設における各諸室の整備方針

今後、学校施設の改築又は長寿命化改修を進めていくに当たり、「本市が目指すべき学校施設」及び「学校施設の全体整備方針」を踏まえ、児童・生徒、教職員、保護者、地域住民といった学校関係者や、設計委託業者、工事請負業者といった工事関係者が、具体的な整備内容や基準が分かるように、「学校施設における各諸室の整備方針（以下「諸室整備方針」という。）」を取りまとめました。

なお、和室などの諸室整備方針に記載をしていない諸室については、各学校の基本計画及び基本設計の段階で各学校の状況に応じて、設置の有無を検討します。

さらに、改築又は長寿命化改修後の学校施設の管理運営方法の検討も並行して行い、各学校の特徴に応じて、諸室整備方針を基に柔軟な諸室整備を検討します。

改築事業を実施する学校において、「２　学校施設の全体整備方針」に掲げる、「（３）学習環境の充実」や「（４）子供たちの成長を支える学校」を実現するため、改築事業の特徴ある諸室として、「普通教室」、「メディアセンター」、「校務センター」及び「校長室（学校経営ルーム）」を位置付けています。

この「普通教室」、「メディアセンター」、「校務センター」及び「校長室（学校経営ルーム）」について、新たな使い方や整備内容が分かりやすく伝わるよう、９２ページから９９ページでは、各諸室の整備方針をイラストを用いて示しています。

１.普通教室

修正作業中

図

２.メディアセンター

修正作業中

３.校務センター

修正作業中

４.校長室（学校経営ルーム）

修正作業中

01

普通教室

修正作業中

修正作業中

02

メディアセンター

修正作業中

修正作業中

03

校務センター

修正作業中

03

校務センター

修正作業中

04

校長室（学校経営ルーム）

修正作業中

修正作業中

（１）各諸室共通

☑本項では、「各諸室の広さの考え方」や「全体整備方針を実現するための共通の方針」など、各諸室の共通事項を示します。

☑諸室寸法の考え方については、全学校共通で「普通教室の１室の広さ＝１コマ」と定めて、学校ごとに異なる各諸室の構成も「コマ数」で一元管理できるようにします。

☑身体の成長等を考慮し、小学校よりも中学校の方が普通教室の広さが広くなるよう設定します。

☑特別教室の１室の広さについては、教科ごとに必要な機能が一律ではないことから、柔軟に設定します。

ア.学校施設の全体整備方針を実現するための共通の方針

- 児童・生徒の居場所となる温かみと落ち着きのある空間づくりや環境面及び児童・生徒の心身に配慮し、内装を木質化するなど素材にも配慮した計画とする。
- 両側に諸室を配置して中央の廊下等を多目的（交流スペース等）に利用できるようにする、または教室と一体的（学習スペース等）に利用できるようにするなど、建築的な工夫により、空間の有効活用を図る。
- 柔軟で創造的な学習環境の実現に向けて、共用部の設えの工夫や有効活用を行うとともに、適切な共用部面積比率を確保する。
- 児童・生徒数の状況に応じて、パーテーションなどを設置しフレキシブルに対応できる可変性に考慮した計画とする。
- 落ち着いた集中しやすい学習空間を確保するために、遮音性に配慮する。
- 各諸室においては、扉にガラス開口を設置するなど、廊下側から中の様子がわかるようにする。
- 多様な学びに対応できるよう、ＩＣＴ環境を整備する。

- 各諸室の施錠管理については、オートロックシステムなども含めて、セキュリティの向上及び使いやすさに配慮する。
- 現在地の表示やエリアごとに色分けを行うなど、校舎内での位置が分かりやすいよう配慮する。

イ.各諸室の広さの考え方について

- 各諸室の広さは、普通教室の大きさを基準とする。
- 小学校の普通教室の広さに関しては、原則、８m×８．５m の広さとし、これを１コマとする。
- 中学校の普通教室の広さに関しては、原則、８m×１０m の広さとし、これを１コマとする。
- 各諸室のコマ数の目安を設定し、建物全体の広さの効率化を図る。コマ数の目安は図表５５及び５６に示す。また、新たに設定するコマ数は従前のコマ数に基づき設定する。

※　上記に示す寸法は、全て壁芯・柱芯を基準とする。

【図表５５　小学校の各諸室想定コマ数】

種類	諸室名	コマ数		室数		総コマ数		備考
		旧	新	旧	新	旧	新	
普通教室	普通教室	1.0	1.0	24.0	24.0	24.0	24.0	
	学習室	0.9	0.5	2.0	4.0	1.8	2.0	
小計①				26.0	28.0	25.8	26.0	
特別教室	理科室	1.5	1.5	1.1	1.0	1.7	1.5	
	理科準備室	0.5	0.5	1.1	1.0	0.6	0.5	
	音楽室	1.6	1.5	1.7	2.0	2.7	3.0	
	音楽準備室	0.5	0.5	1.4	1.0	0.7	0.5	
	家庭科室	1.6	1.5	1.0	1.0	1.6	1.5	
	家庭科準備室	0.5	0.5	1.0	1.0	0.5	0.5	
	図工室	1.6	1.5	1.1	1.0	1.8	1.5	
	図工準備室	0.6	0.5	1.3	1.0	0.8	0.5	
	視聴覚室	1.7		1.0		1.7		集約化（多目的ルーム、会議室）
	視聴覚準備室	0.7		0.5		0.4		集約化（多目的ルーム、会議室）
	コンピュータ室	1.8	1.5	1.1	1.0	2.0	1.5	
	コンピュータ準備室	0.5		0.9		0.5		集約化（コンピュータ室）
	図書室	1.6	2.0	1.1	1.0	1.8	2.0	
	図書準備室	0.5	0.5	1.3	1.0	0.7	0.5	
	生活科室	1.0		0.2		0.2		低学年の学習室
	教育相談室	0.6	0.5	0.9	1.0	0.5	0.5	
小計②				16.7	13.0	17.9	14.0	
管理諸室	職員室	1.9	2.5	1.0	1.0	1.9	2.5	校務センター化（職員室＋事務室＋給湯室＋打合せブース）
	事務室	0.5		1.0		0.5		
	校長室	0.5	1.0	1.0	1.0	0.5	1.0	拡大（応接機能、郷土資料機能）
	用務員室	0.4	0.5	0.2	1.0	0.1	0.5	
	保健室	1.1	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	
	印刷室	0.5	0.5	1.0	1.0	0.5	0.5	
	倉庫・教材室	0.5	0.5	5.9	6.0	3.0	3.0	
	職員更衣室（男女別）	0.5	0.5	1.0	2.0	0.5	1.0	拡大（教職員休憩スペース）
	放送室	0.6	0.5	1.0	1.0	0.6	0.5	
	会議室	0.9	1.0	0.8	1.0	0.7	1.0	
	応接室	0.8		0.2		0.2		集約化（校長室）
	給湯室	0.4		0.9		0.4		集約化（校務センター）
	配膳室	0.5	0.5	4.3	4.0	2.2	2.0	１階部分は１コマ分を想定
小計③				19.3	19.0	12.0	13.0	
その他	ランチルーム	1.6		0.6		1.0		集約化（多目的ルーム）
	オープンスペース	2.0	2.0	0.5	1.0	1.0	2.0	⇔多目的ルーム
	多目的室	1.0		0.6		0.6		
	郷土資料室	0.5		0.1		0.1		集約化（校長室、廊下）
	児童会室	1.0		0.2		0.2		集約化（多目的ルーム、普通教室）
	児童用更衣室		0.5		2.0		1.0	新設
	放課後子ども教室	1.1	1.0	0.6	1.0	0.7	1.0	
	PTA室	0.6	0.5	1.0	1.0	0.6	0.5	
	特別支援教室	1.0	1.5	1.0	1.0	1.0	1.5	教材室を含む
小計④				4.6	6.0	5.1	6.0	
総計①～④				66.6	66.0	60.8	59.0	

更新作業中

【図表５６　中学校の各諸室想定コマ数】

種類	諸室名	コマ数		室数		総コマ数		備考
		旧	新	旧	新	旧	新	
普通教室	普通教室	1.0	1.0	24.0	24.0	24.0	24.0	
	学習室	1.0	0.5	3.0	4.0	3.0	2.0	
小計①				27.0	28.0	27.0	26.0	
特別教室	理科室	1.6	1.5	2.4	2.0	3.8	3.0	
	理科準備室	0.6	0.5	2.1	1.0	1.3	0.5	
	音楽室	1.6	1.5	2.1	2.0	3.4	3.0	
	音楽準備室	0.5	0.5	2.2	1.0	1.1	0.5	
	家庭科室	1.6	1.5	2.0	1.0	3.2	1.5	室数見直し
	家庭科準備室	0.5	0.5	2.0	1.0	1.0	0.5	
	視聴覚室	1.6		0.9		1.4		集約化（多目的ルーム）
	視聴覚準備室	0.4		0.7		0.3		集約化（多目的ルーム）
	コンピュータ室	1.8	1.5	1.0	1.0	1.8	1.5	
	コンピュータ準備室	0.5		0.7		0.4		集約化（コンピュータ室）
	図書室	1.6	2.0	1.0	1.0	1.6	2.0	
	図書準備室	0.4	0.5	1.1	1.0	0.4	0.5	
	美術室	1.6	1.5	1.9	1.0	3.0	1.5	室数見直し
	美術準備室	0.5	0.5	1.7	1.0	0.9	0.5	
	技術室	2.2	2.0	2.1	1.0	4.6	2.0	室数見直し
	技術準備室	0.8	0.5	1.0	1.0	0.8	0.5	
	教育相談室	0.5	0.5	1.1	1.0	0.6	0.5	集約化
	進路資料・指導室	0.3		0.4		0.1		
小計②				26.4	16.0	29.7	18.0	
管理諸室	職員室	2.0	2.5	1.0	1.0	2.0	2.5	校務センター化（職員室＋事務室＋給湯室＋打合せブース）
	事務室	0.5		1.0		0.5		
	校長室	0.5	1.0	1.0	1.0	0.5	1.0	拡大（応接機能、郷土資料機能）
	用務員室	0.5	0.5	1.0	1.0	0.5	0.5	
	保健室	1.0	1.0	0.4	1.0	0.4	1.0	
	印刷室	0.5	0.5	1.1	1.0	0.6	0.5	
	倉庫・教材室	0.4	0.5	7.3	6.0	2.9	3.0	
	職員更衣室（男女別）	0.6	0.5	1.0	2.0	0.6	1.0	拡大（教職員休憩スペース）
	放送室	0.5	0.5	1.0	1.0	0.5	0.5	
	会議室	1.1	1.0	0.8	1.0	0.9	1.0	
	応接室	0.3		0.1		0.0		集約化（校長室）
	給湯室	0.4		1.0		0.4		集約化（校務センター）
	配膳室	0.6	0.5	4.4	4.0	2.6	2.0	１階部分は１コマ分を想定
小計③				21.1	19.0	12.4	13.0	
その他	多目的室	0.5	2.0	0.1	1.0	0.1	2.0	⇔多目的ルーム
	生徒会室	0.6		0.9		0.5		集約化（多目的ルーム、普通教室）
	生徒用更衣室		0.5		2.0		1.0	
	PTA室	0.5	0.5	1.0	1.0	0.5	0.5	
	特別支援教室	1.0	1.5	1.0	1.0	1.0	1.5	教材室を含む
小計④				3.0	5.0	2.1	5.0	
総計①～④				77.5	68.0	71.2	62.0	

更新作業中

（２）普通教室

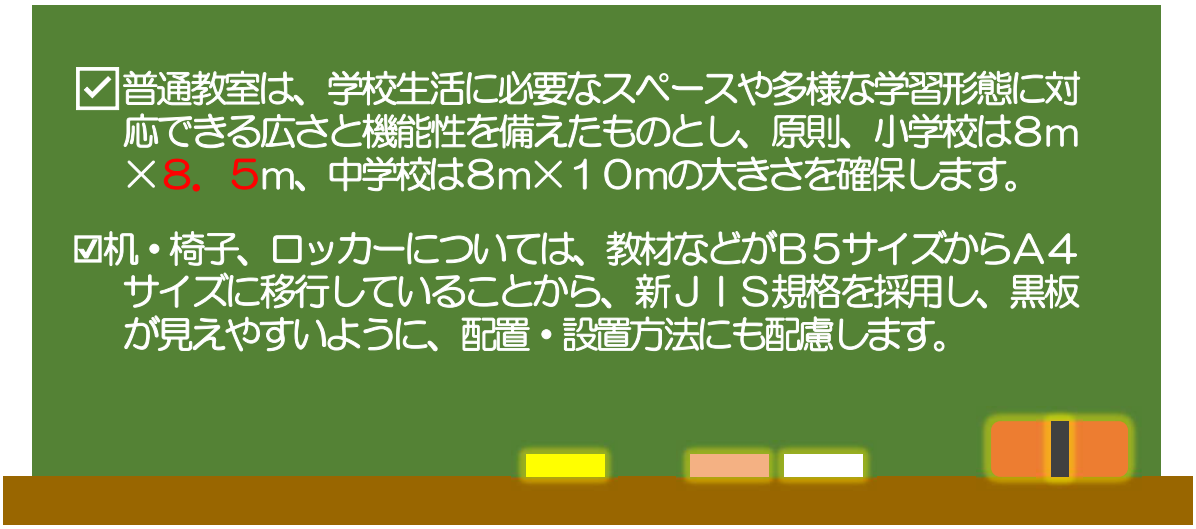

ア.普通教室の広さ

小・中学校の普通教室の広さを検討するに当たっては、図表５７のとおり、４０人学級編成を基準とした上で、その配列として、小学校では２人１組を横に４列、縦に５列、中学校では、一人一人が独立して、横に６列、縦に７列の配置を想定しています。

普通教室の広さは、この配列に対し、以下に示す６つの条件を満たす広さとすることとして、原則、小学校の普通教室では８m×8．５m、中学校の普通教室では８m×１０mの大きさを確保します。中学校においては、小学校と比べ、机の配置レイアウトが異なることに加え、体格差なども考慮し、小学校より普通教室の広さを大きくしています。

【図表５７　普通教室のレイアウトの６つの要件】

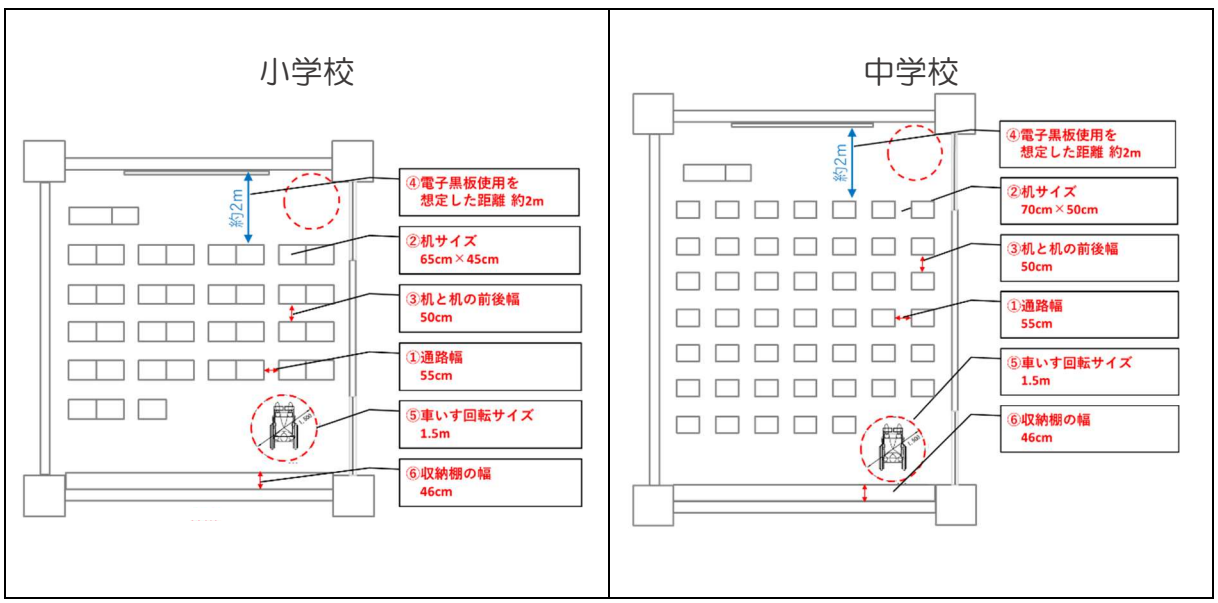

＜普通教室のサイズを決める要件＞

① 通路幅について、人が支障なく通れる寸法を５５cm（出典：第３版コンパクト建築設計資料集成/日本建築学会）として机と机との間の間隔を、それぞれ５５cm 確保する。

② 机サイズについて、平成１１年に学習教材が多様化したことや、教材がＢ版サイズからＡ版サイズに移行し始めていることなどを背景に、机の天板サイズは、幅は６０cm から７５cm、奥行きは４５cm から５０cm を範囲とした、新たなＪＩＳ規格が定められている。小学校では、近年改築を行った八小、十小、一中、三中、五中を参考に６５cm×４５cm を、中学校では体の大きさや学習教材が多くなることなどを考慮し、他市の事例なども参考に、更に大きなサイズとした７０cm×５０cm を採用する。

③ 机の前後幅について、オフィス家具メーカーの参考寸法を基に、人が座った場合の机と机の前後幅を５０cm として確保する。

④ タブレット端末を利用した授業により、教員の指導位置が多面的に変化していることから、最前列の机から電子黒板までの視距離を２m 確保する。

⑤ 車椅子の回転スペースとし、教室の前方と後方に回転スペースで直径１．５m、出入り口の幅が８５cm を確保（出典:府中市福祉のまちづくり施設整備ハンドブック/府中市）する。

⑥ 収納棚では、現在のランドセルサイズがＡ４サイズを基準としたものとなっていることから、収納棚はランドセルが収納できるよう、八小、十小、一中、三中、五中の収納棚の大きさを参考に、４６cm の奥行きを確保する。

イ.普通教室の整備方針

（ア）普通教室は、防犯・安全面を考慮し、原則として２階以上に配置できるよう配慮する。

（イ）落ち着いた集中しやすい学習空間を確保するために、音環境（遮音性・吸音性等）に配慮しつつ、多様な学習環境に柔軟に対応できるよう、教室と廊下の仕切りを整備する。

（ウ）子供たちや教職員の使いやすさに配慮した、十分な掲示スペースを確保する。

（エ）黒板が見えやすいよう、机・椅子、ロッカー並びに窓等などの配置・設置方法にも配慮する。

（オ）黒板と映写機能の両方を備えるつくりとする。

（カ）給食の配膳スペースなど、児童・生徒の生活に必要なスペースを確保する。

（キ）普通教室に設置していた手洗いは、廊下などへ集約化する。

（３）特別教室

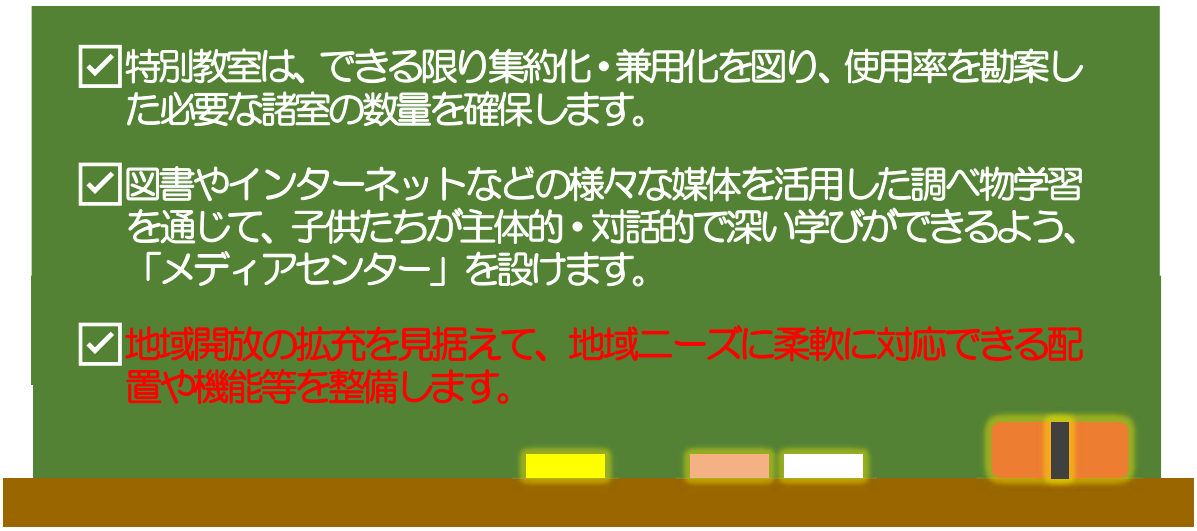

ア.理科室

（ア）実験用具などを収納できる空間を確保する。

（イ）耐薬品性のある材質のものを使用するなど衛生管理に適したつくりとする（乾式床など）。

（ウ）手洗い場を設置する。

（エ）準備室内に、薬品などの危険物を安全に保管することができる空間を設ける。

イ.音楽室

（ア）防音機能や音響機能に配慮したつくりとする。

（イ）第２音楽室を設ける場合は、楽器庫機能も含める。

（ウ）児童・生徒による歌唱、演奏などの発表の場となるようなスペースを設ける。

（エ）必要に応じ、個人練習やパート別のグループ練習などができるよう配慮する。

ウ.家庭科室

（ア）教育機能の利便性の向上や学校施設の地域開放や避難所としての利用を想定し、多目的ルームと隣接する。

（イ）学校施設の地域開放や避難所開放を想定し、１階に優先的に配置する。

（ウ）調理機能、裁縫機能を確保する。

（エ）備品の使い勝手（足元に余裕がある、車椅子でも利用できるなど）に配慮する。

（オ）衛生管理に配慮したつくりとする（チョーク粉飛散防止のため、黒板ではなくホワイトボードを使用するなど）。

エ.メディアセンター

（ア）学習活動などにおいて効果的に活用することができるよう、普通教室などからの利用のしやすさに配慮する。

（イ）図書室機能を持たせる。

（ウ）ＩＣＴ機能の充実など、将来的な備品の変化にも柔軟に対応できるつくりとする。

（エ）蔵書スペースを確保する。

（オ）個人やグループで学習できるスペースを設置する。

（カ）司書が執務できるスペースを設ける。

オ.図工室（小学校のみ）

（ア）手洗い場を設置する。

（イ）収納、保管、展示、鑑賞などのための什器を設置することのできる空間を確保する。

（ウ）工作用の機械などを児童が安全に利用できるような動作空間を確保する。

（エ）準備室内に、揮発性の高い塗料などの危険な材料、各種工具などを安全に保管することのできる空間を設ける。

カ.美術室（中学校のみ）

（ア）手洗い場を設置する。

（イ）収納、保管、展示、鑑賞などのための什器を設置することのできる空間を確保する。

（ウ）工作用の機械などを生徒が安全に利用できるような動作空間を確保する。

（エ）準備室内に、揮発性の高い塗料などの危険な材料、各種工具などを安全に保管することのできる空間を設ける。

キ.技術室（中学校のみ）

（ア）手洗い場を設置する。

（イ）収納、保管、展示、鑑賞などのための什器を設置することのできる空間を確保する。

（ウ）工作用の機械などを生徒が安全に利用できるような動作空間を確保する。

（エ）準備室内に、揮発性の高い塗料などの危険な材料、各種工具などを安全に保管することのできる空間を設ける。

ク.教育相談室

（ア）保健室の隣に配置するなど、心のケアと身体のケアに配慮した配置計画とする。

（イ）鍵付きの収納棚を設置し、カウンセリング資料などの保管に配慮する。

（ウ）個別相談ができるよう、パーテーションなどを設置する。

ケ.進路資料・指導室（中学校のみ）

（ア）個別相談や模擬面接ができるよう、パーテーションなどを設置する。

コ.視聴覚室

（ア）多目的ルームに集約化し、視聴覚機能を確保する。

サ.生活科室（小学校のみ）

（ア）多目的ルームに集約化する。

シ.サポートルーム

（ア）不登校児童・生徒の学校復帰や、不登校の未然防止を目的として設置する。

（イ）普通教室の前を通らずに出入りしやすい配置とし、教育相談室と連携利用できる配置を検討する。

（ウ）専用の部屋を用意するのではなく、今後の教育的ニーズに応じて、多目的ルームや教育相談室等、時間帯や曜日で使用方法が異なる部屋を共有化し、可動間仕切りにより柔軟な対応ができる空間づくりを目指す。

（４）管理諸室

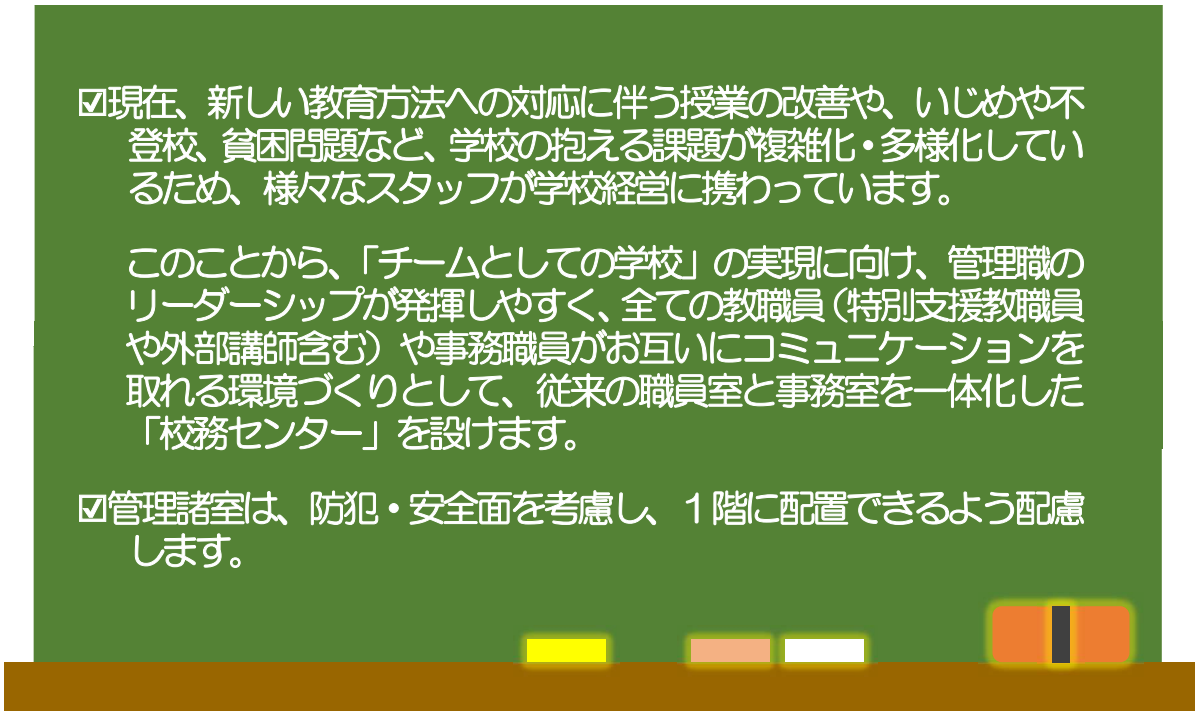

ア.校務センター

（ア）校舎外にすぐ出られるよう、地域特性に配慮しながら、原則１階に配置する。

（イ）校庭が見やすい配置とする。

（ウ）昇降口が見渡しやすい配置とする。

（エ）校長室に隣接する配置とする。

（オ）教員エリアについて

ａ. 全ての教職員（教員、事務職員、用務員、特別支援教職員、外部講師など）が執務できる環境とする。
ｂ. 管理職が教職員の状況を把握しやすい執務環境とする。
ｃ. 打合せ・休憩スペースを設ける。
ｄ. 個人用の鍵付ロッカーを設ける。
ｅ. 児童・生徒への応対ができるよう、カウンターを設ける。
ｆ. 給湯スペースを設ける。
ｇ. 鍵付きの共用収納棚を整備し、機密性を備えた収納スペースを確保するとともに、扉をホワイトボードとするなど機能性があるものとする。
ｈ. 外部講師や学校支援員など、執務時間が短い職員向けに、柔軟に対応できる机・椅子を配置する。
ｉ. 副校長席の近くに防災設備などを集中させ、一括管理ができるつくりとする。

（カ）事務職員・用務員エリアについて

a．収納力を確保する。
b．事務職員と用務員の机は、一連の配置とする。
c．来校者の受付窓口を設ける。

イ.校長室（学校経営ルーム）

（ア）学校経営を円滑に行うため、応接機能と打合せ機能の両方を確保する。

（イ）校庭が見やすい配置とする。

（ウ）校務センターに隣接する配置とする。

（エ）校務センターと内部で往来ができるようにする。

ウ.保健室

（ア）教育相談室と隣接する配置とする。

（イ）校庭に出やすい配置とする。

（ウ）トイレに近い配置とする。

（エ）落ち着きがあり、採光、通風などの自然環境に配慮した配置とする。

（オ）校務センターなど各諸室との連絡・通信手段を確保する。

（カ）ベッドを２床以上配置できるスペースを確保する。

（キ）手洗い場やシャワー機能を設ける。

（ク）大型備品が収納できるロッカーを確保する。

エ.印刷室

（ア）校務センターの近くに配置する。

（イ）遮音性に配慮したつくりとする。

（ウ）複写機の設置スペースのほか、印刷整理・教材作成作業スペースと教材・用紙収納スペースを確保する。

（エ）テスト用紙の印刷などにも使用するため、セキュリティに配慮する。

オ.倉庫・教材室

（ア）学校運営時の災害に備え、児童・生徒、教職員向けの防災倉庫については、管理諸室エリアに配置する。

（イ）用務員の作業スペースを設ける場合は、校長室、校務センターの近くに配置する。

（ウ）用務員の作業スペースを設ける場合は、作業効率を考慮した広さを確保する。

（エ）十分な収納力を確保し、教材や学校行事に使用する備品、消耗品関係を保管できるようにする。

カ.職員更衣室

（ア）年度ごとに変動する職員数に対応できるよう、男子更衣室と女子更衣室の間の間仕切りを可変性のあるものとする。（パーテーションなど）

（イ）教職員の具合が悪い時に休憩できるスペースを設ける。

キ.会議室

（ア）学校施設の地域開放や避難所開放を想定し、１階の開放エリアに配置又は隣接させる配置とする。

（イ）移動しやすく、折りたためる机・椅子を配置する。

（ウ）視聴覚機能を設ける。

ク.配膳室

（ア）給食センター車が出入りしやすい配置とする。

（イ）各階に配置する。

（ウ）食品などの搬入口と児童・生徒動線との歩車分離を図る。

（エ）１階は給食センター車からの搬入口となることから、他の階よりも大きめのつくりとする。

（オ）配膳員の休憩スペースについても配慮する。

（カ）衛生管理に適したつくりとする（乾式床など）。

（キ）給食用昇降機を設ける。

（ク）異物混入などを防ぐため、部外者の立入りに配慮したつくりとする。

（ケ）防虫・防鼠に配慮する。

ケ.放送室

（ア）放送委員会等の活動に必要な機材等を設ける。

コ.用務員室

（ア）倉庫・教材室に集約化し、作業スペースについても確保する。

サ.応接室

（ア）校長室に集約化する。

シ.給湯室

（ア）校務センター、校長室に給湯コーナーとして集約化する。

（イ）屋外行事にも対応できるよう、別途配置することについて、学校ごとの改築時に個別検討する。

（５）特別支援教育

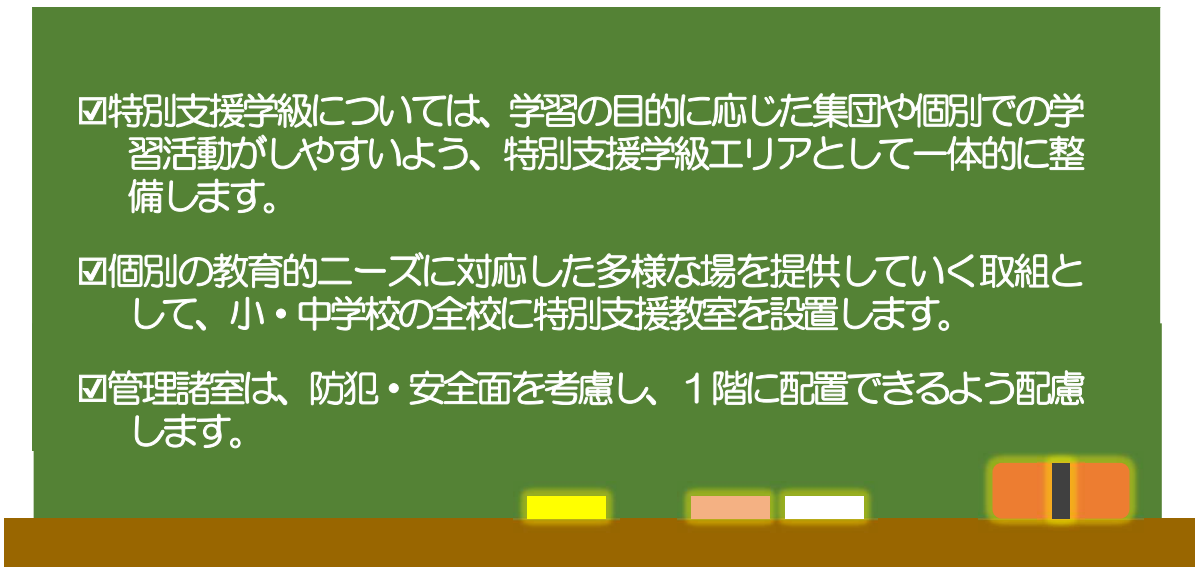

※ 特別支援学級及び特別支援教室に係る諸室以外の整備方針については、各諸室等の整備方針に記載しています。

ア.特別支援学級

（ア）特別支援学級の共通方針

a．学習の目的に応じた集団や個別での学習活動がしやすいよう、特別支援学級エリアとして、一体的に整備する。
b．特別支援学級エリアは、避難がしやすい場所に配置する。
c．特別支援学級は、視覚や聴覚などに敏感な子供についても学びやすいよう、配置や教室環境に配慮する。
d．特別支援学級は、他の学級と生活の中で日常的な交流が持てるよう、配置や動線に配慮する。

（イ）職員室

a．特別支援学級の職員室は、校務センターに集約化し、教職員同士の情報共有やコミュニケーションが図りやすい環境を整備する。

（ウ）指導教室

a．手洗い場を設置する。
b．教員が児童・生徒がいる時間に執務などができる机を設ける。
c．蓋付きのロッカーとして、すっきりした教室環境とするなど、子供たちが集中して学習できる環境を整備する。

（エ）少人数指導教室

a．クールダウン機能に配慮し、落ち着いた位置に配置する。
b．保護者や来校者との個別面談などに配慮し、遮音性に配慮したつくりとする。
c．室内の様子が分かるように配慮する（扉にガラスの開口設置など）。

（オ）プレイルーム（小学校のみ）

a. 複数の学年で多目的に利用できる大きさとする。
b. 他の指導教室のどこからでも集いやすい位置に配置する。

（カ）多目的ルーム（中学校のみ）

a. 複数の学年で多目的に利用できる大きさとする。
b. 他の指導教室のどこからでも集いやすい位置に配置する。

（キ）作業スペース（中学校のみ）

a. 職業学習や製造、サービス、調理など多様な作業学習ができるつくりとする（電気コンセントの数や配置、清掃の作業学習などに適した床材の選択など）。
b. 多目的ルームと一体的に利用できるよう配置する。

（ク）教材庫

a. 指導教室内に収納できない教材などを収納する。

（ケ）トイレ

a. プライバシーに配慮しつつ、死角にならないような場所に配置する。
b. だれでもトイレを設置する。
c. トイレに隣接して、シャワー室、更衣スペースを設ける。

イ.特別支援教室

（ア）児童・生徒が利用しやすい位置に配置する。

（イ）視覚や聴覚などに敏感な子供についても学びやすいような学習環境とする。

（ウ）個別指導がしやすいよう、パーテーションなどを設置する。

（６）その他諸室

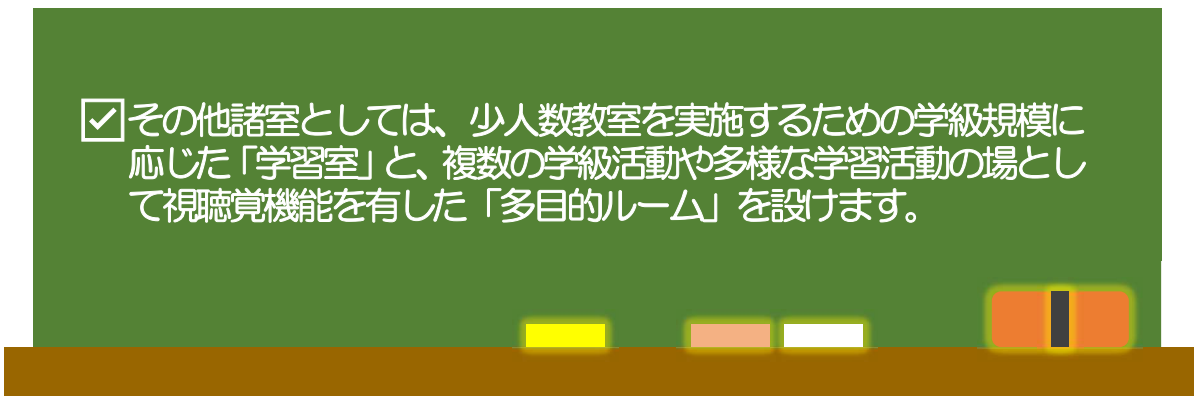

ア.学習室

（ア）普通教室が配置されるフロアに整備する。

（イ）学級増にも対応できるよう、普通教室への転用が可能な仕様とする。

（ウ）少人数・習熟度別指導などへ対応できるよう、間仕切りによる分割が可能な仕様とする（パーテーションなど）。

イ.児童・生徒更衣室

（ア）児童・生徒の心身の発達段階に配慮して、小学校の場合は高学年のフロアに優先的に配置する。

（イ）同時に使用する児童・生徒数に応じ、男女別に更衣できるよう、ロッカーの必要な数及び配置に留意した面積、形状などとする。

ウ.ＰＴＡ室

（ア）教職員以外の者が利用するため、学校管理者が把握しやすい配置とする。

（イ）打ち合わせや作業がしやすいスペースや機能を確保する。

エ.多目的ルーム

（ア）地域開放や避難所としての利用を想定し、１階に優先的に配置する。

（イ）学年集会や他の学年との交流など、複数の学級が集まれる大きさとする。

（ウ）パーテーションを設置し、フレキシブルに利用できるようにする。

（エ）机・椅子は移動や収納のしやすいものとする。

（オ）視聴覚機能を設ける。

（カ）多様な学習活動の場として、つくりや備品に配慮し、児童・生徒が主体的・対話的で深い学びができるよう配慮する。

（キ）イベントスペースとしても活用できるよう、廊下と一体的に使用できるよう配慮する。

（ク）地域住民の会合や、地域団体の活動の場として活用できるよう、地域に開放できるつくりとする。

（ケ）災害時に避難所として開放できるつくりとする。

（７）校舎内の共用部

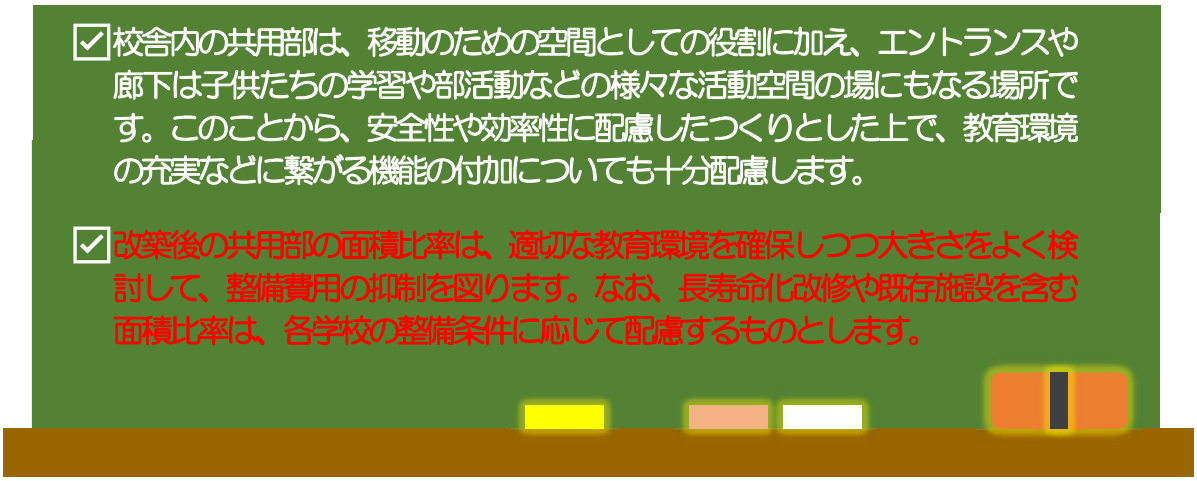

ア.トイレ

（ア）どこからでも利用しやすい配置とする。

（イ）洋式化を原則とする。

（ウ）児童・生徒が使いやすいつくりとする。

（エ）だれでもトイレを設置する。

（オ）衛生管理に配慮したつくりとする。

イ.共用スペース（エントランス・廊下・階段）

（ア）共用スペースにエレベーターを設置する。

（イ）エントランス付近の児童・生徒の動線は学校敷地内の車両動線と明確に分離し安全に配慮する。

（ウ）廊下は、見通しの良い形状とする。

（エ）廊下は、日常及び避難時の通行の場として、ゆとりを持った広さを確保しつつ、効率性にも十分配慮したつくりとする（両側教室など）。

（オ）廊下は、エントランス・トイレとの関係に配慮して手洗い機能を設置する。

（カ）廊下は、通路としての役割に加え、展示・掲示機能、コミュニケーション機能、創造的な学習機能、諸室との連携機能などの他機能の付加についても留意する。

（キ）エントランスは、段差のないつくりとする。

（ク）エントランスは、来校者の受付や管理がしやすいつくりとする。

（ケ）エントランスは、出入口の幅を十分確保し、下足箱、傘立てなどの配置を考慮し、安全かつ円滑に出入りできる面積、形状などとする。

（コ）エントランスは、開放性やイベントに活用できる空間となるよう配慮する。

（サ）階段は、各諸室からのアクセスがしやすいよう配慮する。

（シ）階段は、手すりを設ける。

（ス）階段などは、落下防止柵をメッシュや半透明のタイプにするなど、見通しが良く安全性に配慮したつくりとする。

（８）校庭

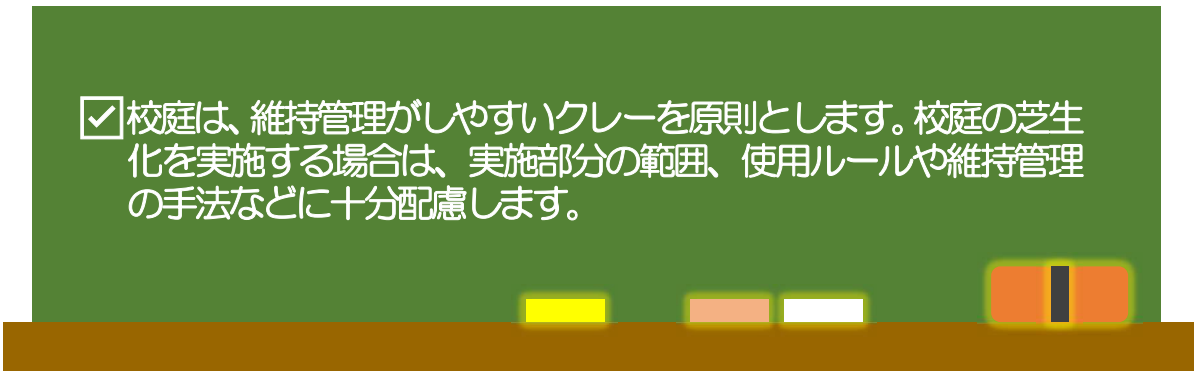

（ア）校庭は避難所としての機能や地域開放時への対応も考慮し、地上に配置する。

（イ）近隣住宅への騒音、砂ぼこりなどの影響をできるだけ避けるため、配置やグラウンドの材質に配慮する。

（ウ）授業や学校活動で使用する体育器具・遊具を設ける。

（エ）体育や部活動などの学校活動や地域開放時に児童・生徒や校庭利用者が利用できるよう、更衣スペースやトイレ、倉庫等を設ける。

（９）体育館

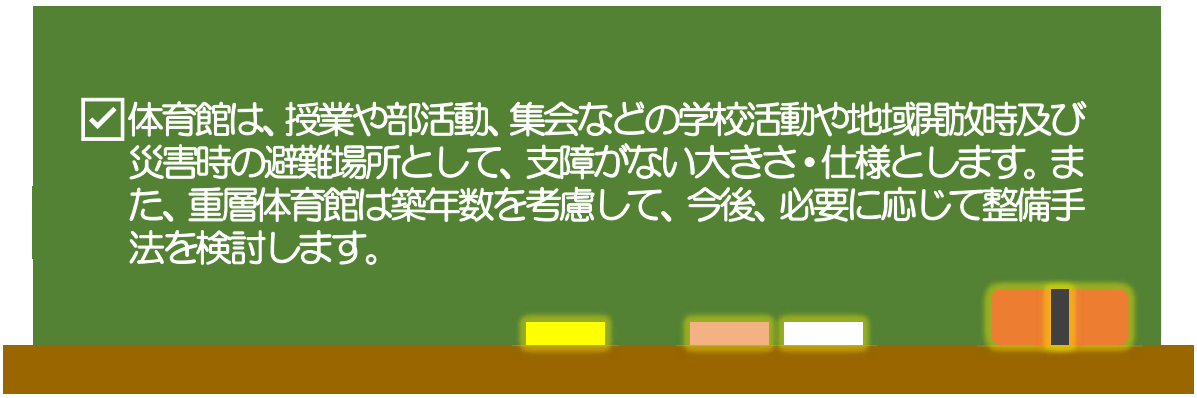

（ア）授業や部活動、集会などの学校活動に支障がない大きさ・仕様とする。

（イ）体育館は避難所としての機能及び地域開放時への対応も考慮し、原則として地上に配置する。

（ウ）夏季の高温対策として、通風、換気に配慮したつくりとし、必要に応じて空調設備を設置する。

（エ）体育館のエントランスは、段差のないつくりとする。

（オ）授業や学校活動で使用する体育器具を収納できるスペースを設ける。

（カ）催しや式典で利用できるよう、ステージを設置する。

（キ）地域開放時及び災害時の避難所としての運用を想定し、エントランス、だれでもトイレ、更衣室など必要な付属機能を設ける。

（ク）避難所運営用の情報通信設備（テレビ・電話・wi-fi・防災無線など）が使用できるようにする。

（ケ）体育館から近い位置に、防災倉庫を設ける。

（１０）武道場

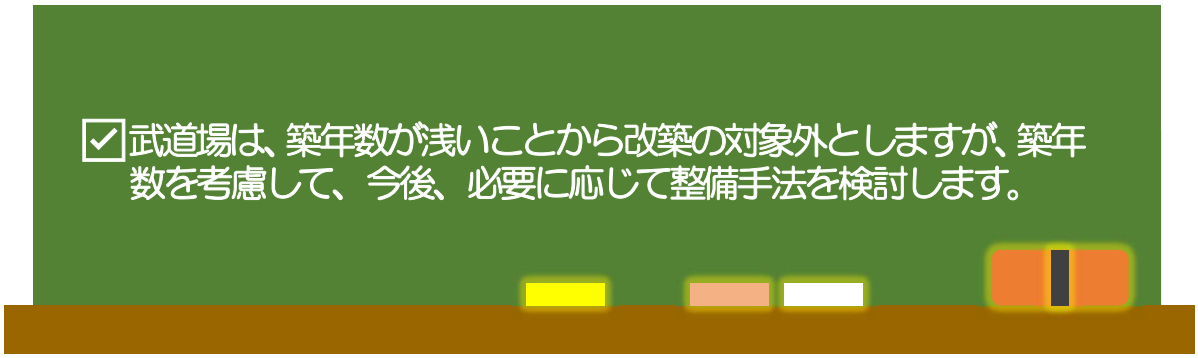

（ア）武道の運動種目にふさわしい空間となるような内部仕上げや広さとする。

（イ）遮音性や振動に配慮したつくりとする。

（ウ）授業や学校活動で使用する器具などを収納できるスペースを設ける。

（エ）地域開放時の運用を想定し、更衣室やトイレなどの必要な付属機能を設ける。

（11）プール

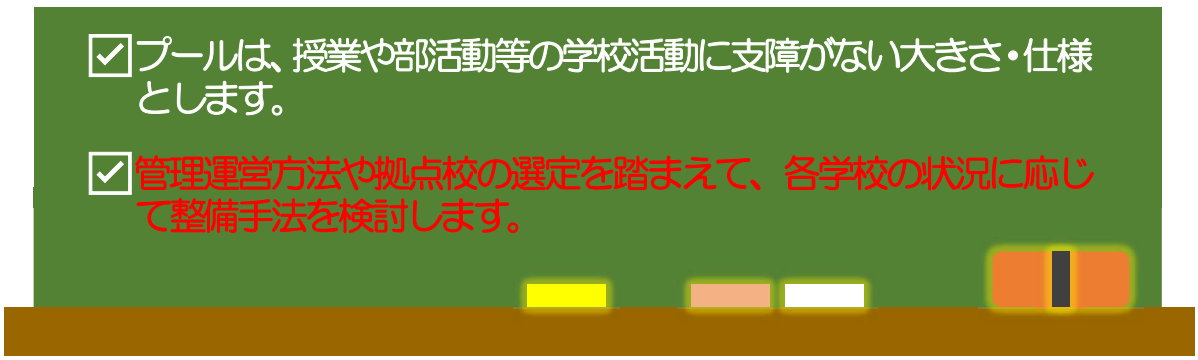

（ア）校地の状況や断水時のプール水の活用等にも考慮し、必要に応じて、屋上化を検討する。

（イ）小学校では、低学年の児童が安全に利用できることに配慮したつくりとする。

（ウ）更衣室・シャワー・トイレ・見学スペースなどの必要な付属機能を設ける。

（エ）プールのエントランスは、段差のないつくりとする。

（オ）周辺環境を考慮し、目隠しなどを設置する。

（カ）プールを設置する拠点校を選定する場合は、他校の児童・生徒及び送迎バス等の動線計画を併せて検討する。

第７章

継続的運用方針

1.本計画の見直しの考え方

第１章の２「(２)計画期間と更新サイクル」で示したとおり、令和５～６年度の改定期間以降、学習指導要領や府中市学校教育プランなどの関連計画や、改築事業を実施した学校の状況を見ながら、必要に応じて見直すこととします。図表５８に示すとおり、見直しに当たっては、今後、長期間にわたって継続的に実施する学校施設の老朽化対策が発展的なものとなるよう、老朽化対策を実施した学校へのヒアリングや学校関係者、各課との連携などを通じて、第６章「各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針」に対する点検・評価を行うとともに、教育環境や学校施設に求められる機能・役割などの変化に柔軟に対応していきます。

また、本計画全体の老朽化対策の見直しの進め方については、建築基準法で定められた通常の定期点検結果に加えて、劣化が著しく進行したり災害による躯体損傷が発生した場合などにおいては、必要に応じて本計画の見直しの時期に合わせ、改めて老朽化対策調査を実施し、老朽化対策調査の結果も踏まえて、学校施設の劣化状況を再評価します。

なお、将来の児童・生徒数に関すること、特別支援教育や小中連携・一貫教育制度、ＩＣＴ教育といった新しい教育ニーズに関すること、適正規模・適正配置に関すること、本市の公共施設マネジメント推進プランに関することなど、関係課が継続的に検討している内容については、各課と連携を図りながら、その内容を考慮した上で、本計画の見直しを行います。

【図表５８　本計画の見直しサイクル】

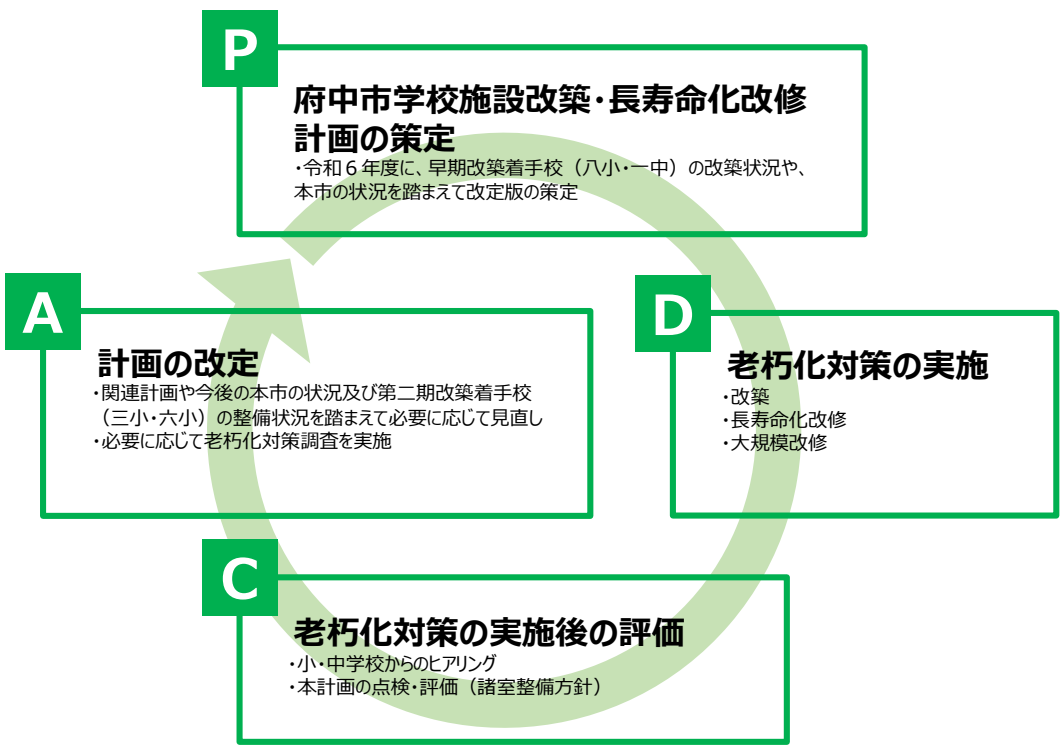

（１）推進体制の整備

本計画の推進体制として、図表５９に示すとおり、学校施設を所管する学校施設課を中心に学校施設の老朽化対策を実施していきます。

本市の庁内体制として、教育委員会の各課が、教育面や維持管理面などにおいて学校運営に関わっていることから、教育委員会内の各課と横断的に連携を図るとともに、学校施設が公共施設の一つとして、地域住民の活動の場であることや避難所運営などの役割も担っていることから、公共施設マネジメントを所管する建築施設課をはじめとした、教育委員会以外の各関係課と連携・調整を図っていきます。

また、市議会をはじめとして、学校施設を使用し教育活動を行う小・中学校の教職員や児童・生徒、ＰＴＡなどの学校関係者や、学校施設を活用する地域住民とも、十分に連携・調整を図っていきます。

【図表５９　老朽化対策を進める上での推進体制図】

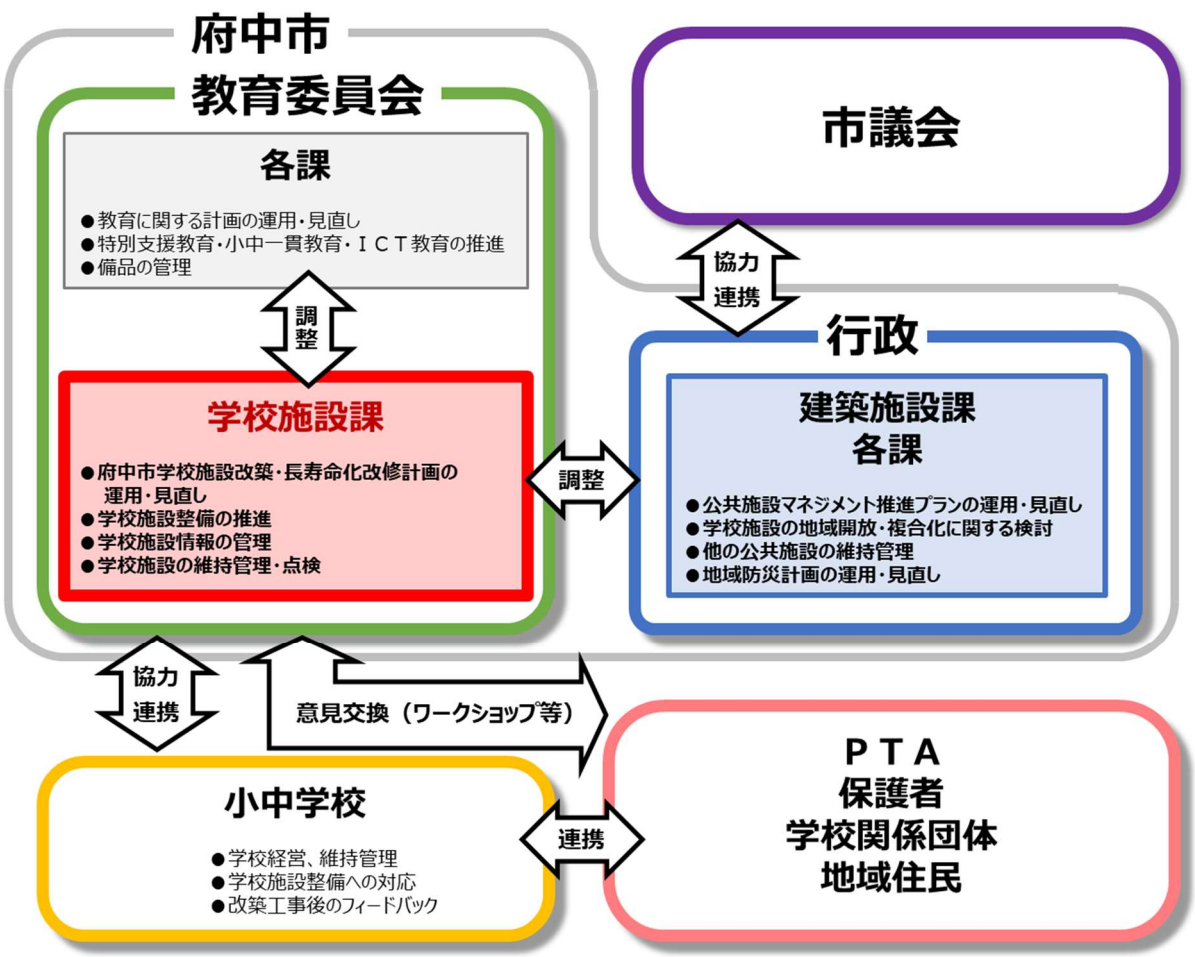

2.今後の各学校における老朽化対策の進め方

今後の各学校の老朽化対策を進めるに当たって、具体的な進め方を以下のとおり示します。

また、老朽化対策を進める際の地域住民との関わりや、工事の実施に当たっての配慮事項を併せて示します。

各学校における老朽化対策は、第４章で示したとおり改築と長寿命化改修を組み合わせた整備を行います。学校ごとの改築整備を進めるに当たっては、第６章に記載する「諸室整備方針」に基づき、整備を実施するとともに、児童・生徒、教職員、保護者、地域住民などの意見を基に、地域ごとの独自性、それぞれの学校施設の個別条件に配慮した検討を行います。

（１）学校ごとの改築整備の進め方

具体的な学校ごとの改築整備の進め方は以下のとおりです。

ア.基本構想

各学校を整備する上での、市としての統一的な基準である、第６章「各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針」に加えて、各学校の独自性やそれぞれの校地条件などを踏まえ、おおまかな校舎面積や必要諸室及び施設整備や施設配置の考え方などを設計与件としてまとめます。

基本構想の実施内容

- 学校規模（校舎面積や児童･生徒数など）の整理
- 必要諸室（種類や室数）の整理
- 各学校の施設整備の考え方の整理
- 校地内の施設配置や校舎面積のパターン比較

イ.基本計画

「基本構想」などで提示された設計与件を整理し、施設整備や施設配置の考え方を取りまとめ、新たな学校施設の全体像を示します。

基本計画の実施内容

- 各学校の施設整備の考え方の設定
- 校地内の施設配置の設定
- 必要諸室（種類や室数）の設定

ウ.基本設計

基本計画を基に、具体的な施設配置や建物の平面と空間の構成、備えるべき機能や性能、内外のデザインなどを作成し、整備に係る概算費用を示した上で、新たな学校施設の姿を明確にします。

基本設計の実施内容

- 基本設計図書の作成、基本設計説明書の作成
- 建築（配置図、各階平面図、立面図、断面図）、構造、電気設備、空気調和設備・衛生設備、外構、備品などの各図面の作成
- 新たな学校施設のイメージ図の作成

エ.実施設計

基本設計図書に基づいて、デザインと技術面の両面にわたって詳細な設計を進め、工事契約の締結や工事の実施に向けた具体的な仕様や整備費用を決定します。

実施設計の実施内容

- 実施設計図書の作成、実施設計説明書の作成
- 建築、構造、電気設備、空気調和設備・衛生設備、外構、備品などの仕様の決定
- 工事契約に向けた整備費用の決定
- 工事発注に向けた関連資料などの作成

オ.工事

実施設計図書に基づき、新たな学校施設を建設します。また、愛着の持てる学校施設を目指し、児童・生徒による工事現場の見学会などの開催を検討します。

工事の実施内容

- 工事の実施
- 許認可、総合図、施工図、製作図、検査記録などの作成
- 工事現場の見学会

カ.新たな学校施設の維持管理について

改築工事完了後の新たな学校施設の維持管理を適切に行うため、工事完了時に学校施設台帳をしゅん工図などと併せて更新するとともに、設計の意図や施設及び設備機器の使い方、環境負荷低減に関する仕組みや運用方

法を改築関係者から適切に引き継ぎます。また、維持管理に伴う修繕や改修工事を実施した場合には、適宜、その履歴データを学校施設台帳やしゅん工図に反映し、学校施設の整備情報を更新します。なお、維持管理・運営期間の課題や改善事項について、学校関係者や、関係課と十分に連携・調整を図るとともに、その内容を次期改築事業に活かしていくように努めます。

（２）今後の改築整備の発注方法について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26 年法律第 56 号）等に、多様な発注方式が示されていることに基づき、各学校の校地条件や改築整備費用の縮減、並びに地域の特徴等の観点から、適切な発注方法を選択し、又は組み合わせて適用していくことを検討します。

また、設計・施工段階での検討や調整事項を適切に維持管理・運営段階に引き継ぐために、PFI 方式を含む維持管理・運営段階までを見据えた発注手法を検討し、施設や設備機器を適切に運用できる体制づくりを目指します。

（３）学校関係者との関わりについて

学校施設の整備は、ワークショップ、工事現場の見学会、市の広報紙、ホームページを通じて児童・生徒、教職員、保護者、地域住民との連携や情報提供に努めていくとともに、学校関係者の意見も広く取り入れながら進めていきます。また、設計段階や施工段階から学校関係者が改築事業に参画できる仕組みを検討し、児童・生徒の環境教育との連動や、地域の機運醸成に繋がるよう努めていきます。

（４）改築工事を実施する際の配慮事項について

改築工事を実施する際は、近年の本市の改築工事においては、学校での授業を行いながらの工事となるため、以下について配慮します。

- 改築工事の期間中は、工事車両の動線や資材置場などに十分配慮し、児童・生徒の安全を確保します。
- 公平な教育環境が確保される場合は、地域特性や校地条件を考慮しながら、仮設校舎を建設しない配置計画を検討します。仮設校舎の建設時は、仮設校舎の安全性、耐震性、耐久性、セキュリティ面に十分配慮し、児童・生徒の安全を確保します。
- 仮設校舎を建設しない場合、学校施設の配置変更に伴う騒音や日射・通風等の教育及び地域環境への影響を十分に検討します。

- 仮設校舎の設置時や、体育館、武道場、プールの改築時は、児童・生徒の授業が制限されることとなるため、学校ごとの改築整備を進める中で十分に配慮し、検討を行います。
- 改築工事の期間中は、学校活動のほか、学校施設を利用する市の事業や地域活動などにも、使用が制限されることから、工事スケジュールなどの情報提供に努めていきます。
- 児童・生徒が、小学校と中学校で連続して仮設校舎での生活になることを極力避けるように、整備順序の検討を行います。

資料編

資料１　府中市学校施設老朽化対策推進協議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例(平成 29 年３月府中市条例第１号)第９条の規定に基づき、府中市学校施設老朽化対策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第２条　協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、府中市教育委員会が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者　４人

(2)　府中市立小中学校校長会の構成員　２人

(3)　府中市立小中学校 PTA 連合会の構成員　１人

(4)　府中市自治会連合会の構成員　１人

(5)　府中市青少年対策地区正副委員長会の構成員　１人

(6)　府中市肢体不自由児者父母の会の構成員　１人

(7)　公募による市民　４人以内

（会長及び副会長）

第３条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第４条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第５条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(雑則)

第６条　この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付　則

この規則は、平成 29 年４月１日から施行する。

付　則(平成 30 年７月 17 日教委規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第２条第７号の規定は、平成 30 年５月 23 日から適用する。

付　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

資料２　府中市学校施設老朽化対策推進協議会委員名簿

（選出区分ごと、五十音順、敬称略）

No.	選出区分	氏名	役職名
1	学識経験者（特定非営利活動法人リデザインマネジメント研究所）	いけざわ　りゅうぞう 池澤　龍三	
2	学識経験者（横浜国立大学）	たなか　いねこ 田中　稲子	教授
3	学識経験者（明治大学）	たなか　ともあき 田中　友章	教授
4	学識経験者（横浜市立大学）	みわ　のりえ 三輪　律江	教授
5	府中市立小中学校校長会	なりきよ　としはる 成清　敏治	府中第二中学校校長
6	府中市立小中学校校長会	もりしま　まさゆき 森嶋　正行	府中第五小学校校長
7	府中市立小中学校ＰＴＡ連合会	むらの　たろう 村野　太郎	会長
8	府中市自治会連合会	つつい　たかとし 筒井　孝敏	副会長
9	府中市青少年対策地区正副委員長会	よしだ　よしこ 吉田　佳子	青少年対策第一地区委員会副委員長
10	府中市肢体不自由児者父母の会	かわい　あや 河井　文	顧問
11	公募市民	うえむら　たかこ 上村　貴子	
12	公募市民	おかもと　けいこ 岡本　啓子	
13	公募市民	さかい　みさこ 堺　美佐子	
14	公募市民	たかはし　しげただ 高橋　成忠	
会長	田中　友章		
副会長	森嶋　正行		

資料３　府中市学校施設老朽化対策推進協議会審議経過

年度	回	開催日程	主な審議内容
令和５年度	第１回	７月１８日（火）	正副会長選出 諮問 府中市学校施設改築・長寿命化改修計画について
	第２回	８月２２日（火）	府中市学校施設改築・長寿命化改修計画の改定後のイメージ
	第３回	１０月４日（水）	八小・一中の成果と課題について
	第４回	１１月１４日（火）	八小・一中の振り返りと今後の改築実施校への反映 －面積の抑制 －設備等の他市とのスペック比較 －効果的な木質化
	第５回	１月２９日（月）	児童・生徒数の推計と望ましい校舎建築について 仮設校舎建設の方向性について 地域開放・複合化の方向性について 八小１～３年生改築後アンケート集計結果について
	第６回	３月２７日（水）	府中市学校適正規模・適正配置検討協議会答申を踏まえた対応について 今後の学校プール整備の考え方について 諸室の整備方針見直しに当たっての考え方について 令和５年度における委員意見の反映の方向性について
令和６年度	第７回	４月２４日（水）	環境対応方針について 今後の学校プール整備の考え方について 総事業費の考え方について コンクリート耐用年数に対する市の考え方について 発注方式について
	第８回	５月２９日（水）	計画改定素案の検討
	第９回	６月２６日（水）	計画改定素案の検討
	第１０回	７月２３日（火）	答申の審議